

島根県文化財保存活用大綱 (案)

島根県教育委員会
(文化財課)

目次（案）

序 章 大綱の策定について

- 1 文化財保存活用大綱策定の背景と目的
- 2 大綱の位置付け

第1章 文化財の保存・活用等に関する基本的な方針

- 1 島根県の概要
 - (1) 位置
 - (2) 人口
- 2 島根県の自然と歴史・文化
 - (1) 島根県の地理的特徴
 - (2) 島根県の歴史の概要
 - (3) 各地方の歴史・文化の特徴
 - 1) 出雲
 - 2) 石見
 - 3) 隠岐
 - (4) まとめ
 - 1) 環日本海交通の結節点
 - 2) 恵まれた自然が生み出した多様な産業
 - 3) 豊かな歴史・文化や信仰が息づく場所
- 3 島根県の文化財の概要
 - (1) 文化財の体系
 - (2) 文化財に係る制度と島根県内の指定文化財等の概要
 - 1) 指定・選定・選択・登録
 - 2) 県内の指定等文化財等の概要
 - 3) ユネスコ関連
 - 4) その他
- 4 文化財に関する諸課題
 - (1) 調査研究の現状と課題
 - (2) 保存・継承の現状と課題
 - (3) 活用の現状と課題

- (4) 文化財の種別・分野ごとの現状と課題
 - 1) 有形文化財
 - 2) 無形文化財
 - 3) 民俗文化財
 - 4) 記念物
 - 5) 文化的景観
 - 6) 伝統的建造物群
 - 7) 埋蔵文化財
 - 8) 選定保存技術
- 5 基本理念と基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - 1) 文化財を知る、伝える
 - 2) 文化財を守る、つなげる
 - 3) 文化財を活かす

第2章 文化財の調査研究、保存・継承及び活用を図るための取組

- 1 文化財を知る、伝える
 - (1) 文化財の総合的把握
 - 1) 市町村における文化財の総合的把握
 - 2) 県における文化財の総合的把握
 - 3) 文化財基本情報の作成と管理
 - (2) 文化財の調査・研究の推進
 - 1) 指定文化財・指定文化財候補の調査研究の推進
 - 2) 地域で取り組む調査研究の推進
 - 3) 県・市町村が所有する文化財の調査研究の推進
 - (3) 地域の自然や歴史・文化研究の推進
 - 1) 地域の歴史・文化研究の推進
 - 2) 県と市町村との連携
 - 3) 大学や民間研究機関との連携
 - (4) 文化財の調査研究成果の情報公開
 - 1) 調査過程及び研究成果の公開
 - 2) 文化財基本情報や文化財リポジトリの情報公開
 - 3) 博物館・資料館等での積極的な公開
 - 4) 学校教育・社会教育の場での文化財の魅力発信
- 2 文化財を守る、つなげる

- (1) 文化財の指定・登録等の推進
 - (2) 適切な維持管理と保存修理の実施
 - (3) 担い手・後継者の育成への支援
 - (4) 地域住民や民間団体との連携
 - (5) 文化財保護体制の充実
 - (6) 防災体制の構築
 - (7) 市町村等における文化財の保存方針の明確化
- 3 文化財を活かす
- (1) 文化財を身近に感じ親しむ環境づくり
 - (2) 文化財の総合的・一体的な活用
 - (3) 地域資源としての文化財の活用
 - (4) 学校教育・社会教育との連携による文化財の活用
 - (5) 市町村等における文化財の活用方針の明確化
- 4 島根県が主体的に行う取組
- (1) 調査研究と情報公開
 - 1) 県が所有する文化財の調査研究
 - 2) 文化財に関する基礎研究の推進
 - 3) 地域の自然や歴史・文化研究の推進
 - 4) 調査研究成果の情報公開
 - (2) 保存・継承と活用
 - 1) 県保有の有形文化財の保存・活用
 - 2) 県保有の記念物の調査研究と保存・活用

第3章 市町村等への支援の方針

- 1 現状と課題
 - (1) 市町村の現状と課題
 - (2) 所有者等の現状と課題
- 2 保存・活用に関する支援
 - (1) 市町村への支援
 - 1) 文化財保存活用地域計画作成に関する支援
 - 2) 文化財保存活用支援団体の指定に関する支援
 - 3) 調査研究、保存・継承、活用に関する支援
 - (2) 所有者等への支援
 - 1) 保存・活用計画の作成に関する支援
 - 2) 調査研究、保存・継承、活用に関する支援

第4章 防災・防犯及び災害・犯罪被害等発生時の対応

- 1 災害・犯罪被害等に備えた取組の現状
 - (1) 平常時の取組
 - (2) 災害・犯罪被害等発生時の対応
 - (3) 中国四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援
- 2 今後の取組
 - (1) 文化財台帳の作成
 - (2) 文化財防災・防犯マニュアルの作成
 - (3) 島根県文化財救済ネットワークの構築

第5章 文化財の保存・活用等の推進体制

- 1 島根県の文化財担当部局等の体制
 - (1) 教育庁文化財課
 - (2) 島根県文化財保護審議会
- 2 他部局等との連携協力体制
- 3 民間団体等との連携協力体制
- 4 今後の体制整備の方針

終章 文化財の将来への継承にむけて

資料編

- 資料1 島根県が実施してきた文化財関係調査報告書一覧
- 資料2 県内の指定文化財一覧
- 資料3 県保有文化財一覧
- 資料4 文化財の保存・活用の体制

序 章 大綱の策定について

1 文化財保存活用大綱策定の背景と目的

今日まで守り伝えられてきた島根の特色を持つ多様な文化財¹⁾は、県や地域²⁾の豊かな歴史と文化をいきいきと物語るものであり、地域の歴史的・文化的環境を形づくる重要な資源である。文化財は地域に対する誇りと愛着を育む精神的なよりどころとなるものでもあり、こうした文化財を次世代に確実に継承していくことは、県民の責務である。

しかしながら、文化財をとりまく現状は、過疎化や少子高齢化、人々の価値観の多様化などによる急激な社会状況の変化に伴い、文化財の継承の基盤である地域社会の衰退が懸念されており、文化財の維持管理や活用を行う担い手や後継者³⁾の不足による滅失・散逸や、自然災害等による損壊・消滅の危機に瀕している。

島根県ではこれまで都市開発や大規模公共事業等の進捗が比較的緩やかであったことから、豊かな自然環境や歴史的景観が保全され、各地域で貴重な文化財が受け継がれてきた。これらを今後も確実に保存・継承していくためには行政や文化財所有者とともに、地域住民や民間団体を含めた地域総がかりで取組を行っていくことが必要である。

このような状況の中、国では平成29年(2017)12月に文化審議会文化財分科会企画調査会から「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第1次答申)」が答申され、「今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承することが必要」との考え方が示された。

この方針を踏まえ、地域における文化財の総合的・計画的な保存・活用の推進や、地方文化財行政の推進力の強化などを図るため、平成30年(2018)6月8日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成31年(2019)4月1日に施行された。

この法改正により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の

1) 本大綱で扱う文化財とは、国や地方自治体などによる指定・未指定に関係なく文化財保護法第2条の定義に基づく文化財に加え、地場産業や食文化、古くからの地名、方言など文化財を取り巻く周辺環境も含めて使用する。

2) 本大綱でいう地域とは、原則、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏単位で形成される範囲を指す。

3) 担い手とは、文化財の保存・継承の取組を中心となって推し進める人、後継者とは、文化財の所有者・継承者として受け継いでいく人のことを指す。

総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県では域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定、市町村では総合的な計画となる「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）の作成、国指定等文化財の所有者は「保存活用計画」の作成ができることとなった。

島根県では、平成元年度の島根古代文化活用委員会による「島根の古代文化活用の提言」¹⁾などに基づき、平成4年度に古代文化センター、平成18年度に古代出雲歴史博物館を設置し、埋蔵文化財調査センター、八雲立つ風土記の丘などとともに、文化財の調査研究や情報発信などの活用を着実に進めてきたが、この度の法改正の趣旨に基づき、島根県全体の未指定を含めた文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上で共通の基盤とするため、「島根県文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という）を策定することとした。

なお、策定した大綱は、社会状況の変化や「島根創生計画」（令和2年3月策定）等の改訂の状況を踏まえ、適時適切に更新し、内容の充実を図ることとする。

¹⁾ 島根古代文化活用委員会は、平成元年に島根の古代文化を究明し、これからの地域文化の創造に生かしていくための方策を検討するために設置され、平成2年に（仮称）古代文化研究センターの設置や古代文化活用事業の推進などの提言が行われた。

2 大綱の位置付け

文化財の保存・活用¹⁾のための必要な措置を講じることは、文化財保護法（以下「法」という。）第1条、第3条及び第4条に定めている²⁾。島根県では島根県文化財保護条例（以下「条例」という。）第1条で法と同様の趣旨をうたっている。大綱は島根県の文化財の保存・活用について、本県の基本的な方向性を示すため、法第183条の2第1項の規定に基づき策定するものである。

大綱でとりまとめる島根県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方針及び県内における各種の取組等は、「島根創生計画」（令和2年3月策定、計画期間：2020～2024年度）、「島根県教育大綱」（令和2年3月策定、以下「教育大綱」という。）、「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年3月策定、以下「魅力化ビジョン」という。）などの方向性に則って策定する。

島根創生計画では、島根県の将来像として「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を描き、その将来像を実現するために、「第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略」「第2編 生活を支えるサービスの充実」「第3編 安全安心な県土づくり」の三つの柱を立て、政策・施策を進めていくこととしている。

文化財の保存・活用については、「第2編 生活を支えるサービスの充実 IV心豊かな社会をつくる 4 自然、文化・歴史の保全と活用 (2) 文化財の保存・継承と活用」において、「全国に誇る島根固有の歴史・文化についての保存と継承と、調査研究を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促す」ことを掲げている。

教育分野では「教育大綱」の「IV基本方針 1ふるさと島根から未来を創る教育 (4) 文化財の保存・継承と活用」及び「魅力化ビジョン」の「VII教育環境の充実 5基盤となる教育環境の整備・充実 (6) 文化財の保存・継承と活用」において、文化財保護に関する方針や今後の方向性等を示している。

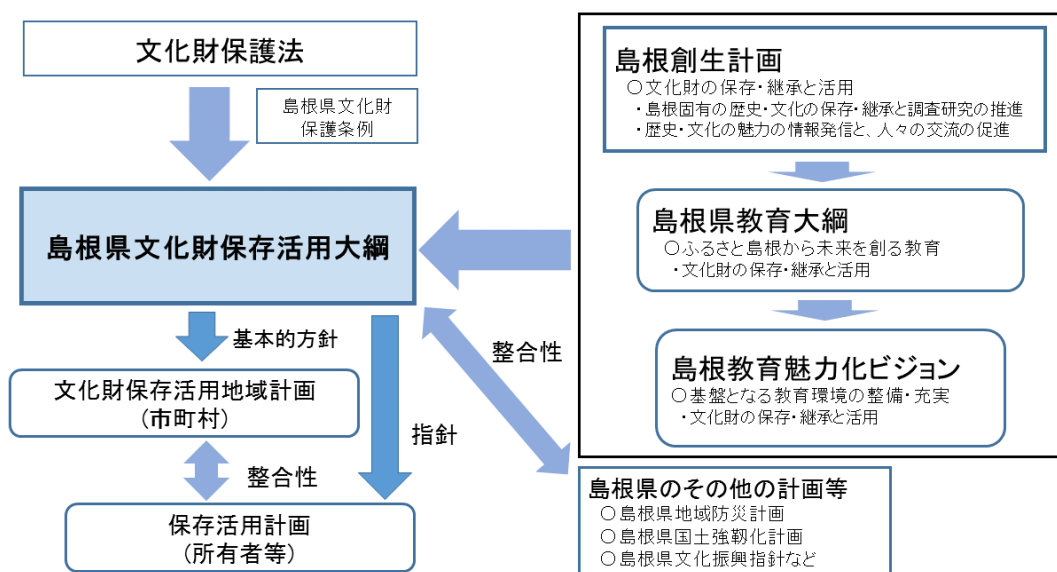
このほか、島根県の文化振興に関する方向性を定めた「島根県文化振興指針」（平成23年11月29日施行）や、各種災害に対する総合的な計画を定め

¹⁾ 本大綱における文化財の保存とは、文化財を適切な状態で維持し、その価値を確実に後世へつなげることを指す。また、文化財の活用とは、文化財の公開や地域振興などの素材として活用することに加え、文化財を活かした様々な取組を通じて、その価値や魅力を地域あるいは対外的に発信することを含んだ内容を指す。

²⁾ その目的として第1条に「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と定め、第3条で国と自治体が、第4条で国民や所有者等が、「公共のために大切に保存するとともに〈中略〉その文化的活用を努めなければならない」と定めている。

た「島根県地域防災計画」(令和2年3月)、島根県の国土強靱化に関する施策の基本指針を定めた「島根県国土強靱化計画」等との整合性を図る。

また、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村が作成する地域計画や、文化財所有者等が作成する「保存活用計画」の作成にあたっては、国の指針で大綱の方針に照らして適切に定めることが示されており、これらの計画との整合性を図ることとする。



島根県文化財保存活用大綱の位置づけ

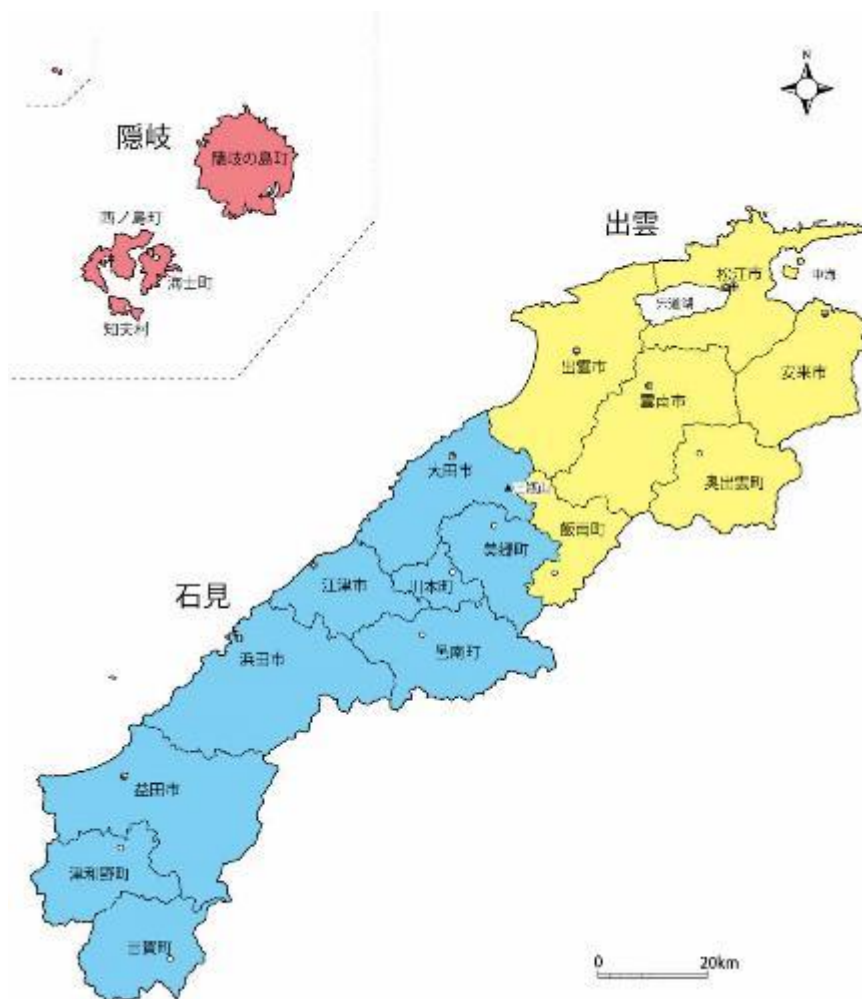
第1章 文化財の保存・活用等に関する基本的な方針

1 島根県の概要

(1) 位置

島根県は、中国山地の北側にあつて帯状に長い県域を有し、東西の距離は約230 kmに及ぶ。本県は、律令制下に成立した「出雲」、「石見」、「隠岐」の三国の範囲から構成される。ほぼ中央部に位置する三瓶山を境に、県の東部を出雲地方、中・西部を石見地方という。また島根半島の北東約40～80 kmの海上には、島前、島後などから成る隠岐諸島があり、島後の北西約158キロメートルには竹島が位置している。

面積は、6,708 km²で全国第19位、国土の約2%を占める。県土の約80%を占める森林や、河川・湖沼、沖合に広がる日本海など、豊かな自然に恵まれ、多様な気候、風土を有している。



島根県図

(2) 人口

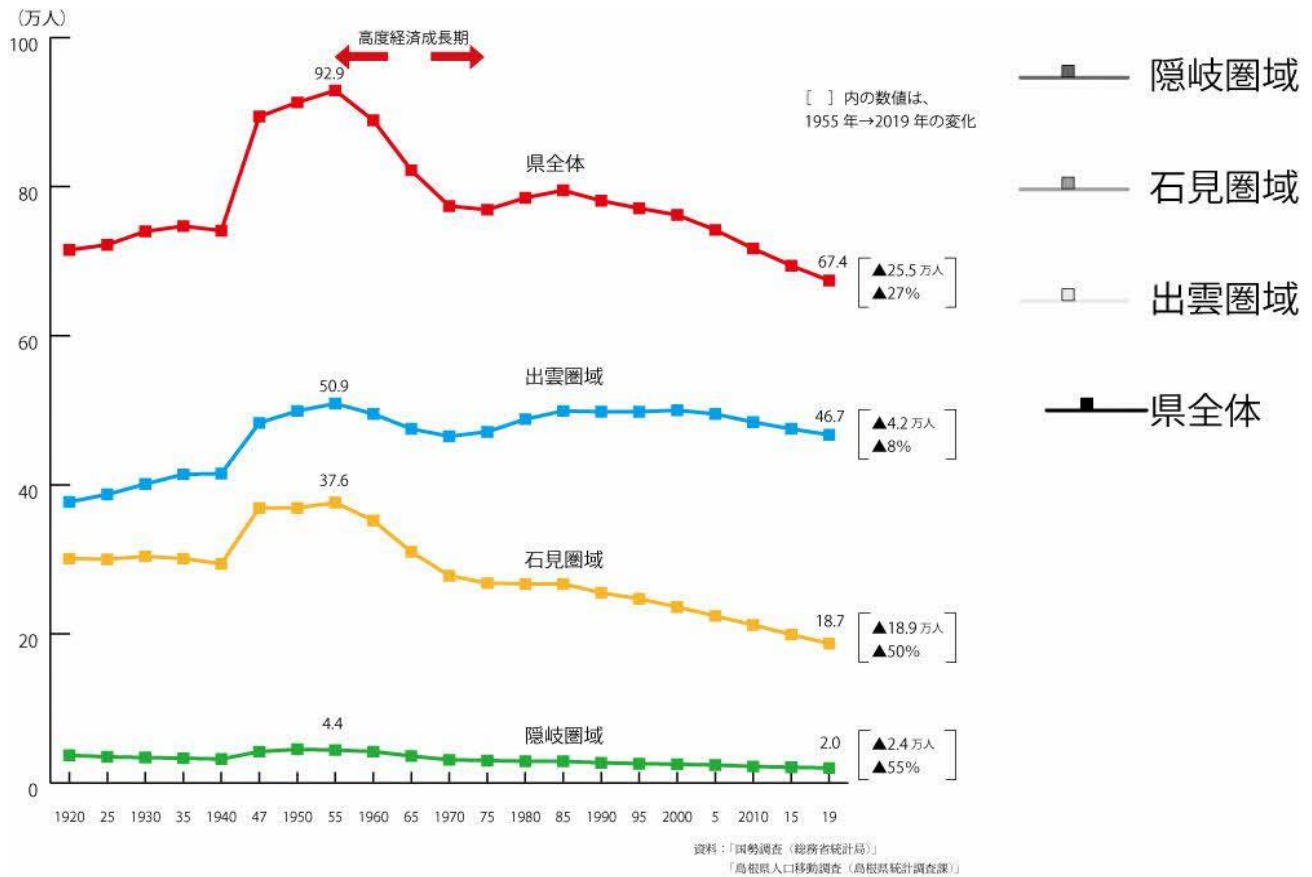
本県の人口は、明治から戦前にかけて緩やかに増加し、大正4年(1915)に76万人を数えた。その後、昭和20年(1945)から戦後間もない頃にかけては、引揚者・復員者など戦争という特殊要因によって急激に増加し、その後もベビーブームの到来もあって、昭和30年(1955)に92万9千人のピークに達した。

高度経済成長期に入ると大都市への人口流出が大きくなり、昭和50年(1975)頃まで大幅な人口減少が続いた。その後は、一旦収束したものの、都市部の景気動向に応じて人口の流出が進んだ。平成4年(1992)からは、このような「社会減」に加え「自然減」による人口減少が進行しており、令和2年(2020)4月1日現在の推計人口は約66万8千人である。

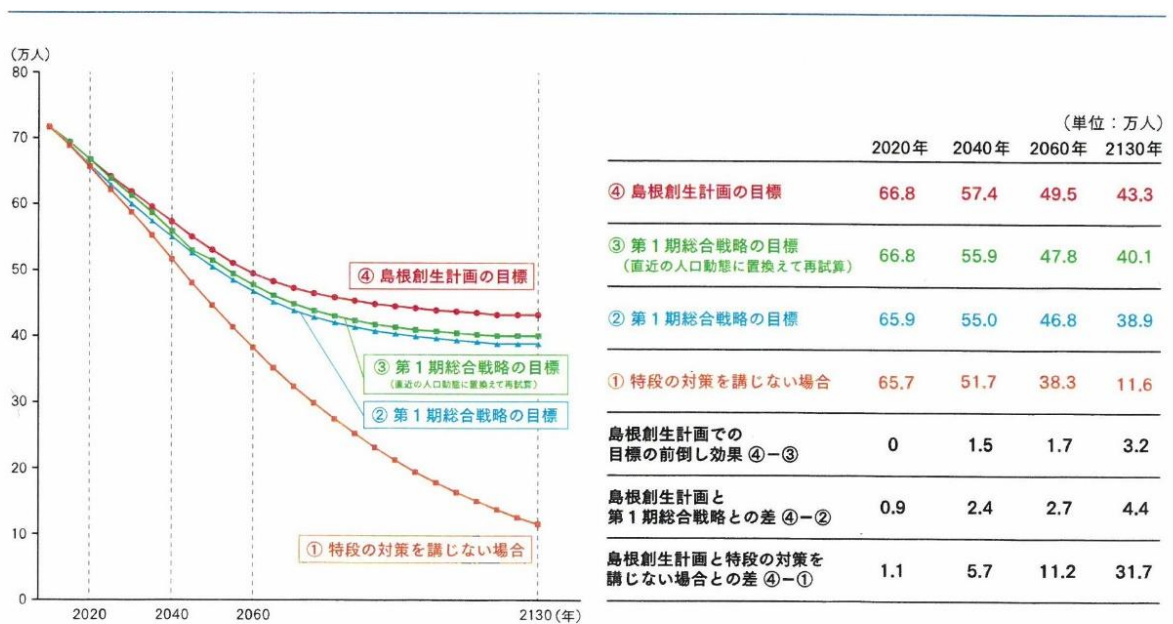
県内でも、地方によって人口減少幅に差がみられ、松江市や出雲市などのある「出雲」では人口減少はわずかであるが、「石見」と「隠岐」では減少幅が大きく、昭和30年と比べると半分程度に減少している。

本県では全国でもいち早く人口減少・少子高齢化に直面し、長年この課題に取り組んできた。このまま人口が減り続けると、次第に地域から活気が失われ、買い物などの日常生活にも支障が生じ、さらなる人口流出につながる恐れがあるため、人口減少に歯止めをかけることが必要である。

島根の暮らしを守り、次の世代に引き継ぐため、本県では「島根県人口ビジョン」の目標を前倒し、合計特殊出生率を2035年までに2.07、人口の社会移動を2030年までに均衡させることを目指すこととした。これにより「島根県人口シミュレーション2020」によれば、特段の対策を講じない場合は2040年に51.7万人、目標を達成した場合は同年に57.4万人と推計しており、島根の人口を将来的に安定させることを目指している。



島根県の人口の推移



島根県の将来人口の推計（島根県人口シミュレーション 2020）

2 島根県の自然と歴史・文化

(1) 島根県の地理的特徴

島根県は、本州の日本海沿岸に位置し、大陸との玄関口である北部九州と、古代から中世にかけて都が置かれた京都・奈良との中間に位置している。こうした点から、古来より大陸と列島を日本海によって結ぶ海上交通の要衝であった。

海岸部は、「石見」では東西に長い砂浜と磯海岸部の良港となる入り江に恵まれており、「出雲」や「隠岐」では複雑なリアス式海岸が発達するなど変化に富み、多くの風光明媚な景勝地を形成している。また、宍道湖や中海をはじめとする多くの潟湖（ラグーン）¹⁾が形成され、その地形により、古代から天然の良港を擁していたと考えられる。

河川は、中国山地の主脈に源を発し、県域を南北に横断して日本海に注ぐものが多い。山間の地帯を流れ、流路延長が短く、流域の狭い急流なものが多いが、中国地方一の長さを誇る江の川をはじめ、高津川・神戸川・斐伊川など、広い流域面積を有する一級河川もみられる。これらの河川は、古くから物資を運搬する内水面交通の動脈として利用された。それぞれの河川沿い

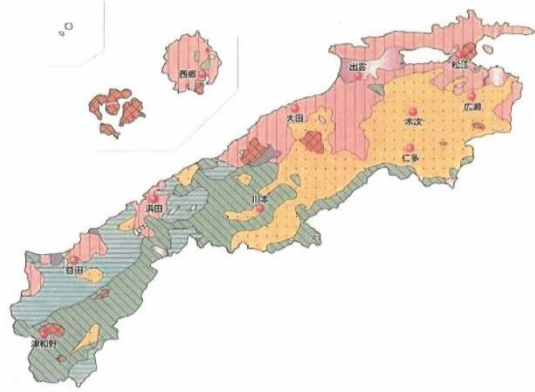


島根県の地勢図

1) 湾が砂州によって外海から隔てられ湖沼化した地形

の中流域には中小規模の沖積平野が形成され、開発に伴い集落が営まれた。

地勢は、島根県中部から西部にかけて石見高原などの隆起準平原¹⁾が広がっており、広島県との県境には、県内最高峰の恐羅漢山を筆頭に、1,000～1,300m級の比較的険しい山々が連なる。



凡例

現世	沖積層
洪積紀	第四期火山岩類及び碎屑岩
洪積紀	洪積紀礫岩、砂岩、粘土質堆積物
新第三紀	第三紀火山岩類及び同質碎屑岩、第三紀砂岩、頁岩、礫岩
白亜紀	花崗岩類
白亜紀	流紋岩、安山岩及び碎屑岩、石英斑岩質安山岩
二畳紀・石炭紀	石墨片岩、絹雲母片岩、緑泥片岩、粘板岩、砂岩その他
先カンブリア紀	片麻岩

島根県の地質

れた 25 億年前の花崗片麻岩とともに日本列島の成り立ちを知る上で貴重な資料である。

また、中国山地の北には、ほぼこれに平行して白山火山帯^{はくさん}が走り、三瓶山^{おおえたかやま}や大江高山、青野山などの火山が数多く存在し、付近には多くの温泉が存在する。石見銀山の銀鉱床は、大江高山火山群の火山活動を引き起こしたマグマから発生した熱水によって約 100 万年前にできた鉱床である。

本県の気象は北陸型と北九州型の中間に位置する。年平均気温はおおむね 12℃～15℃で、4 月～9 月には地方的な差違はあまりないが、10 月～3 月は、東部及び山間部ほど気象条件が厳しい。年間の降水量は 1,600～2,300 mm で、平地より山間部が多く、梅雨末期に集中豪雨が発生することが多い。

地質的には中国山地分水嶺に硬質の流紋岩質^{りゅうもんがん}岩石が分布し、これが標高の高い脊梁山地を形成する。その北側の出雲から石見中央部にかけて古第三紀^{こだいさんき}に形成された花崗岩類^{かこうがん}が分布しており、良質の砂鉄を産するとともに、かんな流しによって北側の沖積平野を形成する基盤層となった。また、隠岐諸島は 600 万年前の火山活動の結果生まれた火山島群で、島前諸島の内海は火口域が陥没した国内有数の古さのカルデラ地形である。島後も同じ火山活動で形成された島で、表層に露出する隠岐片麻岩^{へんま}は 2.5 億年前に形成された岩石であり、津和野町で発見さ

1) 地殻運動によって隆起した準平原で、一度浸食基準面まで削剥され低下、小起伏化した土地が、再び地殻運動によって高所にもち上げられた地形

2) 地質時代の年代区分で約 6600 万年前から約 2303 万年前までの期間

「出雲」、「石見」、「隠岐」において、人々はそれぞれの自然環境や風土に適応した暮らしを営み、各地域の資源を活かした産業や生業を発達させてきた。また、様々な地方と豊かな交流を育むことにより、各地域で特色ある歴史・文化を展開させた。

（２）島根県の歴史の概要

【人類史のはじまりと島根】

本県における人類の確実な痕跡は、約38,000年前の旧石器が出土した原田遺跡（奥出雲町）まで遡る。旧石器時代の遺跡は多くはないが、下黒田遺跡（松江市）や新槇原遺跡（益田市）など県内各所で確認されている。特に原田遺跡は中国地方を代表する大規模な旧石器時代の遺跡として有名である。

縄文時代になると、県内で多数の遺跡が確認できるようになる。特に県中央部の三瓶山周辺では、火山灰で覆われ良好な状態で残された縄文時代の遺跡が多数見つかっている。縄文時代の杉林が奇跡的に当時の状態で残された小豆原埋没林も、約4,000年前の三瓶山の噴火による土石流によって埋没したものである。

旧石器・縄文時代には、石器の材料として隠岐の黒曜石が盛んに利用された。隠岐産の黒曜石は、遠く福井県や愛媛県の縄文時代の遺跡からも出土しており、丸木舟を巧みに操り日本海を駆け巡った我々祖先の営みを今に伝えている。



原田遺跡出土石器



九州との交流を示す縄文土器
(益田市匹見町石ヶ坪遺跡ほか)

島根県文化財関連年表				
時代	年代幅	暦年代	島根県主な出来事	国内主な出来事
旧石器	約3万8000年前～ 約1万6000年前		ホモ・サピエンスが日本列島に到来する	
		約3万8000～ 1万8000年前	ナイフ型石器が使用される（原田遺跡：奥出雲町） 隠岐の黒曜石と花仙山（松江市）の玉髄が中国地方で広く流通する	
		約1万8000年前	細石刃が使用される（正源寺遺跡：松江市）	
縄文	約1万6000年前～ 約3000年前	約1万5000～3000年前	久見（隠岐の島町）で黒曜石の採掘がはじまる	
		約4000年前	三瓶山の噴火により小豆原埋没林の形成される	
弥生	約3000年前～ 250年頃	1～100年頃	荒神谷・加茂岩倉遺跡に青銅器が埋められる	238年 邪馬台国の女王卑弥呼が魏へ遣いを送る
		150～200年頃	西谷墳墓群（出雲市）がつくられる	
古墳	250年頃～ 600年頃	300～600年頃	出雲で玉作りが盛んになる	478年 倭王武が宋へ遣いを送る
		300年頃	神原神社古墳（雲南市）がつくられる	
		500年代	今市大念寺古墳（出雲市）、山代二子塚古墳（松江市）がつくられる	
飛鳥	592年～ 710年	659年	齊明天皇が出雲国造に命じて神の宮をつくらせる	645年 乙巳の変
		692年	鰐淵寺の観音菩薩立像がつくられる	701年 大宝律令制定
奈良	710年～ 794年	700年代	出雲・石見・隠岐国が置かれる	710年 平城京に遷都
		733年	『出雲国風土記』が完成する	752年 東大寺の大仏がつくられる
平安	794年～ 1185年	814年	出雲国にはじめて渤海使が来航する	794年 平安京に遷都
		1100年代	出雲へ神々が集まる伝承が記される	1086年 白河上皇が院政をはじめ
鎌倉	1185年～ 1333年	1221年	承久の乱で、後鳥羽上皇が隠岐へ流される	1185年 平氏が滅び、鎌倉幕府が確立する 1274・81年 文永・弘安の役（元寇）
		1248年	出雲大社の本殿が建て替えられる	
		1332年	後醍醐天皇が隠岐へ流される	
室町	1333年～ 1573年	1374年	万福寺が創建される	1335年 建武の新政
		1479年	雪舟が益田兼堯の肖像を描く	1338年 足利尊氏が幕府を開く
		1527年	石見銀山の開発がはじまる	1467年 応仁の乱がおこる
		1566年	毛利元就が尼子義久を破る	
安土桃山	1573年～ 1603年	1600年頃	石見銀山の銀産出量がピークを迎える 宮川秀行が京都で能楽を学ぶ（佐陀神能）	1590年 豊臣秀吉が天下統一を果たす 1600年 関ヶ原の戦い
		1603年	堀尾吉晴が松江城を築く	1603年 徳川家康が幕府を開く
江戸	1603年～ 1868年	1611年	堀尾吉晴が松江城を築く	
		1634年	京極忠高が松江藩主となる	
		1638年	松平直政が松江藩主となる	
		1665年	津和野藩、紙の専売をはじめ	1714年 享保の改革がはじまる
		1786年	津和野藩主亀井矩賢が藩校「養老館」を設ける	1787年 寛政の改革がはじまる
		1792年	この頃より菅谷たたら操業がはじまる	1841年 天保の改革がはじまる
		1806年	松江藩主松平治郷が隠居し「不昧」と号す	1853年 ベリー来航
明治	1868年～ 1912年	1868年	隠岐騒動がおこる	1868年 明治政府の成立
		1881年	現在の島根県が成立する。	1871年 廃藩置県
		1890年	ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）が中学校教師として松江に赴任する	1889年 大日本帝国憲法発布
		1900年頃	浜田市の植田菊市によって蛇腹状の蛇胴の大蛇の原型がつくられる	1894年 日清戦争（～1895年）
		1905年	竹島が島根県の管轄となる	1904年 日露戦争（～1905年）
大正	1912年～ 1926年	1923年	大森銀山が閉山する	1923年 関東大震災
		1926年	若槻礼次郎、内閣総理大臣となる	
昭和	1926年～ 1989年	1927年	松平家が松江城址を松江市に寄附する	1941年 太平洋戦争（～1945年）
		1955年	松江城天守閣復旧工事完成	1946年 日本国憲法発布
		1959年	島根県庁舎完成、県立博物館開館（2020年 登録有形文化財に登録）	1950年 朝鮮戦争
		1984年	岡田山古墳出土の円頭大刀に12文字の銘文を発見 荒神谷遺跡から銅剣358本が発見される（1998年 国宝に指定）	
平成	1989年～ 2019年	1996年	加茂岩倉遺跡から銅鐸39個が発見される（2008年 国宝に指定）	1995年 阪神・淡路大震災 2011年 東日本大震災
		1997年	県外展、「古代出雲文化展」を東京、大阪、松江で開催	
		2000年	出雲大社境内で巨大な神殿遺構が発見される	
		2007年	島根県立古代出雲歴史博物館開館 「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産に登録される	
		2009年	「石州半紙」がユネスコ無形文化遺産に登録される	
		2010年	「佐陀神能」がユネスコ無形文化遺産に登録される	
		2011年	県外展、「大出雲展」を京都、「出雲一聖地の至宝」を東京で開催	
令和	2019年～	2013年	「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」が認定される	
		2015年	松江城天守が国宝に指定される	
		2019年	県外展、「出雲と大和」を東京で開催	

【古代への躍動と出雲・石見・隠岐の成立】

弥生時代になると本県でも稲作農耕が急速に普及し、金属器が使用されるようになる。特に弥生時代中期の荒神谷遺跡（出雲市）や加茂岩倉遺跡（雲南市）から出土した大量の青銅器群は、当地が列島弥生文化の一大中心地であったことを物語る。



西谷墳墓群

弥生時代後期には、日本海側に特徴的な四隅突出型墳丘墓が盛んに築造され、出雲平野では列島最大級の王墓が相次いで築かれた。その権力基盤は日本海交易の掌握にあったとみられる。

国家形成期である古墳時代になると、本県でも多数の古墳が築かれる。特に出雲では弥生時代の伝統を継承する大型方墳や、6世紀には全国でも稀な前方後方墳が多数分布し、列島内では極めて特色あるエリアとなっている。一方の石見や隠岐では、他の地方と同様に前方後円墳が築かれ、特に益田平野とその周辺部では大元古墳など大型の前方後円墳が集中的に築かれた。

律令制下の列島では、国・評（郡）制が敷かれ、本県では出雲・石見・隠岐の三国が成立した。この時に成立した郡の名称や領域は、その後長く本県の地区区分として継承され、仁多郡など一部は現在でも使用されている。各国には国府・郡衙などの役所や仏教の中心となる国分寺が建てられ、山陰道などの官道によって各地と結ばれた。特に出雲では現存する風土記のなかで最も完本に近い『出



大元古墳

雲国風土記』¹⁾が伝わっており、8世紀の出雲の様子をつぶさに知ることができる。また、中央で編纂された歴史書である『古事記』『日本書紀』においても、出雲がスサノオの大蛇退治神話、オオクニヌシによる国作りと国譲りなどの舞台として記されており（出雲神話）、古代国家形成にあたり特に重要視された地方であったことがわかる。出雲は文献と遺跡の両面から古代の地域社会を明らかにできる全国でも数少ない地方となっている。

¹⁾ 『出雲国風土記』は島根郡の一部が脱落するが、ほぼ完全な形で写本が残る風土記としては全国唯一のもの

【乱世から泰平の世へ】

11世紀末から12世紀にかけて、県内の各地で多くの荘園が成立する。鎌倉時代には、その支配者として守護・地頭が置かれ、佐々木氏や山名氏が守護となった。

隠岐は奈良時代より遠流の地とされ、後鳥羽上皇や後醍醐天皇など多くの貴人が隠岐へ配流された。建武の新政を行った後醍醐天皇の隠岐脱出から伯耆船上山（鳥取県琴浦町）での挙兵に至る経緯においては、佐々木氏の一族である塩冶氏や在地の有力勢力である出雲大社や鱒淵寺なども関わり、『太平記』の舞台ともなった。

また、鎌倉から戦国時代にかけては主要な交通手段として陸路に海路が加わり、各荘園からの年貢輸送が船によって行われるようになる。美保関や温泉津は中世湊として繁栄し、特に美保関には関所が設けられ、西日本海航路の拠点として繁栄した。

戦国時代になると、出雲では戦国大名尼子氏が富田城を拠点に勃興し、石見銀山の支配などをめぐって大内氏や毛利氏と激しい戦いを繰り広げた。大永7年（1527）¹⁾に博多商人の神屋寿禎によって発見された石見銀山は、戦国時代末から近世初期にかけて最盛期を迎え、国内はもとより東アジア最大の産出量を誇り、産出された銀は鞆ヶ浦や沖泊などから博多を経て海外へ流通し、世界経済に影響を与えた。

石見では西国の守護大名である大内氏との強い連携のもと益田氏・吉見氏ら国人領主が力をつけた。特に益田氏は大内氏、大内氏滅亡後は毛利氏に属し、明や朝鮮王朝などとの日本海交易によって勢力を拡大し、雪舟などの多くの文化人を招いて、独自の中世文化を花開かせた。

関ヶ原の戦い後、出雲・石見・隠岐を治めた毛利氏に代わって、堀尾氏が富田城へ入り、出雲・隠岐24万石は堀尾氏の領国となった。新たな支配拠



鱒淵寺境内

¹⁾ 石見銀山の発見については、従来の『銀山旧記』に基づく大永6年（1526）説に対し、近年の調査研究の進展により、大永7年（1527）説が有力視されている

点として慶長16年（1611）に松江城と城下町が築かれた。松江藩主は堀尾氏の断絶後、京極氏、松平氏へと引き継がれた。松江藩では17世紀以降、出雲平野の開拓や、城下を水害から守るため佐陀川さだがわの開削など、多くの土木事業を行った。また、殖産興業にも力を入れ、地元の資源を活かした木綿やたたら製鉄などを奨励するとともに、人参方¹⁾などを設け、諸産業を興した。この改革を推進した7代藩主松平治郷はるさと ちまい（不昧）は、当代きっての茶人・文化人としても著名である。近世後期の藩政改革によって、松江藩は藩財政の立て直しを図り幕末を迎えた。

石見は、石見銀山を中心とする天領（幕府の直轄地）²⁾や、浜田藩、津和野藩によって分割統治された。山間部が紙の原料である楮こうぞの栽培に適していたことから、浜田藩や津和野藩は紙漉きを奨励し、石州半紙せきしゅうばんしは特産品として両藩の財政を潤した。また、石見は出雲と並んでたたら製鉄が盛んな地方で、中でも邑智郡で産出した出羽鋼いずははがねは良質な鉄として全国的にも名をはせた。近世後期には浜田藩が竹島（鬱陵島）を舞台に海外交易を行った「竹島事件」³⁾が起こった。幕末には幕長戦争の主戦場となり、浜田城は近世城郭の中で戦場となった数少ない城の一つである。また、津和野藩は藩校養老館はんこうようろうかんを設けて独自の教育に努め、西周や森鷗外など多くの人材を輩出した。



養老館

隠岐は、出雲に松平氏が入国して以降は松江藩の預地あずかりちとなった。また、北前船の寄港地となり、特に西郷は天然の良港として多くの船で賑わった。隠岐の有力な家の中には全国の長者番付に名を連ねる者もあらわれた。幕末には住民が松江藩の郡代を追放して日本初の自治政府を樹立する隠岐騒動が起き、近世史にその名をとどめる。

【島根県の近代から現代へ】

明治維新後には藩領や天領を基礎とした諸県が成立し、明治4年(1871)

1) 松江藩による朝鮮人参の生産・販売部局

2) 天領は石見銀山周辺のほか、浜田藩、津和野藩の周辺にも置かれた

3) 浜田松原浦の廻船問屋会津屋八右衛門が、当時竹島と呼ばれていた鬱陵島を基地として行った朝鮮との密貿易

に、出雲・隠岐を管轄する島根県、石見を管轄する浜田県が成立した。さらに明治9年（1876）には鳥取県も含めた「大島根県」が一時成立するなどの紆余曲折を経ながら、明治14年（1881）に現在に繋がる島根県が成立した。



興雲閣

幕末に最盛期を迎えたたたら製鉄は、軍需などもあり明治後期まで活況を呈するが、洋式高炉の発達などによって炭焼きなどの他業種への転換を迫られた。近代化に伴い様々な地域振興が模索されるなか、伝統的な地場産業は徐々に行き詰まり、本県は都市部への食料や原料を提供する地方としての性格を強めていき、一次産業を主体とする産業構造となっていた。

また、山陰では明治初期においても近世以来の海上交通が主要交通手段として機能し、新たに定期航路として大阪と松江や安来・浜田などを結ぶ山陰航路や隠岐航路が開かれるとともに、宍道湖・中海などの内海航路も盛んに利用され、当該期の経済活動に寄与した。

しかし、明治41年（1908）にはじまる、山陰本線の京都～松江間の開業から、昭和8年（1933）の下関までの全線開通といった鉄道網の整備に伴って日本海を介した水運は、徐々に衰退していくこととなった。

第二次世界大戦を経て、戦後の民主化政策や経済改革のもと、社会や経済の復興が進んでいくなか、昭和30年（1955）に、本県の人口はピークを迎えたが、高度成長社会の発展に伴い都市部への人口流出がおこり、過疎化が進んでいくこととなった。

その後の自家用車の普及に伴い、本県でも1980年代後半からは高速道路などのインフラ整備が進み、時間的な距離が大幅に短縮され、物流や移動などの利便性においては瀬戸内など他の地方との格差は縮まっている。

さらに、現在進行しつつある情報技術の革新は、これまでの伝統的なヒト・モノの移動を重視する社会からの根本的な転換をうながし、地方でも雇用のあり方や商圈の拡大などの面で新たなチャンスが芽生えつつあるなど、新しい局面を迎えていると言える。

(3) 各地方の歴史・文化の特徴

1) 出雲

【古代文化の郷“出雲”】

出雲は九州と近畿を結ぶ日本海ルートの中
央に位置し、神門水海など天然の良港である
潟湖を有することから、弥生時代には多量の
朝鮮半島系土器の出土にみられるように日本
海交易の中核地帯であった。さらに、当地には
古くから斐伊川を利用した水運による山陰と
山陽を結ぶ主要ルートが存在し、出雲平野は
交通の結節点となっていた。

出雲地方は斐伊川や神戸川、飯梨川いいなしがわによっ
て可耕地となる沖積平野が発達し、恵まれた
地理的条件から、弥生時代には列島最大規模
の王墓が築かれるなど、列島でも最有力の地
方の一つであった。全国最多の銅剣が出土し
た荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡、列島を代表す
る弥生時代墳墓群である西谷墳墓群にしだに（出雲
市）、またその膝下で日本海交易に従事した
海人の墓地である猪目洞窟遺跡いのめどうくつ（出雲市）な
どの史跡は、当時の出雲「王国」の繁栄を如
実に物語る。

古墳時代には、出雲の政治経済の中心地は
西の出雲平野から東の意宇川・飯梨川流域に
移る。古墳時代前期では、全国最大級の大型方墳となる大成古墳おおなり・造山1号墳つくりやま
（安来市）が築かれ、古墳時代後期には、出雲国造の歴代の墓と想定され
る山代二子塚やましろふたごづか・山代方墳やましろほうふん（松江市）や、出雲独特の横穴式石室である精美な
せつかんしきせきしつ 石棺式石室を持つ飯梨岩舟古墳いいなしいわふね（安来市）、古墳時代の地方支配方式である
部民制を立証する最古の資料となる銘文入大刀を出土した岡田山1号墳おかだやま（松
江市）など、特色ある古墳文化を物語る文化財が数多く存在する。また、松
江市にある花仙山かせんざんは著名なメノウ・碧玉へきぎよくの産地で、その周辺は6世紀には
全国最大の玉作り地帯となり、ここで生産された玉は遠く東北・北海道まで
運ばれた。

出雲は『古事記』『日本書紀』では神話の主舞台の一つとして登場し、全



加茂岩倉遺跡出土銅鐔



朝鮮半島から運ばれた土器
(楽浪土器：出雲市山持遺跡)

国唯一の完本として伝わる『出雲国風土記』に記された役所や寺院・道路が実際の遺跡で確認できる全国でも稀な地方である。その代表例として出雲国府跡、山代郷遺跡群（以上、松江市）、古代山陰道などがあげられる。

また、出雲は「神々の国」と称されるように、全国屈指の神社集中地帯であり、出雲大社や美保神社、佐太神社など風土記の時代から続く神社が数多く存在している点も特筆される。さらに、出雲国府跡（松江市）の所在する意宇平野は全国でも珍しい条里制水田が残されている区域であり、神名樋野と称された茶臼山とともに『出雲国風土記』に記された古代的風致を今なお体感できる全国でも数少ない場所でもある。

【戦国大名尼子氏とたたら製鉄】

中世出雲の政治的中心地は、前半は意宇平野を中心とする中世府中、後半は飯梨川中流域の富田城跡（安来市）である。富田城は、急峻な地形を巧みに利用した日本を代表する中世山城で、付近には新宮党館跡や富田八幡宮社殿など尼子氏ゆかりの文化財が数多く存在する。応仁の乱以後、尼子氏はこの城を拠点に出雲国内外に勢力を広げた。



富田城跡

特に、日本海交通の要である美保関と、鉄生産の拠点であった奥出雲の掌握に成功したことが、尼子氏の勢力伸張の原動力になった。陰地たたら跡（奥出雲町）などの鉄生産に関わる遺跡や、金屋子神社（安来市）のような鉄に関する信仰の場、さらに、美保神社（松江市）にみられる海上交通に関わる文化財が現在もなお各地に残されている。

近世に入ると、たたらは炉の地下構造や送風施設などの面で飛躍的な技術的發展を遂げて高殿たたらを生み出し、中国山地は洋式高炉が普及する以前においては全国一の生産量を誇った。菅谷たたら（雲南市）は国内で唯一現存する高殿であり、たたら技術は日本刀用の玉鋼製造として今に継承されている。また、山を切り崩して水路に流し、原料となる砂鉄を採取するかんな流しの跡地に形成された奥出雲独特の田園風景は国の重要文化的景観に選定されている。こうした、たたらを経営した鉄山師の旧宅や庭園は当時の鉄山師の繁栄ぶりを今に伝えている。

【国宝松江城天守と武家文化】

堀尾氏の入国以降、出雲の政治経済の中心は富田城から松江城に移った。堀尾吉晴ほりおよしはるにより築かれた松江城天守は現存する天守のなかでも大型で戦国期の実戦的な様相をよく残しており、平成 27 年(2015)に国宝に指定された。また、城下には塩見縄手しおみなわてなどの武家屋敷や松江藩主松平家墓所ぼしよなど松江藩ゆかりの文化財が数



松江城天守

多く残されている。堀尾氏・京極氏に次いで入国した松平氏は長くこの地を支配し、特に7代治郷はるさとにより全国的にも著名な茶の湯文化が花開いた。

近代になると、「怪談」などの著作により知られるラフカディオ・ハーン(小泉八雲)が松江を訪れ、「神々の国」として出雲の文化を広く世界に紹介した。小泉八雲旧居は国史跡となっている。

2) 石見

【江の川が生み出した豊かな自然美と文化】

別名「中国太郎」とも称される江の川は、延長 194 kmの中国地方随一の大川で、中国山地を横断して流下し、古代から山陰と山陽を結ぶ主要な交通路として重要な役割をはたしてきた。弥生時代には当流域の石見中央部と備後¹⁾は一体的な文化圏を形成していたことが、弥生土器や墳墓の特徴から読み取ることができる。中世から近世にかけて、流域ではたたら製鉄が盛んに行われ、原料である砂鉄や木炭が江の川を通じてたたら場にもたらされ、生産された鉄は江の川と日本海水運を通じて全国各地に運ばれた。流域には江津や粕淵かすぶちなど、河川交通の拠点である湊町が数多く形成された。



琴ヶ浜

当流域は山が多い地形であることから溪谷が発達し、千丈溪せんじょうけい(江津市・邑南町)や断魚溪だんぎょけい(邑南町)など多くの景勝地を生み出した。流域の中上流の清流にはオオサンショウウオをはじめとす

¹⁾ 現在の広島県東部と北部地域

る稀少な動植物が数多く生息している。また、江の川が上流から日本海へ運んでくる大量の土砂は、日本海から吹き寄せる強風によって海岸部に大規模な砂丘を形成した。なかでも^{ことがはま}琴ヶ浜（大田市）は、全国有数の鳴り砂浜として有名である。

【特色ある中世文化と石見銀山】

石見は、山が多く小河川ごとに区切られる地形上の特徴から、中世には多数の勢力が割拠し、南北朝期の抗争や石見銀山の領有をめぐり多くの戦いが繰り広げられたことにより中世城館が数多く存在した。その代表例として、益田氏城館跡（益田市）や丸山城跡（川本町）があげられる。特に現在の益田地域を拠点とした益



中須東原遺跡の船着き場

田氏は、日本海交易を背景に繁栄し、居城である七尾城跡や^{みやけおどい}三宅御土居跡のほか、七尾城の大手門とされる^{いこうじそうもん}医光寺総門、中世湊である^{なかつひがしはら}中須東原遺跡（益田市）などが残っている。また、益田氏が招いた当代随一の文化人である雪舟が作庭したと伝えられる^{いこうじていん まんぶくじていん}医光寺庭園・万福寺庭園、雪舟が描いた^{しほんちやくしよく}紙本著色^{ますだかねたか}益田兼堯像などは、地方では稀有な独自の中世文化が花開いたことを伝えている。

また、ユネスコ世界文化遺産に登録されている大田市の石見銀山遺跡は16世紀から17世紀にかけて東アジア屈指の銀生産量を誇り、最盛期には2万人近い人々が暮らしていたと考えられている。遺跡内には^{おおくぼまぶ}大久保間歩などの採掘坑や銀製錬跡のほか、銀山争奪戦の舞台となった^{やまぶきじょう}山吹城跡、^{きがみじんじゃ}城上神社など多くの社寺や国の重要伝統的建造物群保存地区である大森銀山の町並み、銀を運んだ街道や^{ともがうら}鞆ヶ浦や温泉津などの銀積み出し港、銀山防御のための城郭群など、多くの文化財が良好な状態で残されている。

【地場産業の発達と伝統芸能】

耕地が狭小な石見では、江戸時代には天領が点在し、諸藩が分立していたため、各藩で積極的な地場産業の振興策がとられた。特に石見の山間部は紙の原料となる^{こうぞ}楮の栽培に適していたことから、石州半紙が津和野藩や浜田藩によって専売化され、藩の貴重な財源となった。その伝統技術は現在でも継承されており、ユネスコ無形文化遺産に登録されている。また、江戸時代後期以降、^{つのづそう}都野津層と呼ばれる地層から採掘される良質な粘土を用いて石州

瓦（赤瓦）や大甕（はんど）が生産され、北前船によって遠く北海道の地まで運ばれた。

また、石見は伝統芸能が盛んに行われてきた地方で、特に神楽は明治以降に神職から民間の人々に受け継がれたことにより、各地で盛んに舞われるようになり、現在も石見の人々の日常生活の中で息づき、広く



石見神楽

親しまれている。石見地方で傳承されている神楽については、国重要無形民俗文化財の大元神楽を含め、令和元年(2018)に「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で傳承される神楽～」として日本遺産に認定された。

3) 隠岐

【雄大な地形美と希少な動植物・鉱物資源】

隠岐諸島は、600 万年前の火山活動によって形成された島々で、島前諸島の内海はかつての火口域が陥没したカルデラ地形である。こうした火山活動によって形成された岩盤は、日本海の荒浪によって削られ、隠岐国賀海岸くにがかいがんや隠岐知夫ちぶ赤壁せきへきなどの雄大な自然景観を生み出し、現在、ユネスコ世界ジオパークに認定されている。また、550 万年前の火山活動



黒曜石

によって誕生した黒曜石は、石器の貴重な材料として、旧石器・縄文時代から弥生時代に至るまで日本海沿岸から瀬戸内にかけて広く流通した。

隠岐諸島は、本土から 50 km 離れた離島という地理的条件から、星神島オオミズナギドリ繁殖地のような貴重な動物や、オキシヤクナゲほしがみじまのような固有の植物が生息・生育する環境が今なお残されており、学術的にも貴重な地域となっている。

【日本海に育まれた離島文化】

四方を海に囲まれた隠岐は、その立地から古来より海を生業とした人々の文化が発達した。古代の藤原京や平城京から出土する木簡には、隠岐からワカメやアワビ・イカなどの海産物が運ばれたことが記されており、それを運んだ漁民たちの墓である横穴墓よこあなぼが浦々に数多く残されている。横穴墓から出

土する^{わどうかいちん}和同開珎や畿内の土器の存在は、離島であった隠岐が都と頻繁に交流していた意外な歴史を我々に教えてくれる。古来より離島でありながら、海をはじめとして、山林や農耕など、あらゆる島の資源に生業の場を求めた隠岐の人々の生業文化は、「隠岐島後の生産用具」として県の有形民俗文化財に指定され、継承されている。



隠岐国分寺蓮華会舞

隠岐は奈良時代より遠流の島とされ、^{おののたかむら}小野篁や^{ごとぼじょうこう}後鳥羽上皇などの多くの貴人が流されてきた。彼らのなかには当代一流の文化人も数多く含まれ、隠岐の地に都の雅な文化を伝えた。古代の宮廷儀式などに演じられた舞楽は、幾多の変遷を経ながらも^{おきこくぶんじれんげえまい}隠岐国分寺蓮華会舞として隠岐の地で今でも息づいている。また隠岐へ配流された後鳥羽上皇を慰めるために島民が始めた^{うしづ}と^{しゅうぞく}牛突き習俗は、現在でも隠岐の島町で盛んに行われている。

隠岐は古来より日本海を行き交う船のランドマークであり、近世には、北陸から日本海を西に横断して下関に直航する北前船の重要な寄港地となった。^{たくひじんじゃ}焼火神社は、航海安全の守護神として日本海を航行する船乗り達たちの厚い信仰をあつめた。

(4) まとめ

以上述べてきた島根県の自然と歴史・文化の特徴についてまとめると以下のとおりとなる。

1) 環日本海交通の結節点

本県は、日本海沿岸の山陰地方西部に位置し、海岸には天然の良港となる潟湖が点在していた。沖合には西から東へと対馬海流が流れ、潮流も比較的単純であり、原始的な航海術でも長距離航海が可能となる有利な条件を備えていた。



温泉津

こうした有利な条件から、当地では古来より日本海を介した長距離交易が盛んに行われた。縄文時代には北陸から九州へヒスイが、弥生時代には大

陸から鉄や青銅素材が運ばれた。弥生時代の必需物資であった鉄や朝鮮半島産の土器の出土は日本海沿岸に集中し、当時の大陸との交易の主要ルートが日本海側であったことを物語っている。当時の山陰は、まさに日本の表玄関だったのである。

古墳時代以降、大陸と列島との海上ルートは瀬戸内海に移るが、古代の渤海使の往来や中世の日本海交易、グローバル化した大航海時代の対外交易、その後の江戸時代の北前船など、山間部との結節点でもあった日本海沿岸部の拠点港を中心とした海上交通による経済・文化交流の重要性は近世及び近代まで脈々と受け継がれ、本県の歴史や文化に大きな影響を与え続けた。

2) 恵まれた自然が生み出した多様な産業

本県は、豊かな地下資源に恵まれ、古来より現在に至るまで、縄文時代の黒曜石の採掘や古墳時代のメノウ・碧玉へきぎよくを用いた玉作り、銀・銅の生産、たたら製鉄、良質な粘土を利用した製陶業など、多種多様な地場産業が発達した。

松江市玉湯町周辺は、6世紀の日本列島では最大の玉作り地帯であった。銅製錬は古墳副葬品の分析から鷺銅山さぎどうざん（出雲市）が6世紀まで遡る可能性が指摘されているが、確実な例は9世紀の都茂銅山つもどうざん（益田市）である。石見銀山は、戦国期には東アジア最大級の銀鉱山として繁栄した。その他、県内には久喜大林銀山くきおほやしぎんざん（邑南町）や笹ヶ谷鉱山ささがたに（津和野町）など著名な鉱山が存在し、戦後に至るまで盛んに生産が行われた。

また、本県を中心とする中国地方のたたら製鉄は、江戸時代から明治にかけては全国一の生産量を誇った。これは、本県の山間部に良質な砂鉄を多量に含む花崗岩地帯が広がっていたことだけでなく、豊富な降水量によって燃料となる森林資源の回復が容易であったことによるところが大きい。また、落葉広葉樹林帯に属する石見地域は、山間部の豊富な山林資源を背景に、中世には川下された材木が主要な交易品となり、木地師きじしも活躍した。さらに、江戸時代には石見で豊富に産出する楮こうぞを用いた石州半紙の生産が津和野藩や浜田藩の主導によって行われ、「石州津和野侯は…四万石の禄は一五万石に…」と言われるほど藩財政を潤した。

こうした資源を活かした地場産業の伝統は、今日においても日本刀用の玉



玉類（上野1号墳出土）

鋼や特殊鋼の生産、^{きまちいし}来待石の灯籠、ユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙や石州瓦の生産にみられるように脈々と受け継がれている。

3) 豊かな歴史・文化や信仰が息づく場所

出雲は記紀の出雲神話の主な舞台となった地であり、10世紀に成立した『延喜式』神名帳によれば、伊勢・大和に次いで多くの神社が存在し、その比定社が現在でも出雲各地に残されている。石見・隠岐では、古代まで遡るものは多くないものの、中世以降の神社仏閣が数多く残っている。これらの神社仏閣には、出雲大社（出雲市）や神魂神社（^{かもすじんじや}松江市）などのように古来の意匠をとどめる神社や、^{きよみずでら}清水寺（安来市）や万福寺（益田市）など、中世の代表的な建造物があり、国宝や重要文化財に指定されているものも多い。

このように、神々や仏の存在が地域社会のなかに溶け込んでいる土地柄から、県内各地ではユネスコ無形文化遺産に登録された佐陀神能（松江市）をはじめ、隠岐国分寺の蓮華会舞（^{れんげえまい}隠岐の島町）、津和野弥栄神社の鷺舞（^{さぎまい}津和野町）など、神や仏に対する様々な祭礼や芸能が今もなお県内各地に息づいている。特に神社に奉納する神楽は石見神楽や隠岐神楽、出雲神楽として県内各地で盛んに舞われている。



出雲大社



神魂神社



秋野鹿茸絵



白糸威鎧

3 島根県の文化財の概要

(1) 文化財の体系

文化財とは、仏像や古文書、建造物や祭礼など、人類の文化的な活動によって生み出されたものや、動物や植物、地質鉱物等で、有形・無形また指定・未指定を問わず、私たちの生活の身近に存在している。

それらの文化財は、法第2条第1項の規定により有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類されており、また、埋蔵文化財や文化財の保存技術も保護の対象とされている。

(2) 文化財に係る制度と島根県内の指定文化財等の概要

上記の文化財のうち、国にとって重要なものについては法により指定や選定が行われ、これを補完するものとして登録や選択が行われている。また、県や市町村にとって重要なものについては、条例により指定が行われ、保存・活用が図られている。

これ以外にも、ユネスコ憲章に基づく制度や文化庁の日本遺産認定などにより保存・活用が図られている。

1) 指定・選定・選択・登録

指定・選定・選択・登録は、文化財の保存・活用を目的に、法や条例に定められているものである。

指定は、文化財のうち有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物のうち重要なものについて、国は文部科学大臣、県は教育委員会、市町村では市長もしくは教育委員会が指定を行うものである。

選定は、文部科学大臣が市町村からの申出に基づいて、文化的景観や伝統的建造物群保存地区のうち特に重要なものを選定する。また、文化財保存のために欠かすことのできない伝統的な技術や技能の選定も行われる。

選択は、文化庁長官が国指定以外の無形文化財、無形民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択して記録を作成し保存・公開するものである。

指定・選定等された文化財は、修理や現状変更、輸出などに一定の制限が課される一方、その保存・継承のために必要な助成措置が設けられている。

登録は指定を補完するもので、文部科学大臣が保存及び活用の措置を特に必要とするものを文化財登録原簿に登録するものである。指定・選定された文化財と比べて届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな制限となっている。

2) 県内の指定等文化財等の概要

県内では国、県を合わせて約 600 件の文化財が指定・選定・選択されている。

地方別の割合は、出雲地方が 6 割、石見地方が 3 割、隠岐地方が 1 割となっている。出雲地方は有形文化財や記念物（史跡）の割合が高いのに対し、石見地方や隠岐地方では民俗文化財や記念物（天然記念物）の割合が高いなど、地域性を反映した特徴がみられる。

また、国登録文化財は約 200 件あり、全体の 9 割以上が建造物の登録である。

県内の文化財種別ごとの主な指定文化財等は、次のとおりである。

(ア) 有形文化財

有形文化財は建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料からなり、建造物以外は美術工芸品と総称されている。

有形文化財のうち、国指定のものは重要文化財として扱われ、そのうち特に価値の高いものは国宝に指定されている。

【建造物】

国宝には、近世城郭最盛期を代表する天守の一つである松江城天守、神社建築としては最大級の規模を誇る出雲大社本殿、出雲地方の神社建築様式「大社造り」では最古の建築である^{かもす}神魂神社本殿の 3 件がある。

また、重要文化財には、隠岐地方の神社建築様式「隠岐造り」を表す^{たまわか}玉若^{すみこと}酢命神社、室町期の寺院建築が現存する^{きよみずでらほんどう}清水寺本堂や^{まんぶくじほんどう}万福寺本堂、江戸時代の民家建築の特徴をよく表す^{くまがいけ}熊谷家^{きゅうどうめんけ}住宅や旧道面家住宅、木造和風の鉄道駅舎として貴重な旧大社駅本屋などがある。

県指定には、擬洋風の役所建築である^{きゅうすきほか}旧周吉外三郡役所庁舎などがある。

指定建造物の内訳は、神社建築が 4 割強と最も多く、寺院建築がこれに続く。社寺建築が相当数指定されている一方で、民家建築や駅舎建築、茶室な



万福寺本堂



島根県庁舎 本庁舎（右）・議事堂（左）

ど建築学的・時代的特徴を示す多様な建造物も指定されている。

登録有形文化財には、江戸時代後期から明治・大正時代の和風建築物が多く登録されている。最近ではしまねけんちょうしゃほんちょうしゃ島根県庁舎本庁舎など近代建築の登録も行われた。

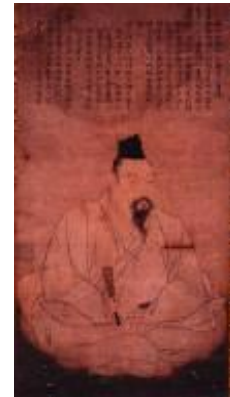
【美術工芸品】

国宝にはあきのしかまきえてばこ秋野鹿蒔絵手箱、しろいとおどしよろい白糸威鎧などの工芸品やこうじんだに島根県荒神谷遺跡出土品とか も いわぐらいせきしゅつどうたく島根県加茂岩倉遺跡出土銅鐸などの考古資料などがある。

また、重要文化財には、雪舟作とされるしほんちゃくしよく紙本著色益田兼堯像、桃山時代の色彩や技法などの特色を良く表すつじ はなぞめちようじもんどうふく辻が花染丁子文道服、駅鈴としては全国で唯一現存するえきれい隠岐国駅鈴などがある。

県指定では、書写年が明らかな古写本である出雲国風土記（日御碕本）などがある。

指定美術工芸品の内訳は、彫刻と工芸品が全体の約5割を占めているが、古文書や絵画などの指定も多い。



紙本著色益田兼堯像

（イ）無形文化財

無形文化財は、歌舞伎や能楽などの演劇、雅楽などの音楽、手漉き和紙など工芸技術といった人間の「わざ」に関わるものである。

このうち、国において特に重要なものは重要無形文化財、県において特に重要なものは県指定無形文化財に指定されている。

県内では、重要無形文化財にせきしゅうばんし石州半紙、県指定無形文化財には、日本刀やらくざんやき樂山焼などがある。



石州半紙

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財には、ひろせがすり広瀬緋が選択されている。

（ウ）民俗文化財

民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術や、これらに用いられる衣服、器具、家屋などで、有形民俗文化財と無形民俗文化財に分かれている。

このうち、国において特に重要なものは重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に、県において特に重要なものは県指定有形民俗文化財・無形民俗文化財に指定されている。

【有形民俗文化財】

重要有形民俗文化財には、菅谷^{すがや}たたら山内、隠岐島後の生産用具、波佐の山村生産用具など、県内各地の特徴を表すもののほか、諸手船^{もろたぶね}などの信仰に関わる民具がある。

県指定有形民俗文化財についても、出雲平野の衣食住および生産用具などのほか、獅子頭^{ししがしら}や原田神楽の面といったものがある。

内訳は、衣食住や生産、生業に用いられるものの指定が多く、全体の約6割を占めている。

また、登録有形民俗文化財には雲州^{うんしゅう}そろばん^{せいさくようぐ}製作用具などが登録されている。

【無形民俗文化財】

重要無形民俗文化財では、民俗芸能の大元神楽^{おおとちかぐら}、大土地神楽^{おおどちかぐら}、津和野弥栄神社の鷺舞^{さぎまい}、風俗慣習の五十猛^{いそたけ}のグロなどがある。

県指定無形民俗文化財には、民俗芸能の多久神社のささら舞や益田糸操り人形、風俗習慣の隠岐^{うしづき}の牛突き^{きしゅうぞく}習俗や下須^{まんざいらく}の萬歳楽などがある。

内訳としては、神楽が非常に盛んな地域であることを反映して、民俗芸能の割合が約8割と高いのが特徴である。

また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財には、年中行事の正月^{しょうがつ}行事や田植え行事、民俗技術のともどの製作^{せいさくこうてい}工程^にや西田^{にしだ}のヨズクハデ^{せいさく}製作^{せいさく}技術、祭礼行事の青柴垣^{あおふしがきしんじ}神事や布施^{ふせ}の山祭り^{やままつ}などが選択されている。

(エ) 記念物

記念物は、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅のほか、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、さらには動物、植物、地質鉱物など様々な種類のものを含むが、



菅谷たたら山内



津和野弥栄神社の鷺舞



青柴垣神事

基本的には土地と不可分のものである。

このうち、古墳や城跡、旧宅などで重要なものは史跡、庭園や峡谷、海岸などで重要なものは名勝、動物や植物、地質鉱物で重要なものは天然記念物に指定されている。また、史跡、名勝、天然記念物のうち特に重要なものについては、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定されている。

なお、史跡、名勝、天然記念物については、史跡及び名勝、名勝及び天然記念物といった複合的な価値づけによる指定も存在する。

県内の記念物の指定件数は全国でも 6 番目に多く、本県の文化財の特徴の一つになっている。

【史跡】

史跡には、縄文時代前期から中期にかけての多種多様な遺物が出土した佐太講武貝塚、青銅器が大量に出土した荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡、最大級の墳墓を含む西谷墳墓群などの弥生時代の遺跡、前方後方墳という名称が初めて使われた古墳時代の山代二子塚、創建時の隠岐国分寺に関わる遺構が確認された古代の隠岐国分寺境内、中世の武士団の本拠地が良好に残る益田氏城館跡、中国地方を代表する山城である富田城跡、中近世日本の鉱山史を理解する上で欠かすことのできない石見銀山遺跡、近代では文豪小泉八雲が過ごした小泉八雲旧居などがある。



山代二子塚

旧石器時代から明治時代までの幅広い時代の遺跡が指定されていることに加えて、古墳、寺院跡、製鉄遺跡、街道、旧宅など多様な遺跡が指定されていることが特徴の一つと言える。

【名勝】

名勝には、海岸など自然的なものや庭園など人文的のものがある。

自然的なものとして、国指定では日本海の手蝕・風雨作用により形成された隠岐国海岸や出雲国風土記にも登場する潜戸、広い岩盤や奇石などの景勝地が約 4 km にわたって続く断魚溪、県指定では落差 20



医光寺庭園

mの滝や急流からなる^{そうせんきょう}双川峡などがある。また、人文的なものとして、国指定では人工の滝を有する^{さくらいし}櫻井氏庭園や水墨画を思わせるような^{いこうじ}医光寺庭園など、県指定には室町期の作と伝わる小川庭園などがある。

【天然記念物】

動物に関するものとして、国指定では^{ふみしま}経島のウミネコ^{はんしよくち}繁殖地や^{ほしかみしま}星神島オオミズナギドリ繁殖地が、県指定では^{くちば}口羽のゲンジボタルおよびその発生地などがある。

植物に関するものとして、国指定では推定樹齢が 670 年以上と考えられる^{みすみおおびら}三隅大平ザクラや全国有数のカツラの巨木である^{うしお}海潮のカツラ、県指定では特殊な樹形の巨杉として貴重な^{ちちすぎ}岩倉の乳房杉などがある。

地質鉱物に関するものとして、国指定では約 4000 年前の三瓶山の噴火活動により形成された^{さんべあずきはらまいぼつりん}三瓶小豆原埋没林や日本海沿岸の地震性隆起海床として貴重な^{たたまがうら}石見曇ヶ浦、石英粗面岩を^{からおと}ヒン岩が貫いて表出した^{じゃがん}唐音の蛇岩など、県指定では世界的にもめずらしい^{おうちようせきかすみいしげんぶがん}黄長石霞石玄武岩などが指定されている。

内訳は動物 2 割、植物 6 割、地質鉱物 2 割であり、植物の比率が高い。

なお、国指定のうち、^{だいこんしま}大根島の^{ようがんずいどう}熔岩隧道、オオサンショウウオ、コウノトリ、トキの 4 件は特別天然記念物に指定されている。

このほか、登録記念物として^{かめいし}亀井氏庭園などが登録されている。

(オ) 文化的景観

文化的景観は、地域における人々の生活や生業、その地域の風土により形成された景勝地のことを指す。このなかで、市町村等が定める景観法に規定された景観地区内の文化的景観のうち、市町村等からの申出に基づいて特に重要なものを国が選定したのが重要文化的景観である。

県内では、たたら製鉄という生業



三瓶小豆原埋没林



奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観

の過程で形成された特徴的な景観が評価された奥出雲^{おくいずも}たたら^{せいてつおよ}製鉄及び^{たなだ}棚田^{ぶんかてきけいかん}の文化的景観が選定されている。

(カ) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体となって歴史的景観を作り出している伝統的な建造物の集まりを指す。これを都市計画法または条例に基づいて市町村が保存地区として定めたものが伝統的建造物群保存地区で、町並み保存地区とも呼ばれている。



大森銀山

伝統的建造物群保存地区のうち特に価値の高いものを、市町村からの申出に基づいて選定したのが重要伝統的建造物群保存地区で、県内では大田市^{おおだし}大森銀山^{おおもりぎんざん}、大田市^{おのつ}温泉津^{つわのちよう}、津和野^{つわの}町の3地区が選定されている。大田市大森銀山は鉾山町、温泉津は港町として今でも歴史的景観を伝えており、ともに世界文化遺産石見銀山遺跡とその文化的景観の構成資産にもなっている。

(キ) 埋蔵文化財

埋蔵文化財は、土地に包蔵された、人々の活動の痕跡を示す遺構や遺物を指し、一般的には遺跡と呼ばれるものとほぼ一致する。このような埋蔵文化財があることが周知されている土地は、文化財保護行政上は周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている。



古志本郷遺跡（出雲市）

周知の埋蔵文化財包蔵地は県内では約1万箇所が確認されており、それらは遺跡台帳にまとめられ公開されている。

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されている土地以外にも、未発見の埋蔵文化財が存在している土地は存在しており、発見の折に届出や通知がされて、周知の包蔵地となる。

(ク) 選定保存技術

文化財を保存していく上で必要な伝統的な技術や技能のうち、保存すべきものとして選定されているのが、選定保存技術である。

県内では、全国で唯一の玉鋼製造(たまはがねせいぞう)が選定されている。島根県で広く行われていたたたら製鉄の技術を受け継ぐもので、日本刀を制作する上で欠かせない玉鋼を製造する技術である。



玉鋼製造

3) ユネスコ関連

(ア) ユネスコ世界遺産

ユネスコ世界遺産は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく制度で、顕著で普遍的な価値を有する文化遺産・自然遺産を「世界遺産リスト」に記載し、保護を図っていくものである。日本においては、構成する資産は文化財保護法上の措置が講じられることとなっている。

県内では、石見銀山遺跡(いわみぎんざんいせき)とその文化的景観(ぶんかてきけいかん)が登録されている。

石見銀山で生産された銀が、16世紀から17世紀にかけて東洋と西洋の経済的・文化的交流の原動力となった点、その銀生産を示す遺跡が良好に残されている点、銀の生産から輸送にいたる鉱山運営の要素が一体的に残されている点などが評価された遺産である。



大久保間歩

(イ) ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ無形文化遺産は、「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく制度で、口承による伝統及び表現、芸能、社会的習慣、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び習慣、伝統工芸技術といった無形文化遺産について、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」へ記載し、保護を図るものである。



佐陀神能

ユネスコ無形文化遺産には^{さだしんのう}佐陀神能、石州半紙が登録されている。石州半紙は平成 21 年（2009）に単独で登録され、平成 26 年（2014）に本美濃紙（岐阜県）、細川紙（埼玉県）とともに^{てすき}和紙—日本の手漉和紙技術として拡張登録された遺産である。

（ウ）ジオパーク

ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、地球を学ぶことができる「大地の公園」を指す。ジオパークにはユネスコが認定したユネスコ世界ジオパークと、日本ジオパーク委員会が認定した日本ジオパークがある。



国賀海岸

世界ジオパークには^{おき}隠岐ユネスコ世界ジオパークが、日本ジオパークには^{しまねはんとう}島根半島・^{しんじこなうみ}宍道湖中海ジオパークが認定されている。

隠岐のジオパークは「大地の成り立ち」、「独自の生態系」、「人の営み」を知ることができる場所として 100 を超えるジオサイトが指定されており、その中には^{たまわかすのみことじんじや}隠岐国賀海岸や玉若酢命神社などの指定文化財も含まれている。

4) その他

（ア）日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、地域の活性化や新たな観光資源として活用を図ることが目的とされている。

県内では、以下のものが認定されている。



津和野百景図（青野の虹）



稲佐の浜（日が沈む聖地出雲）

- ・「津和野今昔つわのこんじゃく－百景図ひゃっけいずを歩く－」（津和野町：平成 27 年）
- ・「出雲國いずものくにたたら風土記ふどき－鉄づくり千年が生んだ物語－」（安来市・雲南市・奥出雲町：平成 28 年）
- ・「日しずが沈むせいちいずも聖地出雲－神つくが創り出した地の夕日を巡る－」（出雲市：平成 29 年）
- ・「荒波あらのみを超えた男たちの夢ゆめが紡つむいだ異空間いくうかん－北前船寄港地きたまえぶねきこうち・船主集落せんしゆしゅうらく－」（浜田市ほか：平成 30 年）
- ・「神々や鬼やくどうたちが躍動する神話の世界－石見地域で伝承される神楽かぐら－」（石見部 9 市町：令和元年）
- ・「中世日本の傑作 益田を味わう－地方の時代に輝き再び－」（益田市：令和 2 年）
- ・「石見の火山が伝える悠久の歴史－“縄文の森”“銀しろがねの山”と出逢える旅へ－」（大田市：令和 2 年）の 7 件が認定されている。

それぞれの歴史・伝承・風習などを踏まえたストーリーの下に、有形・無形の文化財を関連付け、情報発信や人材育成・伝承、環境整備などの取組が行われている。

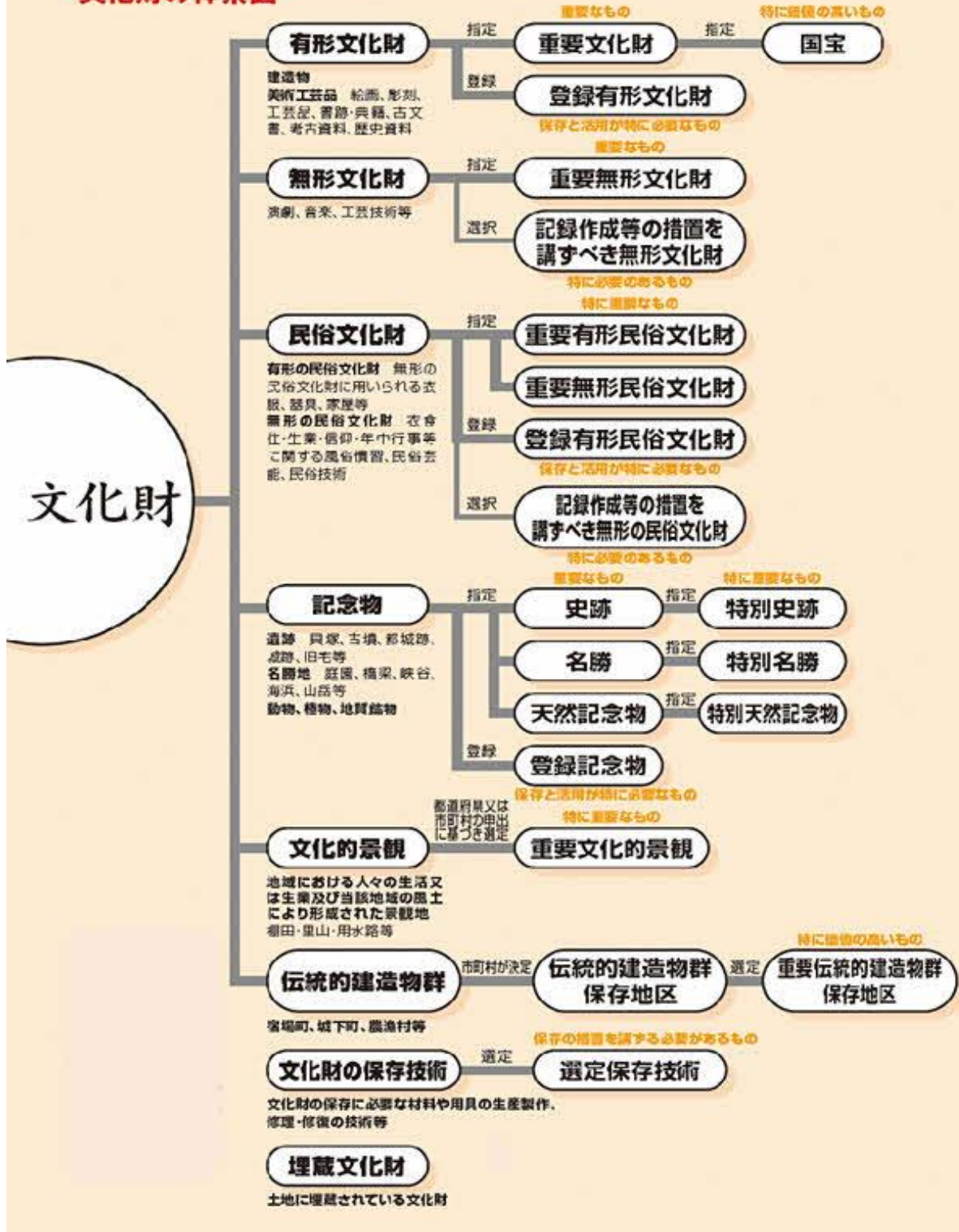
（イ）歴史の道

文化庁では、全国の歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡を「歴史の道」として認定し、そのうち全国各地の最もすぐれた 114 件を「歴史の道百選」として選定し、顕彰している。

県内では 3 件が「歴史の道百選」に選定されている。

- ・「石見銀山街道」（大田市、美郷町）
- ・「広瀬ひろせ・清水きよみず街道」（安来市）
- ・「山陰道かまてとうげごえ－鎌手とくじょうとうげごえ峠越のさかとうげごえ・徳城とくじょうとうげごえ峠越のさかとうげごえ・野坂のさかとうげごえ峠越」（益田市・津和野町）

文化財の体系図



(文化庁ホームページより掲載)

4 文化財に関する諸課題

島根県にこれまで守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、地域の自然環境や歴史的背景、人々の生活との関わりのなかで生み出された、県民共有の貴重な財産である。

しかし、これらの貴重な文化財は、社会的な要因や自然災害等の影響により損壊・滅失の危機に瀕している。

これを防ぐためには、指定・未指定にかかわらず文化財の所在や価値を広く県民に知ってもらうための調査研究の推進、文化財を将来に確実につなげていくための保存・継承の取組、文化財を地域づくりや教育などに活用する取組などが必要である。

それぞれの取組を進めるにあたっては、文化財を取り巻く課題の整理が不可欠である。

(1) 調査研究の現状と課題

本県における文化財の保存や活用の取組を進めるには、文化財とそれを生み出す背景となった自然や歴史・文化の調査研究により、文化財の持つ潜在的な価値を顕在化させることが不可欠である。本県では古代文化センターを中心に、多くの取組を行ってきた。こうした文化財や歴史・文化に関する調査研究とその成果を情報発信する取組は、ブランド力の向上や県民の郷土への誇りの醸成に多くの成果をあげている。

しかしながら、文化財の調査研究の現状としては、各分野の文化財の所在の把握が十分に行われていない状況がある。

その要因として、対象となる文化財が多岐にわたり、その数も膨大であることや、文化財専門職員¹⁾や専門家の数に偏りがある状況があげられる。このため基礎的な調査や文化財の背景となる地域の歴史・文化を含めた研究が十分進んでおらず、文化財の本来持つ潜在的な価値を顕在化できていない地域や種別・分野が残されている。

また、県内各地で行われている文化財に関する調査や研究の成果を地域住民が知る機会が限られているため、その価値や魅力が十分に知られていない状況にある。

こうした現状に対し、文化財の所在や基礎情報の把握、その価値や魅力を

¹⁾ 文化財専門職員とは、文化財担当職員のうち文化財に係る専門的な知識・技能を有する職員を指す

顕在化していくための調査研究を行うことが課題となる。また、本県独自の取組である古代文化センターを中心とする調査研究事業においても、古文書や歴史資料の把握・収集や、設立当初の目的であった各分野を横断した学際的研究や国際的研究を進めていくことや、そうした調査研究成果の効果的な情報発信などが課題としてあげられる。

さらに、社会情勢の変化や県政上の課題など、時代の要請に応じた新たな課題の設定や研究計画の見直しなどが求められている。

(2) 保存・継承の現状と課題

滅失・散逸や毀損の恐れがある文化財が増加しつつあり、保存・継承が難しくなっている現状がある。

要因としては、過疎化や少子高齢化による文化財の保存・継承にかかる担い手の不足や後継者の不在、修理や維持管理にかかる費用負担が難しいこと、地域の衰退による保存・継承の枠組みの脆弱化、原材料確保の困難性などがあげられる。また、生活様式の変化に伴い、若い世代の伝統文化に対する関心の低下や文化財自体への認識の低下などもその要因となっている。

加えて、地震や水害など自然災害の多発や火災に伴う文化財の毀損や滅失の危険性も高まっているが、その対応方針を定めている自治体は少ない。

さらに、文化財の保護を担う文化財専門職員が不在の町村があることも要因としてあげられよう。

保存・継承においては、担い手や後継者の確保、費用負担の軽減、文化財保護体制の充実をどのように図るかが課題となっている。

(3) 活用の現状と課題

本県の文化財が、地域づくりに十分活かしきれていないという現状がある。

要因として、地域の人々や県民に文化財の存在が知られていないことや、その価値や魅力が十分には理解されていないことがあげられる。また、個々の文化財の活用にとどまり、多種多様な文化財を、その基盤となる自然環境や歴史的背景を軸に繋げて活用していないことも一因である。さらに、活用が眺めるだけ、見せるだけの公開にとどまるなど、最新技術の導入による新たな活用や地域の人々の活用のニーズに対応できていないものも多い。

一方で、文化財を幅広く活用していくためには、文化財担当部局や所有者と観光や地域振興部局、学校教育や社会教育、民間団体等との連携も必要であるが、それが十分でないことも要因となっている。

活用においては、文化財を地域の人々に知ってもらい、地域の資源としてどのように活用していくかが課題となっている。

(4) 文化財の種別・分野ごとの現状と課題

文化財の種別・分野により状況も異なる。以下、文化財の種別ごとの現状や課題を記す。

1) 有形文化財

【建造物】

建造物では、所有者の高齢化や世代交代などにより、適切な維持・管理が困難となっているものが増加傾向にある。

加えて、費用負担が難しいため保存修理や防災・耐震対策に取り掛かることができない建物や、蔵など生活様式の変化により利用されず放置される建物の増加、保存修理等に必要な材料の入手や職人の確保が難しくなりつつあることなどもあげられる。

活用面でも、所有者の生活や利用上の制限から十分な公開が困難な場合や、知識・情報等の不足や関係法令との調整の必要性などから、新たな活用に取り組めていないものも多く見られる。

【美術工芸品】

美術工芸品では、所有者の高齢化や世代交代などによって、維持・管理が困難になる事例が出てきており、県外への流出等も危惧される。また、文化財保管施設の老朽化による保存環境の悪化や、防災・防犯の体制が十分でない実情もある。

加えて、調査研究の遅れから、価値や重要性が認識されていない工芸品や古文書等がまだ多く存在する。

活用面についても、市町村によっては適切に公開する施設を有さない場合や、所有者等の都合により日常的に公開されていない文化財が多く存在する。

2) 無形文化財

無形文化財では、後継者の確保が課題となっている。後継者の育成には相当の時間と経費を要し、長期的な視点での育成体制を整えていくことが必要だが、それが確立されている事例は多くはない。

後継者の育成体制が整っている場合でも、工芸技術等を用いた製品の市場規模が小さく、生業とすることが難しいことから、将来への不安により職業として選ばれにくい。

また、原材料の確保も課題である。

3) 民俗文化財

【有形民俗文化財】

有形民俗文化財では、収集された文化財の収蔵場所の確保や文化財の適切な維持管理、展示・公開等の活用などが課題である。

民具などの多くが、生活様式の変化により使用されなくなっており、滅失の可能性が高まっている。また、実際に使用した経験がある人々も減少していることから、調査研究や活用を進めることが難しくなっている。

【無形民俗文化財】

無形民俗文化財では、少子高齢化や生活様式の変化に伴い、担い手不足や伝統的な祭事や行事・芸能への関心の低下、また祭事自体の減少により滅失の危機に瀕している文化財も多い。

石見地方の神楽などの一部の民俗芸能には、地域振興に寄与するまで活発化し、定期公演などの積極的な公開・活用が行われているものもある。一方で観光等の要請による公演や公開が担い手の負担となっているものもあり、負担の軽減も課題となりつつある。

4) 記念物

【史跡】

史跡は土地と結びついた文化財であり、現地で保存しなければ保護措置が図れない。史跡指定にあたっては、所有者の権利が制限されることもあり、同意を得るのが難しい場合がある。また、指定後、万全な保護を図るために行政（県・市町村自治体）が土地の買い上げを要する場合もあり、指定にあたっては財政的負担も考慮する必要がある。

既指定の史跡には、その後の研究の進捗により、価値の再考や追加指定が必要なものがあるが、それが十分に行われず、地域にその本来の価値が認識されていないものもある。

さらに、史跡の一部には、指定後の整備や日常的な管理や活用等が十分に行われず、地域住民に存在や価値が理解されていないものもある。また、最新技術による新たな史跡整備手法の導入が十分図られておらず、史跡の「見える化」が進んでいない点も課題である。

【名勝】

峡谷、溪流、海浜など自然的な名勝は、広い範囲が指定されている場合が多く、十分に管理されていないものが多い。また、景勝地では指定地の周辺において開発行為との調整が必要な場合がある。

庭園など人文的な名勝では、庭園の維持に必要な経費の確保や、専門的知識・技術を持った人材の確保が難しくなりつつある。

【天然記念物】

天然記念物は、動物や植物、地質鉱物という自然の産物であるため文化財であるという理解が進んでいない。

また、動物や植物は、文化財そのものの保存に加えて、その生息・生育環境の保全が不可欠であるが、開発行為との調整が難しい場合や、これまで行

われてきた保全活動が地域の衰退で停滞し、保全に支障をきたすようになっていくことが課題となっている。さらに、公開による保全環境の変化や採取が危惧される場合もある。

地質鉱物については、地質鉱物が存在する土地の保護が必要であるが、開発行為の制限に対して、土地所有者の理解を得ることが難しい点も大きな課題である。

5) 文化的景観

文化的景観は、文化財の中では新しい分野であり、他の文化財に比べて認知度が低い。また、対象が広範囲に及ぶため関係する人の数も多く、保存・活用の取組を進める上で、関係者の合意を得るのに時間を要するなど、合意形成に難しさがある。加えて、選定手続きにおける制度上の複雑さなどから、新たな選定が進まないということも課題である。

6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群に関しては、住民の世代交代、若年層の流出を背景に空き家が増加し、最終的に取り壊される建物が増加傾向にある。

あわせて、建造物の活用による保存への取組も、関係法令による規制や調整が障壁となってあまり進んでいない。

また、文化的景観と同様に、関係者の合意形成や、選定手続きの難しさなどから、新たな選定もなかなか進まない。

こうした現状から、建造物群を面として保存し、活用していくことが課題である。

7) 埋蔵文化財

埋蔵文化財では、開発との調整と出土品の活用が大きな課題である。

開発との調整では、既に一定の手続きフローが確立しつつあるものの、依然として、開発側に事前に周知の埋蔵文化財包蔵地の存在に対する認識が十分に周知されていない。また、開発段階で必要な埋蔵文化財調査の必要性に対し、調査担当者の不足などから行政側が十分対応できていない。さらに、調査により重要性が明らかとなり現地での保存が必要となった遺跡について、保存への土地所有者や住民の理解が進まない場合もある。

埋蔵文化財調査に伴う出土品に関しては、報告書刊行後に各自治体の収蔵庫等に収納されると、その後活用されるのは報告書に掲載された一部の出土品に留まる場合が多い。また、保管施設における保管、管理状況が十分でないことなどから、適切な保管環境が確保されていない場合や、増え続ける出土品の保管自体が難しくなっているなど保管環境上の課題もある。

8) 選定保存技術

「玉鋼製造（たたら吹き）」の保持者として選定された村下^{むらげ}のもと後継者が育成されているが、保持者の高齢化や後継者育成に時間を要することが課題の一つである。加えて、たたら製鉄には大量の砂鉄と木炭を必要とし、砂鉄には質の良い「真砂鉄」、木炭は「たたら炭」と呼ばれる特殊なものを使用するため、その確保が難しくなっている。文化庁の国庫補助事業でも玉鋼製造の技術保存は取り組まれてはいるが、現状では「たたら炭」を焼く技術者の養成も課題となっている。

以上、文化財を取り巻く課題は、個別的問題も含めて多岐にわたっている。これらの課題を解決し、文化財の保存・活用を進めていくための基本理念と基本方針を次に示す。

5 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

島根県には、全国に誇るべき数多くの文化財が存在している。これらは地域づくりを進めていく上で人々を結びつける拠りどころとなる重要な地域資源であり、確実に次世代に継承し、文化財による地域おこしを積極的に進めていく必要がある。しかし、前節で述べたとおり、県内の文化財は多くの困難な課題に直面しており、一刻も早い対応が求められている。

こうした課題を克服し、貴重な文化財を未来に継承していくためには、まずは県民みんなが、地域に所在している文化財に目を向けてその重要性に気づき、文化財が持っている価値や魅力を実感することが大切である。

私たちの周りには貴重な文化財があり、その存在の背景に地域の歴史の積み重ねがあることを実感することで、“地域の文化財を地域で守っていこう”という気運が醸成される。地域住民の気運を基盤に行政をはじめ、文化財所有者、さらには地域住民が一体となって、地域の文化財を次世代に継承していこうという意識を形成していくことが必要である。

このように、文化財の確実な継承のためには、県内に所在する文化財の豊かさを県民みんなで見出し、その魅力を磨き上げ、それを活用しながら次世代に着実に継承していく、持続可能な仕組みづくりが不可欠である。

こうした仕組みを県や市町村、所有者、民間団体、地域住民が総がかりで作上げ、その仕組みに基づいて様々な取組を進めていくことで、住民の間で文化財を介してのコミュニケーションが活発に行われ、ひいては郷土への愛着が深められることで地域活性化へつなげることが可能となる。さらには、文化財を通じて県内外の人々との交流が進み、県民みんなが“しまね”を誇りに感じることを目指し、以下のとおり基本理念を定める。

《基本理念》

文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める

(2) 基本方針

基本理念を達成していくためには、

- 1) 地域の人々に、地域に所在する文化財の存在や価値を知ってもらう
＝文化財を知る、伝える
- 2) 文化財を地域で守り、次世代に確実に伝えていく
＝文化財を守る、つなげる
- 3) 重要な地域資源として積極的に活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていく
＝文化財を活かす

ことが重要である。

この三つの柱を、今後具体的・計画的に実施していくことによって、地域づくり、まちづくりにつなげていき、最終的に“しまね”を誇りに感じることを目指す。

1) 文化財を知る、伝える

地域に受け継がれてきた文化財には、広く知られているものから、関心を向けられることもなく存在しているものまで様々なものがある。これらは指定・未指定にかかわらず、地域の豊かな自然や歴史を物語る貴重な資料であり、そこに暮らす人々がその価値をよく知り、伝えていくことが重要である。

文化財を知る、伝えるために、次のことに取り組んでいく。

- ・調査により地域文化財の総合的な把握に努める
- ・研究により文化財を磨き上げ、価値や魅力を引き出す
- ・多くの文化財を関連づけて研究し、地域の自然や歴史・文化の価値を明らかにする
- ・情報発信や学校教育・社会教育を通じて、文化財への興味・関心を高める
- ・大学・博物館等や民間の研究会などと連携を深める

2) 文化財を守る、つなげる

文化財を将来にわたって確実に守っていくためには、法・条例による指定や登録を行うとともに、保存修理や担い手・後継者の育成を進めて確実な保存・継承を行うことが重要である。また、未指定のものを含めて保存・継承していくためには、県と市町村が連携した取組はもちろんのこと、地域住民や民間団体との協働も必要である。さらに、文化財専門職員の育成による保護体制の充実、災害等の非常時の対応策の構築も必要である。

文化財を守る、つなげるために、次のことに取り組んでいく。

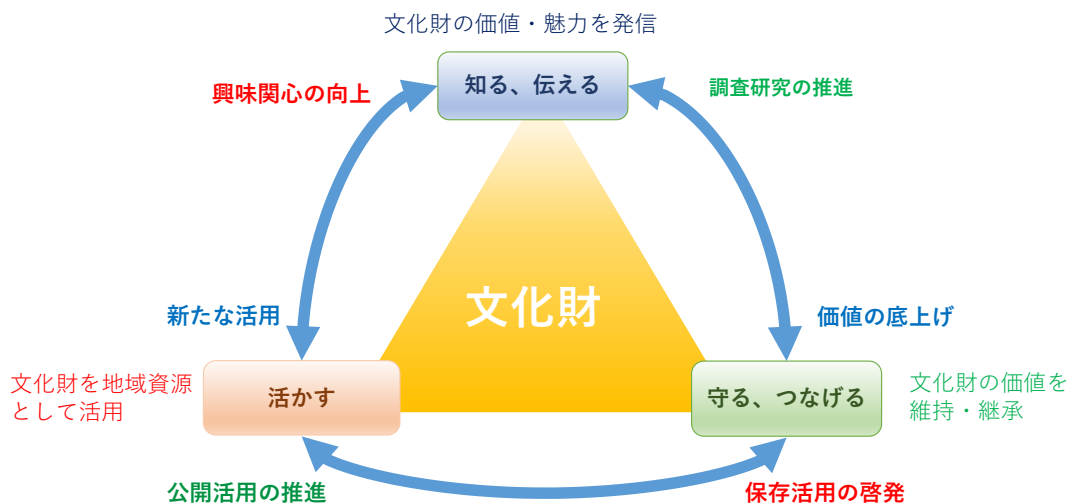
- ・地域にとって重要な文化財の指定・登録等を進める
- ・文化財の計画的な修理と担い手や後継者の育成を進める
- ・市町村等における地域計画及び保存活用計画の作成を支援する
- ・地域住民や民間団体、企業などと連携して保存・継承に取り組む
- ・文化財専門職員の配置やスキルアップなど文化財保護体制を充実する
- ・災害・盗難等に備えるため文化財防災・防犯マニュアルの作成や島根県文化財救済ネットワークの構築を進める

3) 文化財を活かす

文化財を地域の貴重な資源として活用していくためには、文化財それぞれの特性を踏まえて、身近な存在として親しんでもらい、価値や魅力を体感できることが重要である。また、個々の文化財を育んだ自然や歴史・文化など様々な観点から結びつけ、多様な文化財をネットワーク化して活用することも求められている。さらに、地域住民や地域に関わりを持つ様々な人々、民間団体などとも連携して、文化財を基軸とした地域活性化につなげていくことも必要である。

文化財を活かすために、次のことに取り組んでいく。

- ・最新の技術も活用した分かりやすく親しみやすい公開・整備を行う
- ・文化財をネットワーク化し、総合的・一体的に活用する
- ・関係団体等と連携し地域資源として活用する
- ・文化財を教材として学校や地域の学習に活かす
- ・市町村等における地域計画及び保存活用計画の作成を支援する
- ・文化財の価値に通じ、活用を担う人材の育成を進める



文化財を知る、伝える・守る、つなげる・活かす循環サイクルイメージ

基本理念

“文化財の保存・継承、調査研究、活用を通じて郷土への愛着を深めるとともに、人びとの交流を進める”

◆調査研究

<現状>

文化財の所在や価値の把握不足

- ・地域に所在する文化財の存在が把握されていない
- ・種別・分野によって文化財の把握内容に偏りがある
- ・文化財が本来持つ価値や魅力が顕在化できていない

文化財の価値や魅力が伝わっていない

- ・住民が地域の文化財に触れる機会が少ない
- ・文化財の魅力が国民・国民に伝わっていない
- ・個々の文化財だけでは地域の歴史・文化の内容や価値が伝わりにくい

<課題>

- ・文化財の所在や価値の把握の調査研究の実施
- ・学際的・国際的研究の進展
- ・調査研究成果の効果的な情報発信の実施

◆保存・継承

<現状>

滅失や毀損の危機にある文化財の増加

- ・過疎化や少子高齢化による後継者・担い手の不足
- ・地域社会の衰退による保存・継承の枠組みの脆弱化
- ・美術工芸品などの防犯体制が十分でない
- ・若者世代の伝統文化や文化財に対する関心の低下
- ・修理及び管理費用の確保が困難
- ・記念物等の日常的維持管理が大きな負担
- ・自然災害の多発による文化財被害の増加
- ・文化財担当専門職員が十分でない

<課題>

- ・担い手や後継者の確保
- ・保存修理等にかかる費用負担の軽減
- ・文化財保護体制の充実

現状と課題

文化財を知る
・伝える

文化財を守る
・つなげる

文化財を活かす

基本方針

①地域の文化財を掘り起こす

- ・地域の文化財を総合的に調査し、地域の文化財を的確に把握します

②文化財を磨き上げ、魅力を引き出す

- ・文化財の調査研究を進め、新たな価値や魅力を引き出します
- ・文化財の調査研究とともに、その背景となる地域の歴史文化の研究を進め、地域の豊かな歴史文化を明らかにします

③文化財の魅力を発信し、興味関心を高める

- ・文化財や地域の歴史文化の価値や魅力を情報発信し、文化財に触れる機会を創出することで、文化財や地域の歴史文化への興味関心を高めます

①文化財の指定・登録を進める

- ・計画的に文化財の指定や登録を進め、文化財を確実に保護します

②文化財の計画的な修理と担い手・後継者の育成を進める

- ・国・県・市町村等による財政支援や、研修・公演機会の創出等により、文化財の適切な修理や後継者の育成等を進めます

③市町村等における文化財保存のための方針を定める

- ・市町村及び所有者が地域計画や保存活用計画により保存方針を明確化し、地域住民とともに域内の文化財の保護を図ります

④地域住民や民間団体との連携の促進

- ・県・市町村、文化財所有者と地域住民や民間団体などが連携して、地域に所在する文化財の保存・継承を図ります

⑤文化財保護体制を整備・充実する

- ・文化財専門職員の適切な配置、ヘリテージマネージャの養成などを図りながら、官民が一体となった文化財保護体制の充実を目指します

⑥災害・犯罪被害等に備える

- ・災害・犯罪被害等の備えとして、文化財防災・防犯マニュアルの作成や島根県文化財救済ネットワークの整備を進めます

①文化財のわかりやすい整備・公開を行う

- ・ICT技術の導入等により、文化財の価値や魅力がよりわかりやすく伝わるよう整備・公開を進めます

②文化財を総合的、一体的に活用する

- ・地域に所在する様々な文化財をまとまりとして捉え、地域に由来するテーマ等と関連づけて一体的な活用を図ります

③文化財を地域資源として活用する

- ・行政や民間団体、地域等が一体となって、文化財を地域づくりや観光振興等を図るための地域資源として活用していきます

④学校教育・社会教育と連携して文化財を活かす

- ・学校・社会教育施設等で文化財を教育素材として活用し、地域の歴史文化を学ぶことで、郷土への誇りと愛着を醸成します

文化財を活かした地域づくり・まちづくりの実現

第2章 文化財の調査研究、保存・継承及び活用を図るための取組

基本方針で示した「文化財を知る、伝える」、「文化財を守る、つなげる」、「文化財を活かす」ためには、県と市町村や文化財の所有者などが連携して取り組むことが必要である。また、地域に受け継がれてきた文化財は、指定・未指定にかかわらず、地域の豊かな歴史を物語る貴重な資料であり、その文化財の調査研究や保存・継承、そして活用を図るためには、地域住民が学びなどの活動に参加しやすい環境づくりや、国内外の人々が分かりやすい解説の充実・多言語化などを行いながら、地域総がかりでの取組が求められる。

1 文化財を知る、伝える

地域に受け継がれてきた文化財は、指定・未指定にかかわらず、その地域の豊かな歴史を物語る貴重な資料である。また、そこに暮らす人々がその価値をよく知ることが地域の文化財を守り、活かすための共通の基盤となる。

文化財を知る、伝えるために、以下の取組を行っていく。

(1) 文化財の総合的把握

各地域にどのような文化財があるかを知るため、県内各地の文化財について系統的かつ総合的な調査を実施し、文化財の所在やその内容を把握することが必要である。本県では、これまで県内に所在する各種の文化財に関し、文化庁の補助事業並びに県単独事業により多くの総合的な調査を実施し（資料編資料1）、一定の成果を発表してきた。その一方で、以下のような課題が浮かび上がった。

- * 古文書・民俗芸能については、長らく総合的な調査が行われておらず、新たな視点での調査が求められる
- * 名勝地や地質鉱物・動植物など、一部の文化財について未調査のものがある
- * 埋蔵文化財に関しては、開発行為との調整のため、県、市町村ともに日々正確な情報の更新が求められている
- * これまで文化財としては充分認識されてこなかった地名・町割り・石造物・信仰・生業などについても総合的な調査を実施し、新たな地域資源の掘り起こしを行うことが望ましい

このような課題を解決するためには、県と市町村が互いの長所を生かした役割分担を行い、大学・博物館や研究会などの協力を得ながら連携して取り組むことが求められる。

こうした観点から、文化財の総合的把握に関しては、以下のような取

組を行う。

- ・文化財を総合的に把握するため、地域で活動している各種文化財の調査研究・保存・活用団体を把握し、密接な連携をとることにより、官民が一体となった調査を進める

1) 市町村における文化財の総合的把握

地域に所在する文化財を網羅的かつ的確に把握し、掘り起こす役割は、地域の事情に詳しい市町村によって担われることが適切である。このため、市町村は域内に所在する文化財の総合的な把握を計画的に行うとともに、文化財の保存・活用等に関するマスタープランであり、アクションプランとなる地域計画¹⁾を作成することが求められる。

2) 県における文化財の総合的把握

県は専門的・行政的な立場から市町村を適宜支援するために、各市町村による新たな文化財の掘り起こしの成果を取りまとめていくための取組を以下のとおり行う。

- ・市町村による総合的な調査によって明らかにされた県内の文化財のうち、本県の自然や歴史・文化を考える上で特に重要と考えられる文化財に関しては、県が主体となり、市町村と連携して、より詳細で多角的な総合的な調査を行う
- ・名勝地や地質鉱物、動植物など、これまで十分な調査が行われてこなかった文化財に関して、文化庁や大学、専門家の助言を踏まえた上で、三瓶自然館などの県の関係機関や市町村と連携しながら、今後の総合的調査に関する中・長期的な計画を作成し、随時調査を実施する
- ・民俗芸能は網羅的な調査が長期間行われていないことから、今後専門家の指導を得ながら文化庁や市町村と連携して現状を把握し、滅失の危険性が高いものや将来指定候補となるものを優先して記録作成する
- ・未指定の古文書や歴史資料のうち、本県の歴史・文化を明らかにする上で重要な文書や内容が広域にまたがるものについては、県と市町村が連携して調査を実施する
- ・地域ごとの美術工芸品、古文書や歴史資料の総合的な把握に関しては、各市町村が地域計画を作成する機会などをとらえ、その所在や全体量の把握を行い、県は技術的な面から支援する
- ・有形文化財のうち、彫刻や絵画などの美術工芸品に関しては、古代出雲歴史博物館や県立美術館などで開催する企画展等の機会に応じて

¹⁾ 市町村が域内の文化財の保存・活用に関して作成する総合的な計画。序章第1節を参照

適宜写真撮影などの基礎的な調査¹⁾を行う

- ・既に総合調査を実施している文化財の種別に関しては、必要に応じて県と市町村が連携し、追加調査などを行う
- ・生活用具などの有形民俗文化財は、所在の確認や収蔵資料の台帳作成、使用法の聞き取りなど総合的な把握を進め、調査研究の基礎資料とする

3) 文化財基本情報の作成と管理

市町村と県が連携して行った調査等により総合的に把握した文化財の所在やその状態などの基本データは、常に最新のデータに更新し、なおかつ利活用しやすい状態で適切に管理していく必要がある。そのためには、従来、紙で管理していたデータをデジタル化したデータベースに順次構築し直す必要がある。

さらに、それらの情報に関しては、支障のない範囲内で県民に広く情報発信することが求められる。埋蔵文化財の所在地に関してはこのようなシステムが整備されつつあるが、他の文化財についても同様の取組を市町村と県が連携して行う必要がある。

このような観点から、以下の取組を行う。

- ・ 1) 2) の取組で作成した文化財に関する基本情報（以下「基本情報」という）を文化財台帳としてまとめ、デジタルによるデータベース化を行う
- ・ 基本情報について、位置情報も加えた上で一元的に管理するシステムを構築する
- ・ 既に文化財に関するデータベースを構築している市町村のデータを、県のデータベースで相互活用ができるよう、連携方法を検討する
- ・ 現在島根県統合型 GIS²⁾で運用している島根県遺跡マップに関しては、常に新たな情報に更新し、遺跡の最新情報が広く入手できるよう、県と市町村が連携し手続き等に関するマニュアル策定を進める

(2) 文化財の調査研究の推進

文化財が持つ豊かな価値や魅力を引き出すためには、調査研究によって文化財の内容や特徴を把握し、価値を見いだすことが重要である。

調査研究は計画的に行う必要がある市町村においては、例えば域内の調査研究方針を策定することが望ましい。こうした観点から、以下の

¹⁾ 文化財の状態の確認や、計測や写真撮影、展示にかかる関係資料の集積を指す

²⁾ 埋蔵文化財や史跡に関しては、島根県統合型 GIS(マップ on しまね)のメニュー(島根県遺跡マップ)として登載中

取組を行っていく。

1) 指定文化財・指定文化財候補の調査研究の推進

- ・史跡やその候補物件については重点的に調査を進める文化財のリストアップを行い、計画的に発掘調査を進める
- ・庭園などの名勝や建造物、及びその指定候補となる文化財については、各分野の専門家の指導を得ながら計画的に調査を進める
- ・美術工芸品については、指定・未指定にかかわらず展覧会での展示や修理などの機会をとらえ、適宜調査を進め、その価値を明らかにするとともに、市町村が行う総合的な調査においても掘り起こしを進める
- ・天然記念物やその候補物件は、地質鉱物や動植物を扱う大学や研究機関と連携し、調査を推進する

2) 地域で取り組む調査研究の推進

- ・地域住民が、自ら率先して地域の文化財を発見し、自主的に研究できる仕組みや環境づくりが進むよう、市町村を支援する
- ・各地域での文化財研究の活性化や研究活動を通じて郷土への関心向上をうながすために、県内各地で活動している民間団体等（文化財や自然や歴史・文化の研究団体、公民館の歴史サークル、ヘリテージマネージャー¹⁾など）に対し、相互の連携や情報提供等の支援を行う
- ・大学や地域の学校・博物館などと連携し、地域に所在する文化財の調査を進める

3) 県・市町村が所有する文化財の調査研究の推進

- ・県・市町村が所有する文化財については、出土品や民具、古文書などの文化財の種別や保存状態に応じ、適切な施設で保管が行われるよう改善するとともに、基礎的な調査により収蔵品の目録作成や報告書作成などを行う

(3) 地域の自然や歴史・文化研究の推進

文化財はその地域の自然や歴史・文化などと密接に関連して形成されたものである。地域に所在する様々な文化財について、体系的な研究を進め、その成果を関連づけていくことで、島根の自然や歴史・文化の魅力を引き出していくことが可能となる。

そのために、以下の取組を進める。

1) 地域の自然や歴史・文化研究の推進

- ・島根の自然や歴史・文化の魅力を引き出すため、古代文化センターや

¹⁾ 地域に眠る歴史的建造物の調査・研究や、保全・活用の提案などをし、地域づくりに活かしていく活動を担う人材。

古代出雲歴史博物館を中心に各分野の研究事業を進めていく（詳細は本章第4節のとおり）

2) 県と市町村との連携

- ・県は、市町村が実施する地域の自然や歴史・文化に関する研究事業に対する支援を行うとともに、共同研究を行うなど、相互の連携を進める

3) 大学や民間研究機関との連携

- ・大学や民間の研究機関・研究会等と連携し、共同研究などを行うことによって、新たな島根の自然や歴史・文化の魅力の掘り起こしを進める

(4) 文化財の調査研究成果の情報公開

調査研究を通じて明らかとなった文化財の価値や魅力を、地域に暮らす人々に知ってもらうために、以下の取組を行う。

1) 調査過程及び研究成果の公開

- ・調査研究で明らかとなった島根の文化財や歴史・文化の価値や魅力を、各地域の公民館や資料館などを活用して広く公開する
- ・県内各地で実施した各種の調査研究事業の成果を、報告書、パンフレットや新聞、テレビなどの各メディア、SNS、ホームページなどを活用して広く公開する。特に埋蔵文化財の発掘調査は、現地調査時にしか公開することができないため、可能な限り現地説明会を開催する

2) 文化財基本情報や文化財リポジトリ¹⁾の情報公開

- ・文化財の総合的な把握を行うことで、データベース化した基本情報等は、島根県統合型 GIS などのシステムを利用して支障のない範囲でウェブなどを活用し、広く情報の公開を行う
- ・各分野の調査研究報告書などのリポジトリ化を進め、その成果を国内外に情報公開する

3) 博物館・資料館等での積極的な公開

博物館や資料館等で文化財を展示・公開することは、文化財の理解を深める上で、極めて有効な手段であり、今後も継続していくことが重要である。

- ・県が所管する博物館や資料館などにおいて展示公開を行う
- ・市町村所管の博物館等についても同様な取組が行われるよう支援する

¹⁾ リポジトリとは、多数のデータや情報などが体系立てて保管されているデータベースのことを指す

4) 学校教育・社会教育の場での文化財の魅力発信

学校教育では、島根県が先駆的に取り組んでいる「ふるさと教育」において、児童生徒が文化財の魅力に触れる機会を設けている。具体的には埋蔵文化財調査センターの「心に残る文化財子ども塾」、古代出雲歴史博物館における学校連携事業の実施や、副読本『もっと知りたい、むかしのしまね』の刊行など、学校の教育現場での分かりやすい魅力発信を実施している。

今後も学校教育や社会教育の場で文化財の魅力を伝えるため、以下の取組を行う。

- ・ 学校教育の場では、これまで行ってきた出前授業や副読本などの内容を適宜充実させながら取組を継続する
- ・ 児童生徒が一層文化財に興味・関心がわくような手法を検討し、学校現場や市町村教育委員会などとの連携を強化して、「ふるさと教育」の中に活かす取組を進める
- ・ 県内の公民館活動や民間団体の文化財講座、史跡めぐりなどの文化財に関する学習活動に対し、要請に応じて専門的な立場から協力していく
- ・ 博物館では、学校との連携を深め、ふるさとの文化財の魅力を子どもたちに伝える取組を行う

2 文化財を守る、つなげる

文化財を将来にわたって確実に守っていくためには、法・条例によって指定や登録を進め、保存修理の計画的な実施や継承を行うことが重要である。また、未指定のものを含めて総合的に保存するためには、地域住民や民間団体との協働が欠かせない。さらに、後継者や担い手の育成、文化財専門職員の育成による保護体制の充実、災害等の非常時の対応策の構築も必要である。

文化財を守る、つなげるために、以下の取組を行う。

(1) 文化財の指定・登録等の推進

文化財を守り、つなげていく上では、法・条例に基づき指定をすることが最も有効である。また、国の登録等を行うことも一定の効力があり、あわせて取り組んでいく。

- ・文化財の総合的な把握によって確認された未指定の文化財で、調査研究により価値が明らかとなった文化財や地域にとって重要な文化財については、所有者や地域住民の理解を得ながら国の指定・登録等や県・市町村の指定を推進する
- ・現在、県や市町村の指定となっている文化財や国の登録となっている文化財のうち、調査研究により新たな価値や知見が見い出されたものについては、国・県の指定への格上げや追加指定への取組を進める
- ・文化財以外の制度との調整が必要な種別の文化財については、関係部局との連携を図りながら指定・登録を推進する

(2) 適切な維持管理と保存修理の実施

文化財を守り、つなげていくためには、適切な維持管理や保存修理の実施が必要である。

保存修理を行うにあたっては、所有者等の財政的な負担の軽減、保存修理等に際して専門的な知見の提供、文化財保存のための技術や資材の確保などが求められる。

また、県や市町村の財源も限られていることから、保存修理等に必要な経費を確保し、効果的に修理していくためには、中長期的な計画を作成することも求められる。

このことから次の取組を行う。

- ・所有者等が適切な維持管理が行えるよう、助言や技術的な支援を行う
- ・所有者等が行う指定文化財の保存修理等に対し、補助金の交付などの財政的な支援を行う
- ・保存修理に際して、必要に応じた助言や技術的指導などの支援を行う

- ・所有者等に、民間の財団や団体等が行っている助成制度や技術的な研修会に関する情報提供を行い、積極的な活用を促す
- ・文化財の修復に必要な技術や資材等を確保するため、技術講習会の開催や「ふるさと文化財の森」¹⁾などの取組を進める
- ・保存修理の中長期計画を作成し、修理の実施時期や経費について関係者間で情報共有を図る
- ・美術工芸品のうち、所有者による適切な保存管理が困難なものは、博物館や美術館への寄託等を助言する
- ・動物や植物などの天然記念物については、定期的に観察し、状況を把握する

(3) 担い手・後継者の育成への支援

未来に文化財を継承していくためには、活動を支える担い手や後継者の育成が必要である。また、継承に必要な用具の維持や材料の確保も欠かせない。

このことから、次の取組を行う。

- ・文化財への興味・関心を高めてもらうため、学校教育や社会教育と連携して認知度の向上に取り組む
- ・興味・関心を持った人々が、文化財に直接触れることができる機会を提供し、担い手や後継者となる動機づけ・支援を行う
- ・無形文化財の保持者や保存団体等の活動が継続的に行えるように、用具の修理に対する支援や、適切な公演の機会の確保に努める
- ・無形文化財の保持者や保存団体等が、文化財の継承に必要な原材料の確保が行えるよう支援する
- ・やむを得ず継承が困難となる場合を想定し、将来の活動再開とそれの場合の担い手の育成に備え、活動記録の作成や収集を進める

(4) 地域住民や民間団体との連携

文化財は、これまで主に文化財の所有者や行政が主体となって守り伝えられてきたが、近年では特に所有者による保存・継承は、難しくなりつつある。これからは所有者以外の人々にも文化財の保存に主体的に関わってもらい、地域総がかりで守り、つなげていく必要があることから、次の取組を行う。

¹⁾文化財建造物の保存に必要な資材のモデル供給林及び研修林として設定されている場所

- ・地域の住民により組織された文化財の保護団体や愛護団体、専門的知識や技術を持つ人々によって組織された団体、ガイドなど文化財の魅力を伝える活動に取り組む団体等との連携を進める
- ・これらの団体が担う役割を明確化し、協働する仕組みを作っていくとともに活動を支援する
- ・このような団体が主体的に活動していく上での参考となる、先進的な取組についての情報収集・提供や、相談体制の整備を行い、参加しやすい環境を整える

(5) 文化財保護体制の充実

文化財を守り、つなげる上で、それに関わる人材の育成と組織づくりは欠かせない。県内の各自治体では、県も含めて文化財専門職員の配置は十分ではなく、地域の文化財に精通し、それら文化財と住民とをつなぐ役割を担う文化財専門職員の確保・育成が必要である。

また専門的見地を有する人々で構成される委員会等からの指導・助言体制の充実や、ヘリテージマネージャー¹⁾など文化財に関わる人の育成と活用も有効な手段である。

さらに、文化財を適切に保管するためには、収蔵施設とその管理体制の充実も必要である。

このことから、次の取組を行う。

- ・文化財専門職員の配置や充実に向けた働きかけを行う
- ・県と市町村、市町村同士が文化財専門職員の不足を補完しあえるような体制の構築を検討する
- ・文化財専門職員が不足する種別の文化財については、大学や研究機関の専門家の協力を得る体制を整備する
- ・文化財保護審議会等、専門的見地からの助言・支援を得る体制の充実を図る
- ・文化財保護指導委員やヘリテージマネージャーなど、文化財に関する専門的知識を持って文化財の状況を把握し保護する役割を担える人材の育成・活用を進める
- ・文化財の保管・管理について、文化財の特性に留意した上、廃校舎や余裕教室など、既存施設の利用も検討する

¹⁾ 前掲 48 頁、注 1) 参照

(6) 防災体制の構築

地震や洪水などの自然災害や火災への備えも、文化財を守りつなげていく上で必要である。

これについては、日頃からの備え（対策・訓練）と、災害発生時の対応策の構築が必要である。

防災体制の構築については、第4章で記載する。

(7) 市町村等における文化財の保存方針の明確化

文化財の総合的な把握によって明らかとなった未指定を含む文化財について保存を確実に行うためには、それぞれの市町村や所有者等が保存のために取り組む方向性を示すことが重要である。

市町村や所有者等への支援については、第3章で記載する。

3 文化財を活かす

文化財を地域の貴重な資源として活用するためには、文化財の価値や魅力が地域住民や広く県民に理解され、訴求力のあることが重要である。

文化財を活用していくためには、文化財の持つ特性踏まえた上で、未指定を含む有形・無形の文化財を一定のまとまりとして捉えることや、多くの人々や団体と連携を進めて、文化財を地域活性化にとって有用な地域資源として活用する方法の検討も必要である。こうした取組により、文化財への地域の人々の積極的な関与を深め、郷土への愛着を高めてもらうことも可能となり、文化財に対して興味を持つ人々の裾野を広げていくことにつながる。

文化財を活かすために、以下の取組を行う。

(1) 文化財を身近に感じ親しむ環境づくり

文化財が持つ価値や魅力が地域の人々や来訪者に十分伝わり、身近な存在であると実感されることが重要であることから、次の取組を行う。

- ・文化財の所在が分かるよう、アクセス等を表示した案内板等の整備を進める
- ・文化財の解説板や案内板は、最新の調査研究の成果を反映させるとともに、分かりやすい解説文にするなど質の向上や表現方法の工夫を図る
- ・史跡など一見しただけでは価値の分かりにくい文化財について、復元やAR・VR¹⁾などのICT²⁾技術による視覚的な表現方法を用いた整備を進める
- ・文化財の魅力や価値を体感してもらえよう、現地や美術館・博物館等の施設での分かりやすい公開とともに、ウェブでの公開を進める
- ・公開に制限のある文化財については、所有者の理解を得ながら可能な範囲での公開を進める
- ・直接見たり触れたりすることが難しい文化財について、3Dプリンタなど高性能復元技術による複製文化財を作成して公開する
- ・障がいのある人々が、困難を感じることなく文化財の見学や体験がで

¹⁾ ARは「Augmented Reality」(拡張現実)の略で、現実世界に仮想物を付加して表現する手法で、VRは「Virtual Reality」の略で、仮想物のみによって情報、空間、世界を構成して表現する手法

²⁾ 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す

- きるよう、バリアフリーの取組を進める
- ・来訪外国人にも文化財の魅力を理解してもらえるように、優先順位を定めるなど調整した上で文化財情報の多言語化を推進する
- ・インターネットやモバイル端末を利用した魅力あるコンテンツの配信や、利用者との双方向通信など新たな情報通信技術の活用も推進する

(2) 文化財の総合的・一体的な活用

これまで個々の文化財の価値に焦点を当てた活用策がとられてきた。しかし、文化財の価値は、それぞれの文化財が生み出された地域の自然や歴史・文化、人々の生活などと密接に関連している。このような文化財群は、面的広がりや時間の重なりをあわせ持つており、積極的な活用を図ることで、奥深い魅力と多様な地域像を豊かに物語る象徴的な存在にすることができる。

このことから、次の取組を行う。

- ・調査研究によって明らかになった文化財を、指定・未指定を問わず、地域の自然や歴史・文化を物語るテーマでつないだ関連文化財群として捉える
- ・関連文化財群を訪ね歩くためのリーフレットやパンフレット及びウェブコンテンツの作成、統一的なサインの整備などにより、地域の自然や歴史・文化を一体的に理解するための環境整備を進める
- ・テーマでつながれた関連文化財群を積極的に情報発信し、多様な地域像を地域内外の人々に知ってもらうとともに、地域への来訪意欲の向上につなげる
- ・関連文化財群は、地域を越えて広範囲にわたることもあることから、地域間の連携について支援する
- ・来訪者により深く理解してもらうため、ガイドの養成や配置を進める

(3) 地域資源としての文化財の活用

文化財は、地域の誇りであるとともに、観光振興にも活用できる貴重な地域資源である。

文化財を観光資源として活用するうえでは、その地域ならではの歴史的・文化的な特徴を活かした取組を、地域が主体となって推進することが必要であり、それが観光による地域経済の振興とともに、地域の活性化にもつながっていく。

こうした取組が進むことにより、それまで文化財に携わっていた専門家等に加えて、地域住民や観光客にも文化財の存在や価値が知られるようになり、ひいては保存・継承等も図られるようになることから、次の取組を

行う。

- ・文化財の価値や魅力を、県内外で開催する講演会やシンポジウムなどを通じて幅広く情報発信し、地域の資源としての認知度の向上を進める
- ・これまで見るだけの活用にとどまっていた歴史的建造物や史跡等を、関係法令との調整も行いながら、ユニークベニュー¹⁾としての活用や、過去に行われていた行事の復元など、見学者や観光客の満足度向上につなげていく新たな活用の取組を進める
- ・関連文化財群を周遊型、滞在型の観光素材として活かす取組を支援する
- ・VR・ARなどICT技術の活用や体験学習の活用を展開する
- ・無形文化財の保持者や保持団体によって生み出された伝統的な工芸品について、商工関係者等と連携した認知度の向上や販路の拡大、他地域との差別化を図ったオンリーワン製品化などの取組を支援する
- ・観光等の民間事業者が活用する場合には、観光客等のマーケットのニーズにも対応しながらも、文化財の価値を損なうことなく事業を継続して安定した収益を確保していく必要があるため、専門的な見地から助言・提案を行う
- ・文化財の活用に取り組む団体やコミュニティ²⁾、個人等に対し、国・県・民間団体等による財政支援制度に関する情報提供を行い、文化財の活用を進めやすい環境を整える
- ・地域住民や地域内外の関係者、観光部局などが連携や協働を行いやすくするため、意見交換の場の創出や活用プロセスへ参加の仕組みを創り、地域一体となった文化財活用の取組へとつなげていく

(4) 学校教育・社会教育との連携による文化財の活用

文化財の活用は、地域への愛着の醸成にも有効である。

学校教育の場では、新学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学び」において、「文化財の価値は、その文化財の創出された背景としての地域の自然や歴史・文化や人々の生活が密接に関連している」点に注目し、総合的な学習の時間（高校では「総合的な探求の時間」）をはじめとする教科横断的な学習や島根県が先駆的に取り組んでいる「ふるさと教育」の素材として有用である。

¹⁾ 歴史的建造物、文化施設等で、コンサートやレセプションなどの文化的イベントの開催など、本来の用途とは異なるニーズでの利用もされる建造物

²⁾ 生活文化意識を共有する基礎的な生活圏単位から構成される社会

また、社会教育においては、公民館や図書館等の社会教育施設で文化財講座や史跡巡りツアーなど文化財に関する生涯学習活動が実践され、熱心な参加者に支えられた人気の文化財学習メニューとなっている。しかしながら講師の高齢化や参加者の固定化が進んでいる傾向もあることから、講師の若返りや新しい参加者の発掘も必要となっている。

このことから、次の取組を行う。

- ・文化財を取り入れた教育・学習活動をさらに進め、かつ魅力のある内容となるよう、企画段階から積極的に関わっていく
- ・文化財を分かりやすく説明する機会として「心に残る文化財子ども塾」や古代出雲歴史博物館や三瓶自然館、各地の資料館等が実施する出前講座等や他団体主催の講座等への講師派遣を行う
- ・学校教育や社会教育の場に対して文化財のさらなる活用（新しい学習教材の開発や生涯学習のメニュー開発）につながるような情報提供を行い、新しい活用方法の開発についても支援する
- ・学習活動の際のツールとして活用してもらうため、文化財情報の整理や副読本等の作成にも関わっていく
- ・大学等とも連携し文化財を活かした教育・学習活動を推進することができる人材の育成を進める
- ・学校教育や社会教育の体験学習の実践活動の場として、史跡・建造物等の文化財や博物館などの文化財関係施設がより積極的に活用されるよう、各種取組を進める
- ・各地域の博物館・資料館が学校と連携した事業（博学連携）を行う

（５）市町村等における文化財の活用方針の明確化

文化財を地域の資源として、また教育の素材として有効に活用していくためには、それぞれの市町村で活用の方向性を明確化するとともに、地域住民や行政等の関係者が連携・協力して地域総がかりで取り組むことが不可欠である。

市町村や所有者等への支援については、第３章で記載する。

4 島根県が主体的に行う取組

県は、域内の文化財を総合的に統括する立場から、各市町村の取組を支援していくとともに、各分野の文化財専門職員が連携して、以下の取組を主体的に行う。

(1) 調査研究と情報公開

1) 県が所有する文化財の調査研究

- ・ 県埋蔵文化財調査センターや古代出雲歴史博物館などで保管する出土品や古文書などの文化財については、現在、既報告資料の再整理を進めている。今後は、その方法や体制などを見直したうえ、早期にその内容を明らかにし、活用する手法を検討する。

2) 文化財に関する基礎研究の推進

本県では、島根県の成り立ちや交流など、その歴史・文化を考える上で、特に重要な分野について基礎的な調査研究を進めており、今後もこの取組を推進するとともに、将来的な文化財指定も視野に入れ、以下の取組を行う。

- ・ 県が主体的に調査を進めている風土記の丘地内の重要遺跡の発掘調査を継続的に行うとともに、そのほか県にとって重要と考えられる遺跡の発掘調査を行う
- ・ たたらや石見焼など、県内の地場産業の成り立ちを考える上で重要な遺跡の調査を進めるとともに関係資料を収集し、調査研究することで島根県の地場産業の歴史を明らかにする
- ・ 島根県の歴史を特徴づける荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡などの弥生時代の青銅器や特徴的な古墳などの墓制について調査を行い、基礎的な整理検討と他地域との比較研究を進める
- ・ 全国唯一の完本であり、出雲各地域の古代の歴史・文化を詳述する『出雲国風土記』について、その価値を明らかにするため関連の文献調査や歴史景観の復元を進める
- ・ 出雲神話については、そこから古代国家形成における出雲の重要性を分析し、中世以降どのようにして出雲が「神話の国」として認識されるようになったのかを含め総合的に検討する
- ・ 石見銀山や中世益田氏関連などの遺跡や文献史料の調査を進め、石見部の歴史・文化の特徴を明らかにする調査研究を継続する
- ・ 神楽など民俗芸能のうち島根を特徴づけるものについて、映像記録の作成や関連資料の収集・調査を進める
- ・ 島根を特徴づける重要な中近世史料については、所在確認や目録作成

を行うなど、基礎的な整理を行った上で研究を進める

3) 地域の自然や歴史・文化研究の推進

本県では、古代文化センターを中心に、①地域社会の形成、②東アジアと環日本海交流、③信仰の姿と基層文化という三つの柱により島根の歴史・文化に関するテーマ研究事業を進めている。また、石見銀山遺跡に関する調査研究では、石見銀山の歴史や国内及び海外鉱山との比較研究などのテーマ別調査研究、県立三瓶自然館と連携して植生や生物環境調査も実施している。

今後も島根の自然や歴史・文化を明らかにしていくために、以下の取組を行う。

- ・これまでの特定テーマを設定した学際的研究について、今後は自然科学や文化人類学など、より幅広い分野での学際的研究を進め、島根の自然や歴史・文化に関する新たな魅力の掘り起こしを進める
- ・平成 26 年度から実施中の「古代歴史文化に関する共同調査研究事業」¹⁾を引き続き推進するなど、都道府県の枠を越えた広域的な研究のための連携を進める
- ・テーマ研究の柱の一つである環日本海交流について、諸外国の研究者と情報交換を積極的に行い、東アジアのなかでの島根の自然や歴史・文化の特性を明らかにしていく
- ・石見銀山についても、引き続き国内外の鉱山との比較研究などのテーマ別研究を進める
- ・海外の研究事業と連携し国際的な研究を進めることで、グローバル²⁾な視点で島根の自然や歴史・文化の価値や魅力を明らかにしていく

4) 調査研究成果の情報公開

県が実施した調査研究成果の情報公開は、基本的には本章 1-(4)の方針に基づいて行い、特に下記の点に重点を置き、その成果を広く県民に伝える取組を進める。

ア 調査研究成果の公開

- ・県内各地で実施した発掘調査や調査研究事業については、できる限り現地公開を行い、現地でその成果を県民に知ってもらえるよう努

¹⁾島根県をはじめとする 14 県が古代文化に関する特定テーマを対象として連携して研究を行い、情報発信していく取組で、平成 26 年度から実施している

²⁾一般的には、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する」との意味で使用されることが多いが、歴史学では歴史学者の上田正昭氏が提唱した、「地域に立脚して日本や世界を考えていく視点」の意味で使用される

める

イ シンポジウムなどを通じた調査研究成果の情報発信

- ・研究事業で明らかになった成果を取りまとめた上、シンポジウムや講演会の開催、ウェブでの配信、一般書籍の刊行などの手法によって、その成果を県内外に広く情報発信する

ウ 文化財リポジトリの情報公開

- ・各分野の調査研究報告書や研究紀要のリポジトリ化を進め、その成果をウェブ動画などで国内外に情報公開する

エ 博物館・資料館等での積極的な公開

- ・県が所管する古代出雲歴史博物館や八雲立つ風土記の丘展示学習館、県立美術館などで、常設展や企画展により文化財を積極的に公開する

(2) 保存・継承と活用

1) 県保有の有形文化財の保存・活用

県が保有する指定有形文化財は資料編資料3のとおりであり、このほか多くの未指定文化財を保有している。

県が保有する指定有形文化財は、いずれも古代出雲歴史博物館などの県の博物館・美術館で適切な環境下で管理されている。しかし、未指定や新規に収集された文化財に関しては、基礎的な調査が進んでいないものも残されており、課題となっている。また収蔵量の増加に伴い、今後は収蔵場所の不足も予想される。

よって、今後は以下の取組を行う。

- ・古代出雲歴史博物館や八雲立つ風土記の丘展示学習館で展示公開している平所遺跡埴輪窯出土品などの国・県指定文化財については、今後も適切な管理に努め、積極的な展示公開を行う
- ・県が古代出雲歴史博物館で管理している国保有文化財の荒神谷遺跡出土品・加茂岩倉遺跡出土銅鐸については、今後も国や関係機関と密接な連携を保ちつつ、その保存に万全を期した上で、可能な範囲での展示公開に努める
- ・古代出雲歴史博物館が保管している文化財のうち、美術工芸品、古文書や歴史資料など未調査の文化財については、調査によりその内容、価値や魅力を明らかにした上で、展示公開をはじめとした積極的な活用に努める
- ・県立美術館や石見美術館で保管している国・県指定絵画などについても、これまでと同様に適切な保全に留意し、引き続き展示公開を行う
- ・県が所有する登録有形文化財である島根県庁舎や旧歩兵第21連隊

雨覆練兵場については、今後もその価値を損なわないよう、適切な管理に努めるとともに、その歴史的価値を広く周知し活用を図る

- ・ 県立図書館や公文書センターなどで保管されている古文書や歴史資料については、関係機関で連携した上、今後の管理や活用を検討する
- ・ 出土品・古文書など収蔵品の増加に伴う収蔵場所の確保については、他部局所管の施設の用途変更等による対応なども今後検討していく
- ・ 島根県教育委員会が発掘調査を行い県保有となっている埋蔵文化財（出土遺物）や記録保存された資料類は、埋蔵文化財調査センターで保管し、積極的な利活用を図る

2) 県保有の記念物の調査研究と保存・活用

県が保有する史跡・名勝・天然記念物等の記念物は、風土記の丘地内に多数存在しているほか、三瓶小豆原埋没林がある。

風土記の丘地内の史跡については、保存・活用を一体的に行うため、昭和 47 年に八雲立つ風土記の丘を設置し、史跡の調査・整備や出土品の展示等を行っている。風土記の丘地内には、松江市や民間が所有する史跡も数多く存在することから、松江市の保存・活用の方針と整合を図ることが必要である。また近年風土記の丘地内の市街化が急速に進みつつあり、史跡の確実な保護が急務となっている。

三瓶小豆原埋没林は、約 4000 年前に発生した三瓶山の火山活動に伴って発生した火砕物の土石流によって埋没したもので、多数の樹木が原位置のまま残っていることと、長大で大径木の幹が多数直立して残存していることが際立った特徴を有している。昭和 58 年(1983)にその存在が明らかになってから、発掘調査とそれに基づく学術評価が行われ、平成 16 年(2004)に国の天然記念物に指定された。平成 31 年(2019)2 月には、後世に向けて着実に保存・継承されるとともに、この地の個性や魅力を形づくる地域資源として、教育はもとより地域振興や観光資源として広く活用されることを目的として「三瓶小豆原埋没林保存活用計画」が策定されている。また、令和 2 年に認定された日本遺産の中心的な構成要素にもなっている。

県保有の記念物については、以下の取組を行う。

- ・ 風土記の丘地内は古代出雲の中心地であり、本県が調査研究の核として位置づける『出雲国風土記』を研究する上で最も重要な区域であることから、発掘調査や文献史料研究などの調査研究を推進する
- ・ 風土記の丘地内に所在する史跡や遺跡の保護に関しては、松江市の保存・活用に関する方針と整合させ、県と松江市が連携し地域住民とも協働の上、調査研究や保存・活用に取り組む

- ・特に保存上緊急性の高い遺跡や史跡については、県と松江市が連携し、万全な保護が図られるよう努める
- ・調査研究の成果を、VR・AR など ICT 技術の活用や多言語化等により発信し、県内外の来訪者へ広く周知する
- ・県内外からの来訪者が、風土記の丘地内の遺跡を訪ね歩きやすくするための環境整備を行い、周遊を促す
- ・三瓶小豆原埋没林は、保存活用計画に基づき、全国的にも稀な“縄文の森”として本質的価値を損なわないように適切な管理に努める
- ・特に、地下水位低下や表面水の影響を受け、埋没木上部等の緩やかな劣化が懸念されていることから、その影響を軽減して長期的に保存する環境を整えるための対策を講じる
- ・埋没林は「三瓶小豆原埋没林公園」内の地下展示棟で公開されているが、一般的に認知度が低く、その本質的な価値が伝わりにくいため、その価値や魅力を広く伝えるために、アクセス道路の案内表示の整備や拠点施設となるガイダンス棟の整備などの環境整備を進める



史跡出雲国府跡

第3章 市町村等への支援の方針

本県の文化財を保存・継承し、地域の資源として活用していく上で、地域の実情に精通した市町村の役割が非常に重要となる。

このため、県と市町村とが連携して各種の取組を行うことが必要である。また、所有者等による取組に対しては、市町村と連携しての支援が必要である。

1 現状と課題

(1) 市町村の現状と課題

文化財の保存・活用に関して、県内の19市町村全てにおいて文化財保護に関する条例が制定されており、基本的な制度が整えられている。

一方で、市町村の文化財行政は、予算、組織、文化財担当職員の配置、特に文化財専門職員の配置に課題を抱えている。また、文化財専門職員が配置されている場合でも、地域の文化財の状況や保存・活用に関する知識・経験に差があるなどの課題もある。

(2) 所有者等の現状と課題

未指定を含む有形・無形の文化財は、個人や保存団体等により保存・管理されているものが多くあるものの、担い手の不足や後継者の不在、修理費・維持費等の経済的負担等により、消滅・滅失や散逸が徐々に進みつつある。現状で保存・管理されている文化財であっても、今後様々な要因で失われてしまう危険性もある。

加えて、文化財の保存に関する知識不足や、支援者や相談者の不在などの課題も抱えている。

2 保存・活用に関する支援

このような状況の中で、保存・活用が確実に行われるためには、それぞれの市町村において、上位計画の中に文化財に関する基本の方針を掲げるとともに、文化財の保存・活用について目指す将来的なビジョンや具体的な事業等に計画的に取り組むためのマスタープラン・アクションプランとなる「地域計画」を作成することが望ましい。また、所有者による保存活用計画の作成も有効である。

各市町村及び文化財所有者等が文化財の保存・活用を円滑に推進していけるよう、県は以下の支援を行う。

(1) 市町村への支援

市町村においては、文化財の保存・活用に関して目指す目標や具体的な事業等を記載した地域計画の作成により、域内における文化財の保存・活用の方向性を「見える化」し、関係者のみならず地域住民の理解・協力を得て取り組んでいくことが求められる。また、専門的な知見や実績等を有する民間団体等を文化財の保存・活用に関する施策の推進団体として文化財保存活用支援団体¹⁾（以下「支援団体」という）に指定し、地域の多様な主体が連携して取り組むことも有効である。

このため、次の支援を行う。

1) 文化財保存活用地域計画作成に関する支援

地域計画の作成については、人員等に課題のある市町村も多いことや、県大綱との整合性を図る必要があることから、以下の支援を行う。

- ・ 県が策定した大綱の基本的な考え方について、市町村と情報共有を図る
- ・ 作成の実務について市町村からの求めに応じ、必要な助言・協力を行う
- ・ 近隣の市町村と連携した作成を検討する市町村へ、調整・支援を行う
- ・ 作成された地域計画に基づいた取組について、必要な助言・協力を行う

2) 文化財保存活用支援団体の指定に関する支援

市町村が専門的な知見や実績等を有する民間団体を、文化財の保存・活用に取り組む推進主体として文化財活用支援団体に指定して連携を行う場合、次の支援を行う。

- ・ 市町村が支援団体の指定を検討する場合には、助言・協力を行う
- ・ 市町村が支援団体と連携したり監督等を行ったりする場合には、助言・協力を行う

3) 調査研究、保存・継承、活用に関する支援

市町村が文化財の調査研究、保存・継承、活用にかかる取組や、地域計画に記載された取組を進めていく上で、様々な場面で県の助言や協力が求めら

¹⁾ 文化財保存活用支援団体とは、地域において文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体のことを指す。これに指定されると所有者に代わって文化財の保存活用等の担い手となることができる。

れることから、次の支援を行う。

- ・文化財の保存・継承、活用等に関し、国との連絡・調整を行う
- ・文化財の調査研究・活用等で市町村を越えて広域的な連携・取組を行う場合には、市町村間の調整を行う
- ・市町村を越えた広域的な関連文化財群の設定等の取組を行う場合には、市町村の求めに応じて調整等を行う
- ・域内の文化財について、県指定や国指定等に取り組む時には、助言を行う
- ・市町村による保存・継承の取組について、必要に応じて助言を行う
- ・市町村が所有する国及び県指定文化財の保存修理事業等を行う場合、島根県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき財政的な支援を行う
- ・文化財専門職員が不在の分野について、市町村が課題を解決できない場合は、市町村の求めに応じて専門家の支援や、市町村同士が相互に補完しあえるような体制への調整を行う
- ・文化財保護審議会や専門的な委員会等の設置について、助言や協力を行う
- ・文化財担当職員、特に文化財専門職員が、調査研究、保存・継承、活用に関する能力を高めていくことができるよう、埋蔵文化財調査センターや古代出雲歴史博物館、県立美術館等で技術的な研修会等を開催する
- ・国等が主催する研修会の情報を提供する
- ・市町村が所有・所管する文化財が適切に保存・保管されるよう、助言や連携を行う
- ・文化財の防災・防犯対策について、市町村の求めに応じて指導・助言を行う
- ・文化財の活用事例などの情報提供を行うとともに、必要に応じて協力・連携する
- ・文化財建造物を活用するにあたり、建築基準法の適用除外を検討する場合、助言及び関係機関との調整等の支援を行う

(2) 所有者等への支援

文化財の保存・活用にあたり、所有者等から県に助言を求められる場合があることから、次の支援を行う。

1) 保存活用計画の作成に関する支援

国指定文化財や登録文化財の所有者等が作成する保存活用計画は、都道府

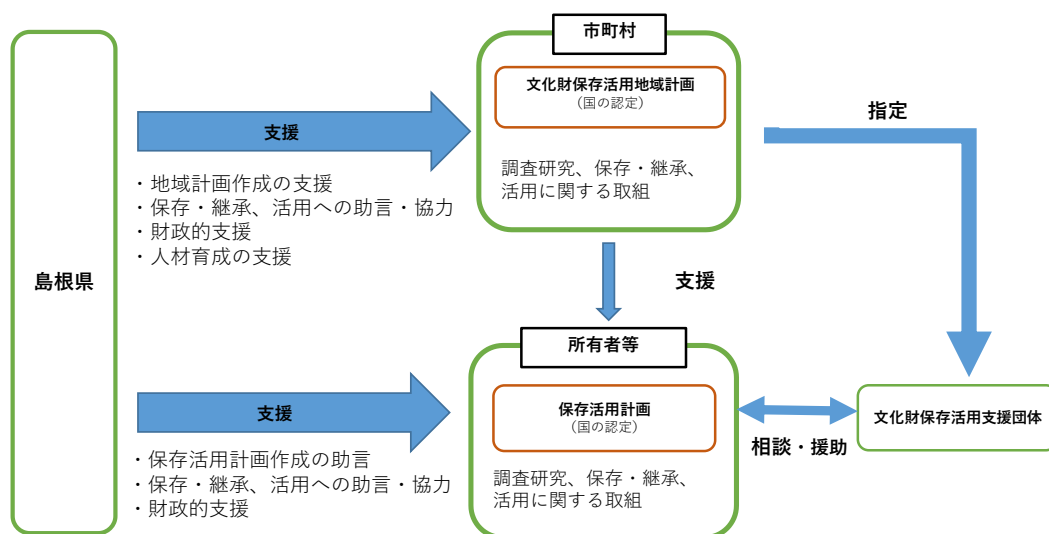
県が策定する大綱や市町村による地域計画に記載されている文化財の保存・活用の考え方や取組の方針等と整合性を図る必要があることから、以下の支援を行う。

- ・ 県が策定した大綱の基本的な方針について情報共有を図る
- ・ 所有者等が保存活用計画を作成する際に、所有者等からの求めに応じて、市町村とともに必要な助言・協力を行う

2) 調査研究、保存・継承、活用に関する支援

所有者等が文化財の調査研究、保存・継承、活用にかかる取組や、保存活用計画に記載された取組を進める場合、市町村とともに次の支援を行う。

- ・ 文化財の調査研究、保存・活用の取組を行う際、所有者等の求めに応じて専門的知見からの助言を行う
- ・ 国及び県指定文化財の保存修理事業等を行う場合、島根県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき財政的な支援を行う
- ・ 県の他部局が所管する助成制度等に関する情報提供を行う
- ・ クラウドファンディングや民間団体の基金など、文化財の保存・継承や活用に有効な資金調達方法について情報提供や調整を行う
- ・ 保存・継承や活用の参考事例となる情報提供を行う
- ・ 保存・継承や活用に取り組む団体等との連携を支援する
- ・ その他、支援団体が行う活動に対し、必要な情報提供を行う
- ・ 所有者が保管する文化財が、適切な環境で保管されるよう助言を行う
- ・ ヘリテージマネージャーやNPO等が文化財の保存・継承、活用の取組を行う際に、求めに応じて助言を行う



県からの市町村・所有者等への支援のイメージ

第4章 防災・防犯及び災害・犯罪被害等発生時の対応

平成7年（1995）に発生した阪神淡路大震災や、平成23年（2011）の東日本大震災、平成30年（2018）7月豪雨などの地震や記録的豪雨といった大規模自然災害により、文化財にも甚大な被害が生じている。本県でも、地震では平成12年（2000）の鳥取県西部地震、平成28年（2016）の鳥取県中部地震、平成30年（2018）の島根県西部地震、水害では平成30年（2018）7月豪雨、令和2年（2020）7月豪雨により、多くの文化財が被害を受けた。

また、平成31年【令和元年】（2019）に世界遺産「ノートルダム大聖堂」や「首里城跡」で火災が発生したように、火災によっても文化財が被害を受ける場合がある。

このほか文化財建造物への落書きや放火、美術工芸品等の盗難などの犯罪による被害も増加傾向にある。

こうした様々な自然災害や放火・盗難などの犯罪被害（以下、「災害・犯罪被害等」とする）に対応するために、防災・防犯及び災害・犯罪被害等発生時の対策を講じておく必要がある。

1. 災害・犯罪被害等に備えた取組の現状

（1）平常時の取組

県や市町村では、毎年実施している文化財防火デーにあわせて、防災活動の普及啓発に努めるとともに、各市町村担当者及び消防関係者の協力を得て、国・県指定建造物及び一部の美術工芸品収蔵建物の防災設備点検や防火訓練等を実施している。

また、文化財の防災・耐震対策にあたっては、国のガイドライン等に基づいた整備を進めるため、市町村や所有者に対して、国庫補助事業の情報提供や対策の実施に向けて国との調整等を行っている。このほか国・県指定文化財に関する防災・防犯設備の設置や修理については、事業費の一部を補助するほか、市町村や防災部局と連携して指導・助言を行っている。

災害・犯罪被害等発生時における市町村や所有者との連携については、文化財行政市町村担当者会議や島根県文化財所有者連絡協議会総会などの機会を通じて、緊急時の連絡体制の確認を行っている。

このほか県内の過去の災害について調査研究を行い、その成果の一部として自然災害に関するデータベースを作成しウェブ上にて公開している。

（2）災害・犯罪被害等発生時の対応

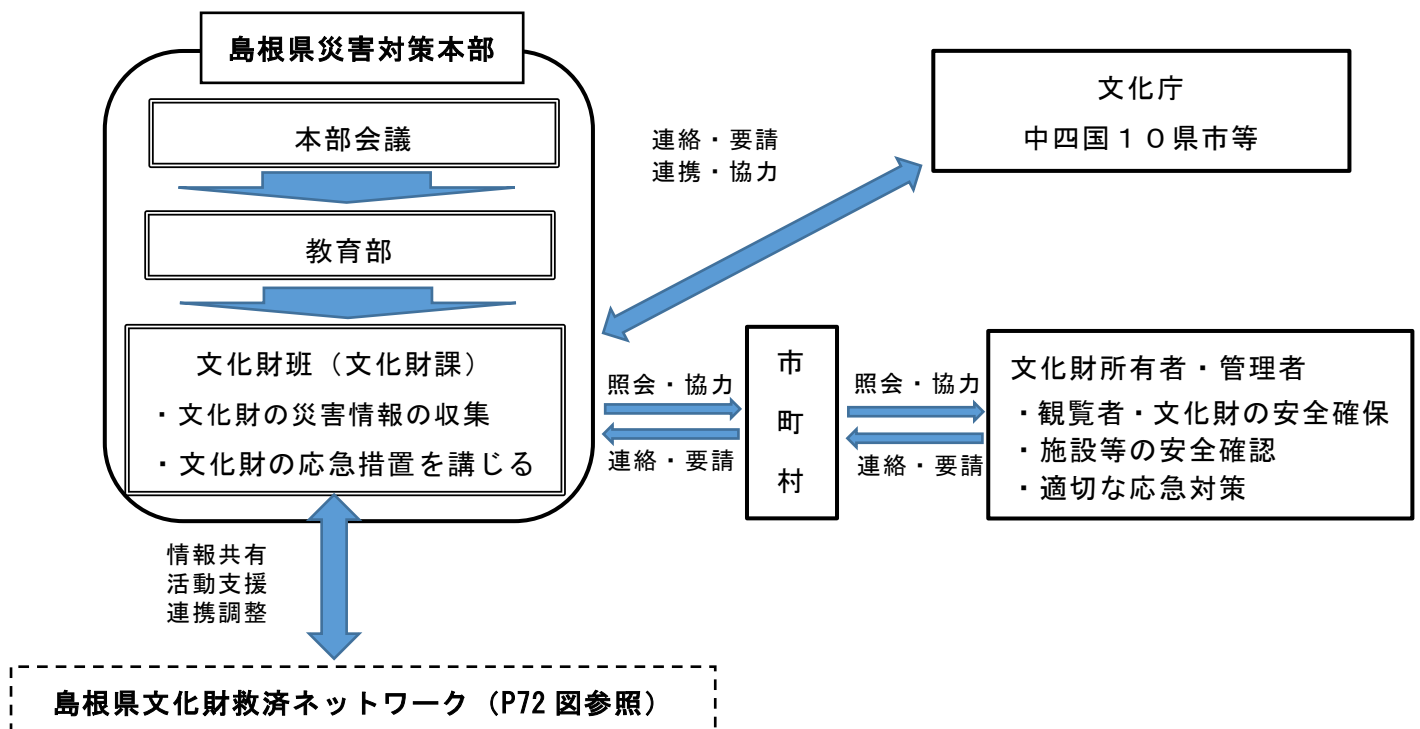
災害が発生した際には、島根県地域防災計画に基づき、防災部局や各市町村と連携して文化財の被害状況の情報収集に努め、関係機関とも情報共有や連携を図る。また、市町村から文化財被害の報告を受けた場合には、被害の拡大防止を図るために、市町村とともに迅速に応急処置を講じることとしている。

犯罪被害が発生した際は、県、市町村、所有者及び警察と情報共有を図り、状況を確認し対策を講じた上で、必要な手続きを行うこととしている。また、指定等の文化財が被害に遭った場合は、文化庁へ速やかに報告し、必要な措置を求める。

(3) 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援

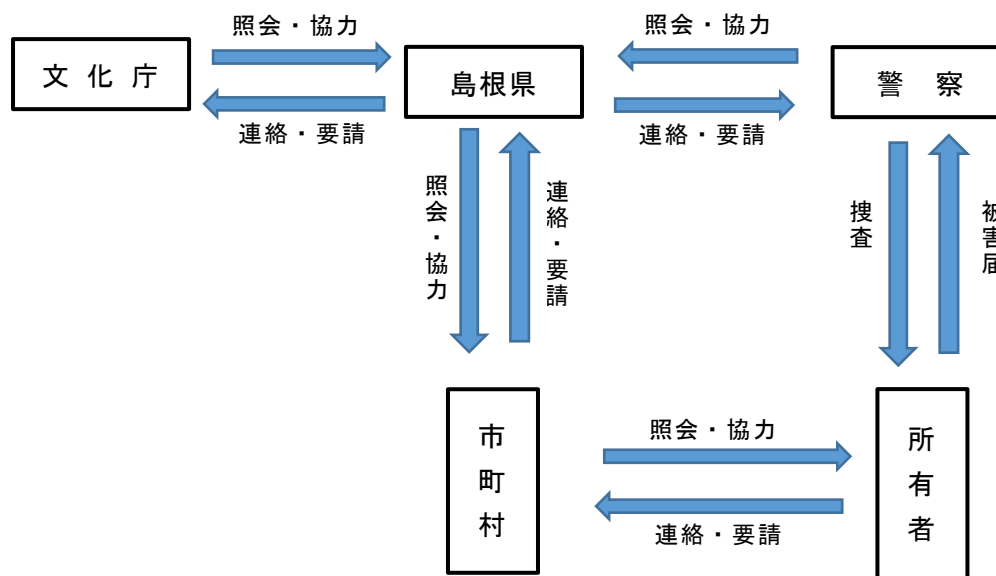
中国・四国地方で大規模災害等が発生した際に、文化財やその保管施設等を迅速かつ的確に保護することを目的として、平成 25 年 12 月に「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」を、中国・四国 9 県と岡山市、広島市の 2 市とで申し合わせた。

この計画に基づく、カウンターパート制¹⁾（本県の場合は山口県と高知県）に従って、救済活動に要する資機材の供給や専門職員等の派遣、被災文化財を一時的に保管するための施設の提供などを行うこととしている。



災害発生時における島根県の文化財保護体制

¹⁾ 被災した自治体に救済活動を行う自治体を割り当て、効果的かつ継続的に支援していく制度



犯罪被害発生時における島根県の文化財保護体制

2. 今後の取組

文化財を災害・犯罪被害等から守り、次世代へ伝えていくためには、現在の取組に加えて、文化財の基本情報、所在情報、想定される被災リスク等を整理した文化財防災の基礎資料の作成と情報共有が必要である。

また、防災には平常時の災害予防、災害発生時の応急対策、災害復旧の三段階があり、それぞれの段階において県、市町村、所有者等が取るべき具体的な対応策や防犯対策を示したマニュアル等の作成も不可欠となる。

特に、災害応急対策については、県や市町村の文化財主管課とともに、博物館・美術館や大学、各種法人などの関係団体が連携して取り組むことが有効であり、こうした関係団体とのネットワークの構築が望まれる。

県では、防災・防犯及び災害・犯罪被害等発生時の備えとして、次の取組を行う。

(1) 文化財台帳の作成

国・県・市町村指定文化財について、県は市町村が作成した文化財基本情報を元に、所有者や関連機関等とも連携し防災・防犯のための基礎資料となる文化財台帳を作成する。将来的には調査研究の成果を活かし、地域にとって重要な未指定の文化財についても文化財台帳を作成する。

- ・ 文化財の基本情報（数、大きさ、特徴など）や写真などを台帳に記録する
- ・ 文化財の保管状況や防災・防犯設備の設置状況について台帳に記録する
- ・ 各市町村が作成するハザードマップ¹⁾や県のGIS²⁾等で示された災害予測情報に、文化財の位置情報を反映させることによって文化財の被災リスクを把握し、台帳に記録する
- ・ 文化財台帳は県、市町村、所有者のほか関係機関等とも共有し、必要に応じて更新し、通常の管理や活用をはじめ、防災活動や災害発生時の対応、被災後の復旧に活用する
- ・ 文化財台帳の情報のうち、公開可能な情報についてはデータベース化してウェブ上に広く公開することで文化財防災に活用する

（２）文化財防災・防犯マニュアルの作成

文化財を災害・犯罪被害等から守るためには、平常時に十分な防災・防犯対策を進めることが重要である。災害・犯罪被害等が発生した際には、その被害を最小限に防ぐために、迅速かつ円滑な応急対応と、被災後の文化財の適切かつ速やかな復旧が求められる。県、市町村、所有者、関係団体が連携して防災・防犯活動を行い、災害・犯罪被害等発生時に適切な対応がとれるように、文化財防災・防犯マニュアルに以下の内容を示す。

なお、マニュアルについては、ウェブ上に広く公開し周知を図る。

- ・ 平常時における防災対策の具体策
- ・ 災害（震災・風水害・火災等）や犯罪被害発生時における応急対応の具体策
- ・ 被災文化財の復旧へ向けての具体策

（３）島根県文化財救済ネットワークの構築

災害発生時に被災した文化財を救済するには、県、市町村、所有者だけでは十分ではない。関係団体との連携によって、より迅速な救済活動が可能になる。

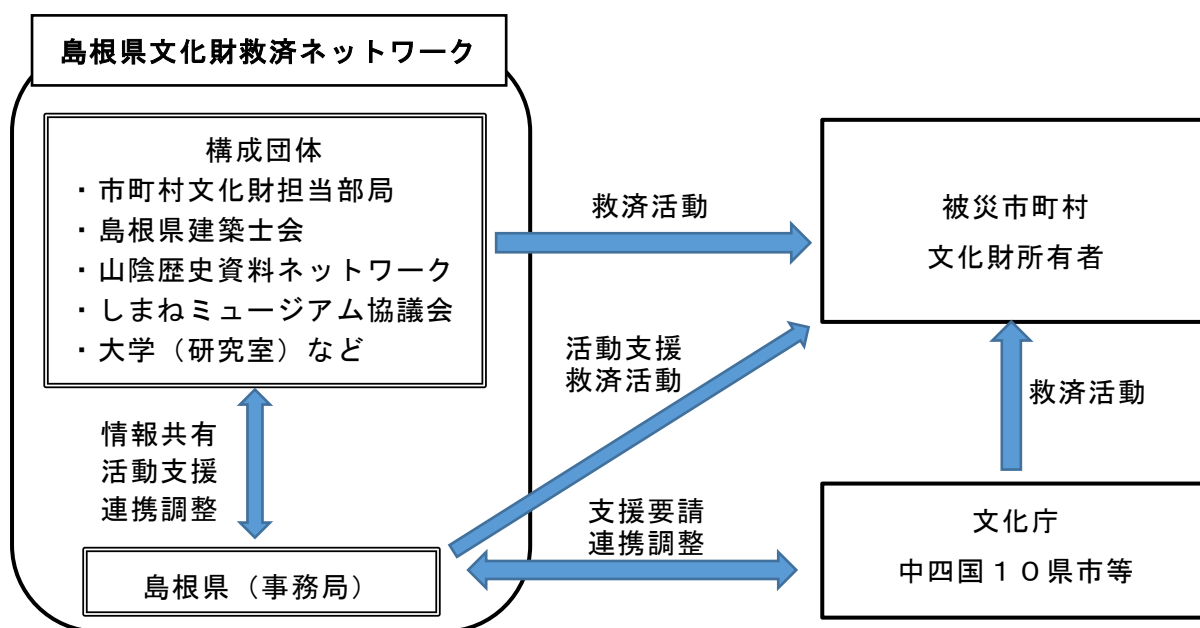
今後、県は島根県建築士会やヘリテージマネージャー、山陰歴史資料ネッ

¹⁾ 自然災害の被害状況を予測し、その被害範囲や避難経路、避難場所などの情報を掲載した地図

²⁾ 前掲 47 頁、注 2) 参照

トワーク、島根ミュージアム協議会及び加盟する博物館・美術館等の文化財に関係する諸団体との連携によって、災害発生時の救援体制や活動内容等について検討を進め、文化財救済ネットワークの構築を目指す。

- ・ 平常時は、県は事務局として、文化財救済活動や被災文化財の復旧等についての情報収集に努める。
- ・ 平常時は、県、市町村、所有者、関係団体等と情報共有する。それとともに、研修会等の開催による知識・技術の普及・啓発を図る
- ・ 災害発生時は、県が事務局として、被災状況の把握と市町村、所有者、関係団体等との情報共有、救済活動の実施、各種活動への支援や広域連携の調整を行う
- ・ 災害発生時は、県、市町村、所有者、関係団体等が連携して、被災文化財の救出活動を行う



島根県文化財救済ネットワークの活動イメージ

第5章 文化財の保存・活用等の推進体制

これまで述べてきた課題等に適切に対応し、地域が一体となった文化財の保存・活用を進めていくためには、文化財担当部局だけでなく、関係機関や民間団体等と連携してこれに関わる事業を推進していくことが重要であり、文化財保護の体制強化につながるものと考えられる。以下、連携する体制について述べる。

1. 島根県の文化財担当部局等の体制

島根県では、文化財担当部局として教育庁文化財課と、島根県教育委員会の諮問に応じて文化財に関する重要事項を調査審議する島根県文化財保護審議会が置かれている。

(1) 教育庁文化財課

本県では、文化財保護と活用等に関する事務は教育委員会が管理・執行しており、文化財課がその役割を担っている。所掌事務としては、主に文化財の指定や管理及び活用、文化財の保護に係る調査及び調整、銃砲刀剣類の登録等を行っている。また、本県の特徴として世界遺産室と古代文化センターの二つの内室が置かれ、世界文化遺産である石見銀山遺跡に関する事務及び調査研究や古代文化の調査、研究及び活用を行っている。

さらに、地方機関として、島根県埋蔵文化財調査センターと古代出雲歴史博物館が設置され、埋蔵文化財の発掘調査及び活用、博物館での展示資料の収集・保管、調査研究、展示・普及啓発等も行っている。

職員の配置状況については資料4に記載したとおりであるが、専門分野では、考古学のほかに古代史、中世史、近世・近代史、宗教史、民俗学などの職員が配置されている。

(2) 島根県文化財保護審議会

島根県文化財保護審議会条例に基づき県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議、及びこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員などから県教育委員会が任命する。委員定数は20名以内であり、令和2年4月1日現在20名に委嘱している。

委員の専門分野は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、名勝、庭園、典籍、古文書、民俗文化財、芸能、無形文化財、歴史資料、考古資料、史跡、植物、動物、地質鉱物である。

2. 他部局等との連携協力体制

島根県では、学校教育現場における歴史・文化財を活かした教育の充実、自然環境や天然記念物等の保護・育成、観光資源・地域資源としての活用や開発行為との調整などを図るため、県の関係部局や他県等と連携・協力しながら保存・活用の取組を進める。

3. 民間団体等との連携協力体制

県内の文化財の保存・活用の推進に際しては、資料4の団体をはじめ、関連のある民間団体等との連携を強化する必要がある。これらの団体は、自主的な取組を展開していることが多い。また、地域住民への文化財の周知や活用事業への参加・体験等の機会提供や、住民が実施する文化財を活用した事業等についての支援を行っている。さらに、ボランティア団体による文化財の保全活動等の実施など、地域住民が自発的に行う様々な取組も行われている。このことは地域ぐるみで文化財を守り、伝え、活かしていくためには欠かせない取組である。県としては市町村と協力しながら、これら団体等とより連携を深め、文化財の保存・活用を推進する体制を構築していくことが必要である。

また、企業が社会貢献活動の一環として行う文化財保護活動等に関する情報を民間団体とも連携しながら、市町村や所有者等に提供していくことも求められている。

このほか、地元の島根大学や島根県立大学を始めとする大学等の研究機関と調査研究において連携・協力するほか、災害時の文化財等の救済活動についての連携などの協力体制の構築を進める。

4. 今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用の取組を推進するためには、文化財の種別に応じた文化財専門職員を安定的に確保し、継続的に配置することが求められる。本県ではすべての市に文化財専門職員が配置されているが、町村によっては文化財専門職員が配置されていない自治体もある。また、文化財専門職員は埋蔵文化財専門職員に偏っており、建造物や民俗文化財などの分野の職員が少ないのが現状である。文化財の適切な保存・活用を推進するためには、県及び市町村において文化財専門職員を計画的に採用・配置するとともに、大学等の研究機関とも連携して、保護体制の充実を図ることが必要である。

今後の文化財行政を担う人材を育成するため、OJT¹⁾に加え、文化庁等が実施する各種研修への積極的な参加や、関係部局との人事交流等によって、幅

¹⁾ OJTは「On-The-Job Training」の略で、現場で実務をさせることで行う従業員等への職業教育を示す

広い知識や視野を持つ職員の養成も必要である。県では、専門職員や市町村の文化財担当職員等を対象に、島根県全体の職員資質の向上と育成のための研修を実施する。

また、関係部局や民間団体等と積極的に連携・協働することにより、文化財の保存・活用や情報発信等の取組の円滑な推進を図る。

終章 文化財の将来への継承にむけて

島根県には、全国に誇るべき数多くの文化財が残されている。これらの文化財は、出雲・石見・隠岐各地の特有の自然や風土に根ざして長年にわたって培われてきたものであり、本県の豊かな歴史・文化を現在に伝えている。

これらの貴重な文化財は、文化財の所有者をはじめ、地域の人々がいくつもの世代を超えた不断の努力によって守り伝えられてきたものである。その一例に松江城天守がある。現在国宝となっている松江城天守は、明治維新後の廃城の際に解体売却の危機にあったものを、旧松江藩や民間の関係者の尽力によって買い取られ、その後も多くの人びとの努力の結果、その雄姿を今に伝えることができたのである。今を生きる私たちはこうした先人の思いと行動をしっかりと受け継ぎ、それをしっかりと未来へ継承していくことが求められている。

しかし、現在、文化財を取り巻く状況はかつてないほど厳しさを増している。特に近年急速に進行しつつある過疎化や少子化によって、これまで文化財を守り伝えてきた地域社会という基盤が大きく揺らいでいる。さらに昨今の社会情勢の急激な変化は、これまでのコミュニケーションのあり方を大きく変え、今後の文化財の保護や活用のあり方に大きな影響を及ぼすことが予想される。

こうした時代の大きな転換期において、今後これまでと同じような方法で文化財を守り、伝えていくことが非常に難しい状況となった。今後の文化財の確実な継承のためには、本文中で述べたように、行政と住民が一体となり、地域総がかりで文化財を守っていく取組が不可欠である。このような取組を行っていくためには、第1章で述べたように、まずは地域の人びとに自分たちの暮らす身近な場所に豊かな文化財が存在していることを知ってもらい、住民自らがその価値を次世代へ守り伝えていく気運を醸成していくことが求められている。

先人らによって文化財が守り伝えられてきた地域に暮らす私たちが本大綱で述べてきたような取組を進めることで、「島根の貴重な自然や歴史・文化を次の世代に引き継ぎたい」、そんな県民の思いが自然に湧き出て、県内各地で文化財を活かした地域づくりが進められ、県民みんなが元気に笑顔で暮らしていける、そのような社会を実現させるために、島根県は今後も文化財の調査研究や保存・活用を一層推進する。

本大綱が、今後県内各地域において文化財を活かした地域づくりの指針として活用されるよう、島根県は積極的に取り組んでいく。

資料編

過去に島根県が実施してきた文化財関係調査報告書一覧（埋蔵文化財調査報告書・研究報告書を除く）				
種別	報告書名称	調査主体	報告書刊行年	備考
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告1	島根県	1923	隠岐の天然記念物、三瓶山、霞石、壘ヶ浦などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告2	島根県	1925	
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告3	島根県	1929	津和野城、忌部村の土代玉作遺跡、龍頭滝、断魚溪などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告4	島根県	1930	船通山、美保の北浦、千丈溪などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告5	島根県	1933	小泉八雲旧居、安部谷の古墳などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告6	島根県	1934	天平時代の古窯址、出雲国庁、隠岐国分寺、琴ヶ浜などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告7	島根県	1935	松江藩古浦砲台跡、束原の岩櫃、水仙自生地などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告8	島根県	1936	隠岐布施海岸、白島海岸、国賀海岸、知夫赤壁などの調査報告
	島根県史蹟名勝天然記念物調査報告9	島根県	1937	大垣の古墳、津和野養老館、三隅城、波根西の珪化木などの調査報告
	島根の文化財第3集	島根県教育委員会	1963	県下の史跡及び出土品の報告
	島根県文化財調査報告第1集	島根県教育委員会	1965	隠岐の神社建築、県下の刀剣、大田市八幡宮鉄塔、植物ほか
	島根県文化財調査報告第2集	島根県教育委員会	1966	県下の仏像、甲冑、青銅器、地質鉱物、大森銀山など
	島根県文化財調査報告第3集	島根県教育委員会	1967	県下の彫刻、銅鐘、経筒、隠岐の地質鉱物・植物など
	島根県文化財調査報告第4集	島根県教育委員会	1968	県下の古墳・横穴墓
	島根県文化財調査報告第5集	島根県教育委員会	1968	八雲立つ風土記の丘地内の史跡、建造物、絵画、神事など
	島根県文化財調査報告第6集	島根県教育委員会	1970	出雲地方の大社造、明治期の建造物、隠岐の田楽、出雲平野の屋敷など
	島根県文化財調査報告第7集	島根県教育委員会	1971	北島国造家四脚門、県下の銅鐘、手漉紙、出雲の地方の民具など
	島根県文化財調査報告第8集	島根県教育委員会	1972	物部神社本殿、県下の工芸品、出雲国風土記写本など
	島根県文化財調査報告第10集	島根県教育委員会	1975	松江城の城郭について
	島根県文化財調査報告第11集	島根県教育委員会	1977	県下の流造り社殿、神像、収集民具
	島根県文化財調査報告第12集	島根県教育委員会	1978	県下の流造り社殿、神像、収集民具
	八雲立つ風土記の丘周辺の文化財	島根県教育委員会	1975	風土記の丘周辺の史跡、建造物、絵画、工芸品、彫刻などを収録
建造物	島根県の民家 民家緊急調査報告書	島根県教育委員会	1969	県下の民家の緊急調査報告
	島根県近世社寺建築緊急調査報告書	島根県教育委員会	1980	県下の桃山・江戸時代の神社・寺院等の緊急調査報告
	島根県の近代化遺産 —島根県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書—	島根県教育委員会	2002	
	島根県の近代和風建築 —島根県近代和風建築総合調査報告書—	島根県教育委員会	2018	江戸末期～昭和初期の近代和風建築の総合的調査
有形文化財	出雲意宇六社文書	島根県教育委員会	1974	神魂・真名井・六所・熊野・八重垣・掛屋の六社所蔵の古文書調査報告
	島根県古文書緊急調査総合目録 —鱒淵寺文書・出雲大社文書・日御碕神社文書・小野家文書—	島根県教育委員会	1975	
	島根県古文書等所在確認調査報告書1977～1978	島根県教育委員会	1979	県下に所在する近世までの古文書等の所在確認調査報告
	雲樹寺歴史資料調査報告書	島根県教育委員会	1988	安来市雲樹寺が所蔵する古文書・工芸品・絵画の調査報告
	島根の文化財 —仏像彫刻編	島根県立博物館	1990	県下の重要仏像・彫刻の調査報告・図録
	島根の文化財 —仏画・仏教工芸編	島根県立博物館	1995	
民俗文化財	菅谷鐘	島根県教育委員会	1968	雲南市吉田町所在の菅谷鐘の総合調査報告
	広瀬餅	島根県教育委員会	1975	安来市の伝統工芸広瀬餅の調査報告
	島根県の民謡 —民謡緊急調査報告書—	島根県教育委員会	1986	県下の民謡に関する緊急調査報告
	島根県の民俗芸能	島根県教育委員会	1989	県下の神楽、獅子舞、田楽、風流、祭礼などの悉皆調査の報告
	島根県の諸職	島根県教育委員会	1999	県下の諸職関係民俗文化財の調査報告
	島根の祭り・行事	島根県教育委員会	2000	
	消滅危機方言の調査・保存のための総合的研究出雲方言調査報告書	国立国語研究所	2016	

記念物	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第1集	島根県教育委員会	1995	山陰道（伯耆街道）・広瀬清水街道の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第2集	島根県教育委員会	1996	山陰道（松江市～江津市）の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第3集	島根県教育委員会	1996	銀山街道（温泉津～赤来）の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第4集	島根県教育委員会	1997	湯町八川往還、安来阿井往還の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第5集	島根県教育委員会	1997	山陰道（江津市～津和野町）の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第6集	島根県教育委員会	1998	津和野廿日市街道・津和野奥筋往還の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第7集	島根県教育委員会	1998	西廻り航路・隠岐航路の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第8集	島根県教育委員会	1998	宍道尾道街道の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第9集	島根県教育委員会	1999	浜田広島街道・浜田三次往還の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書第10集	島根県教育委員会	1999	松江美保関往還・松江杵築往還・巡見使道の調査報告
	歴史の道調査報告書 島根県歴史の道調査報告書別冊	島根県教育委員会	2000	1～10集の補遺編
	近代遺跡調査報告書 一 鉦山一	文化庁文化財部	2002	大田市永久鉦山、益田市馬谷城山鉦山等を収録
	名勝に関する調査研究事業報告書 古典に登場する名勝地調査	島根県教育委員会	2018	古事記、日本書紀、出雲国風土記などに登場する名勝地の調査
	近代遺跡調査報告書 一 交通・運輸・通信一	文化庁文化財第二課	2019	日御碕灯台を収録
近代遺跡調査報告書 一 商業・金融業一	文化庁文化財第二課	2020	旧八束銀行本店、旧市山興業銀行を収録	
埋蔵文化財	全国遺跡地図 島根県	文化庁	1978	
	島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅰ	島根県教育委員会	1983	出雲部の製鉄遺跡の分布調査報告書
	島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅱ	島根県教育委員会	1984	石見部の製鉄遺跡の分布調査報告書
	島根県生産遺跡分布調査報告書Ⅲ	島根県教育委員会	1985	県下の窯業関係遺跡の分布調査報告書
	石見の城館跡 島根県中近世城館跡分布調査報告書1	島根県教育委員会	1997	石見部の中世城館分布調査報告
	出雲・隠岐の城館跡 島根県中近世城館跡分布調査報告書2	島根県教育委員会	1998	出雲・隠岐部の中世城館分布調査報告
	増補改訂島根県遺跡地図Ⅱ（石見編）	島根県教育委員会	2002	石見部内の埋蔵文化財包蔵地の所在を示す地図（改訂版）
	増補改訂島根県遺跡地図Ⅰ（出雲・隠岐編）	島根県教育委員会	2003	出雲・隠岐部の埋蔵文化財包蔵地の所在を示す地図（改訂版）

国指定文化財【建造物】						
No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	国宝	神魂神社本殿 附 内殿1基、心御柱古材1箇	昭和27年3月29日	松江市	神魂神社	
2	国宝	出雲大社本殿 附・内殿1基 ・棟札1枚	昭和27年3月29日	出雲市	出雲大社	
3	国宝	松江城天守 附・祈祷札2枚（慶長十六年正月吉祥日）、鎮宅祈祷札4枚、鎮物3点（祈祷札1枚、槍1本、玉石1点）	平成27年7月8日	松江市	松江市	
4	重文	清水寺本堂（根本堂） 附 棟札4枚	明治37年2月18日	安来市	清水寺	追加指定 昭和55年1月.26日
5	重文	雲樹寺四脚門（大門）	明治37年2月18日	安来市	雲樹寺	
6	重文	萬福寺本堂 附 棟札7枚	明治37年2月18日	益田市	萬福寺	追加指定 昭和55年1月.26日
7	重文	染羽天石勝神社本殿	昭和4年4月6日	益田市	染羽天石勝神社	
8	重文	菅田庵及び向月亭 附 御風呂屋1棟	昭和16年5月8日	松江市	個人	
9	重文	神魂神社末社貴布祢稻荷両神社本殿	昭和27年3月29日	松江市	神魂神社	
10	重文	日御碕神社社殿 日沉宮（下の宮） 本殿、幣殿、拝殿、玉垣、禊所、廻廊、楼門、門客人社 神の宮（上の宮） 本殿、幣殿、拝殿、玉垣、宝庫、鳥居 附 日御碕御建立絵彩色塗金物1冊、出雲国日御碕御造営銀子請取同入用高帳1冊、日御碕社殿地割図19枚、日御碕社殿の図1巻、石燈籠5基	昭和28年3月31日	出雲市	日御碕神社	追加指定 昭和42年6月15日
11	重文	木幡家住宅 主屋、新座敷棟、飛雲閣（附 棟札1枚）、新奥座敷棟、奥座敷棟、新蔵、米蔵、三階蔵（附 湯殿1棟、御成門1棟、行啓門1棟、資材蔵1棟、裏門1棟 絵図面12枚） 宅地 4,094.87㎡	昭和44年6月20日	松江市	個人	追加指定 平成21年12月8日
12	重文	堀江家住宅	昭和44年6月20日	雲南市	個人	
13	重文	旧道面家住宅	昭和44年6月20日	吉賀町	吉賀町	名称変更 昭和52日6月27日
14	重文	佐太神社 正中殿、北殿、南殿 附 棟札3枚、指図板1枚	昭和57年2月16日	松江市	佐太神社	
15	重文	美保神社本殿 附 棟札18枚	昭和57年2月16日	松江市	美保神社	
16	重文	玉若酢命神社 本殿（附 棟札6枚、普請文書19冊） 随神門（附 棟札1枚、普請文書2冊） 附 旧拝殿1棟、境内図1舗 社家億岐家住宅（附 福神社1基、家相図1舗） 宅地 1855.44㎡ 敷地内の石垣及び井戸を含む	平成4年1月21日	隠岐の島町	玉若酢命神社	
17	重文	水若酢神社本殿 附 棟札8枚、普請文書6冊	平成4年1月21日	隠岐の島町	水若酢神社	
18	重文	佐々木家住宅 附 棟札1枚、家相図2舗、普請文書2冊 宅地 958.67㎡ 敷地内の石垣を含む	平成4年8月10日	隠岐の島町	隠岐の島町	
19	重文	焼火神社本殿・通殿・拝殿 附 棟札7枚、仁王経1巻、文書1冊、絵図1舗	平成4年8月10日	西ノ島町	焼火神社	
20	重文	熊谷家住宅 主屋、北道具蔵、小蔵、衣装蔵、東道具蔵、米蔵、雑蔵 宅地 63番地の一部 敷地内の土塀（出入口一所を含む）、納屋、井戸、手水鉢を含む	平成10年5月1日	大田市	大田市	

21	重文	櫻井家住宅 主屋（附 御成門1棟）、釜屋、後座敷 古蔵、東土蔵、南ノ新土蔵、西新土蔵 文久土蔵、厩 附 金屋子神社1棟、家相図2枚	平成15年5月30日	奥出雲町	(財) 可部屋集成館 櫻井誠己
22	重文	旧大社駅本屋 附 棟札1枚	平成16年7月6日	出雲市	出雲市
23	重文	出雲大社 楼門、神饌所、玉垣。撰社大神大后 神社本殿、撰社神魂御子神社本殿、 撰社神魂伊能知比壳神社本殿、撰 社門神社本殿、八足門、観祭楼及び 廻廊、西廻廊、瑞垣、撰社素鷲社本 殿、撰社氏社本殿、末社釜社本殿、 末社十九社本殿、宝庫、会所、銅鳥 居	平成16年7月6日	出雲市	出雲大社
24	重文	八幡宮 本殿、拝殿、楼門	平成23年11月29日	津和野町	八幡宮 (鷺原八幡宮)

県指定文化財【建造物】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	医光寺繪門	昭和34年9月1日	益田市	医光寺	
2	県指定	古門堂茶室及び巖松軒茶室 附 露地	昭和37年6月12日	安来市	蓮乗院	
3	県指定	福王寺石造十三重塔	昭和38年7月2日	益田市	福王寺	
4	県指定	鉄塔 附 経堂1棟	昭和3年5月6日	大田市	八幡宮	
5	県指定	須佐神社本殿	昭和41年5月31日	出雲市	須佐神社	
6	県指定	清水寺三重塔 附 工作図板1面	昭和41年5月31日	安来市	清水寺	
7	県指定	北島国造家四脚門	昭和43年6月7日	出雲市	(宗) 出雲教	
8	県指定	興雲閣	昭和44年2月18日	松江市	松江市	
9	県指定	明々庵 本席・水屋・鎖の間 附 掛額1面、待合掛版1面、板木1 面、雲版1面、撞木2本、水屋瓶2口、 釜1口、書1幅	昭和44年5月23日	松江市	松江市	
10	県指定	物部神社本殿	昭和45年10月27日	大田市	物部神社	
11	県指定	旧周吉外三郡役所庁舎	昭和45年10月27日	隠岐の島町	隠岐の島町	
12	県指定	真名井神社本殿	昭和49年12月27日	松江市	真名井神社	
13	県指定	富田八幡宮社殿	昭和50年8月12日	安来市	富田八幡宮	
14	県指定	城上神社拝殿	昭和52年5月4日	大田市	城上神社	
15	県指定	旧津和野藩家老多胡家表門 表門、番所、土塀	昭和52年5月4日	津和野町	個人	
16	県指定	高真院（松平直政）廟門	昭和53年6月23日	松江市	月照寺	
17	県指定	大円庵（松平治郷）廟門	昭和53年6月23日	松江市	月照寺	
18	県指定	柿本神社本殿	昭和57年6月18日	益田市	柿本神社	
19	県指定	金屋子神社社殿	昭和59年5月4日	安来市	金屋子神社	
20	県指定	藤間家住宅 主屋（1棟）、勅使門（1棟） 附 絵図面11枚、棟札1枚、短冊1枚、 本堂立札箱付1枚	昭和62年8月18日	出雲市	個人	
21	県指定	木谷石塔 附 埋納甕及び甕内遺物1括、石塔収 納孔中遺物1括、石造供物台1基	平成2年5月23日	川本町	木谷組中	
22	県指定	永明寺 附 棟札2枚	平成5年12月28日	津和野町	(宗) 覚皇山永明 寺	
23	県指定	三渡八幡宮本殿 附 棟梁之記（松材）1枚	平成7年10月27日	津和野町	(宗) 八幡宮 (三渡八幡宮)	
24	県指定	並河家住宅 主屋、土蔵、宅地 正面東土塀20.7 ㎡、井戸3か所、灯籠8基を含む 附 家相図1枚、算用帳1冊、主屋棟 札1枚、主屋祈禱札1枚、土蔵祈禱札1 枚、土蔵棟札1枚	平成9年3月28日	安来市	(有) 並河不動産	
25	県指定	旧大社駅 鉄道施設、旧鉄道敷地 附 備品調度品一式	平成9年3月28日	出雲市	出雲市	

26	県指定	櫻井家住宅 主屋後座敷間廊下、茶亭、前座敷（廊下を含む。）、一丈庵、土蔵、物置、作 業場、便所、塀、鎮守神社、敷地 附 家相図1枚	平成9年12月26日	奥出雲町	(財) 可部屋集成館	
27	県指定	恵比須神社 本殿、拝殿 附 棟札3枚、古材2個	平成14年5月14日	大田市	(宗) 龍御前神社	
28	県指定	内神社（高野宮）本殿 附 棟札13枚	平成16年4月16日	松江市	(宗) 内神社	
29	県指定	出雲大社境外社 神魂伊能知奴志神社本殿、大穴持御子玉江神社本殿、大穴持御子神社本殿、上宮本殿、上宮拝殿、出雲井神社本殿	平成22年4月16日	出雲市	(宗) 出雲大社	

国指定文化財【絵画】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重文	絹本着色三光国師像（賛アリ）	明治37年2月18日	安来市	雲樹寺	
2	重文	絹本着色山王本地仏像	明治37年2月18日	出雲市	鱒淵寺	
3	重文	絹本着色二河白道図	明治37年2月18日	益田市	萬福寺	
4	重文	絹本着色聖観音像	明治43年4月20日	雲南市	峯寺	
5	重文	絹本着色毛利元就像	明治43年4月20日	出雲市	鱒淵寺	
6	重文	絹本着色一字金輪曼荼羅図	明治43年4月20日	出雲市	鱒淵寺	
7	重文	板絵著色神像	昭和34年12月18日	松江市	八重垣神社	
8	重文	板絵著色神馬図 狩野秀頼筆 永禄十二年八月奉納の記がある	昭和52年6月11日	出雲市	賀茂神社	
9	重文	紙本着色益田兼堯像 雪舟ノ印アリ 文明十一年十一月十五日周景賛	昭和9年1月30日	益田市	益田市	
10	重文	絹本着色益田元祥像 狩野松栄筆 如天玄敷の賛がある	平成1年6月12日	益田市	島根県	

県指定文化財【絵画】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	絵馬	昭和36年6月13日	大田市	清水寺	
2	県指定	紙本墨画大応国師図 白隠筆	昭和38年7月2日	松江市	天倫寺	
3	県指定	紙本墨画大燈国師図 白隠筆	昭和38年7月2日	松江市	天倫寺	
4	県指定	紙本墨画関山国師図 白隠筆	昭和38年7月2日	松江市	天倫寺	
5	県指定	紙本墨画山釈迦図 白隠筆	昭和38年7月2日	松江市	天倫寺	
6	県指定	絹本着色両界曼荼羅図	昭和43年6月7日	出雲市	鱒淵寺	
7	県指定	絹本着色天台大師像	昭和43年6月7日	出雲市	鱒淵寺	
8	県指定	絹本着色釈迦三尊十六善神像	昭和43年6月7日	出雲市	鱒淵寺	
9	県指定	絹本着色不動明王像	昭和43年6月7日	出雲市	鱒淵寺	
10	県指定	絹本着色文殊菩薩像	昭和43年6月7日	出雲市	鱒淵寺	
11	県指定	絹本着色種子両界曼荼羅図	昭和43年6月7日	出雲市	鱒淵寺	
12	県指定	絹本着色仏涅槃図	昭和43年6月7日	大田市	清水寺	
14	県指定	西周肖像 高橋由一筆 油絵 麻布	昭和44年2月18日	津和野町	津和野町	
13	県指定	老女 石橋和訓筆 油絵 麻布	昭和44年2月18日	松江市	島根県	
15	県指定	絹本着色十六羅漢像図	昭和47年3月31日	津和野町	永明寺	
16	県指定	書院襖絵 絵本墨画樓閣山水図 8面 絵本墨画山水図 12面 絵本墨画淡彩仕女図 4面 絵本墨画淡彩芦雁図 8面	昭和47年3月31日	益田市	萬福寺	追加指定 名称変更 昭和60年4月23日
17	県指定	紙本金地著色舞楽図	昭和47年3月31日	出雲市	出雲大社	
18	県指定	絹本着色不動明王二童子像	昭和47年7月28日	雲南市	峯寺	
19	県指定	絹本着色阿弥陀三尊像	昭和47年7月28日	出雲市	一畑寺	

20	県指定	紙本墨画著色書院障壁画	昭和47年7月28日	出雲市	一畑寺	
21	県指定	紙本著色勅使代参向図	昭和47年7月28日	松江市	六所神社	
22	県指定	絵本墨書淡彩大麻山縁起	昭和47年7月28日	浜田市	大麻山神社	
23	県指定	絹本著色十二天像	昭和49年12月27日	雲南市	峯寺	
24	県指定	絹本著色真言八祖像	昭和49年12月27日	雲南市	峯寺	
25	県指定	絹本著色騎獅子文殊像 附 養法院寄進状 1通	昭和51年4月30日	松江市	月照寺	
26	県指定	絹本著色不動明王像	昭和52年5月4日	大田市	清水寺	
27	県指定	絹本著色尼子経久像	昭和52年5月4日	松江市	洞光寺	
28	県指定	絹本著色釈迦十六善神像	昭和53年5月19日	益田市	泉光寺	
29	県指定	絹本著色両界曼荼羅図	昭和54年8月24日	松江市	迎接寺	
30	県指定	絹本著色不動明王像	昭和55年6月27日	大田市	清水寺	
31	県指定	美人読詩(額装) 石橋和訓筆 カンバス・油彩	昭和57年6月18日	松江市	島根県	
32	県指定	版画東海道五十三次 安藤広重筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
33	県指定	版画凱風快晴図 葛飾北斎筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
34	県指定	版画神奈川沖浪裏図 葛飾北斎筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
35	県指定	版画山下白雨図 葛飾北斎筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
36	県指定	絹本着色多胡辰敬像	平成19年5月7日	大田市	円光寺	

国指定文化財【彫刻】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重文	木造十一面観音立像	明治35年7月31日	安来市	清水寺	
2	重文	木造阿弥陀如来両脇土坐像	明治35年7月31日	安来市	清水寺	
3	重文	木造聖観音脇土帝釈天立像	明治35年7月31日	安来市	巖倉寺	
4	重文	木造広目天立像	明治35年7月31日	安来市	城安寺	
5	重文	木造薬師如来坐像	明治35年7月31日	松江市	華藏寺	
6	重文	木造薬師如来両脇土坐像	明治35年7月31日	出雲市	万福寺	
7	重文	木造観世音菩薩立像	明治35年7月31日	出雲市	万福寺	
8	重文	木造四天王立像	明治35年7月31日	出雲市	万福寺	
9	重文	銅造観世音菩薩立像	明治35年7月31日	出雲市	鱒淵寺	
10	重文	木造多聞天立像	明治36年4月15日	安来市	城安寺	
11	重文	木造十一面観音立像	明治36年4月15日	松江市	浄音寺	
12	重文	木造薬師如来坐像	大正9年4月15日	松江市	仏谷寺	
13	重文	木造聖観音立像	大正9年4月15日	松江市	仏谷寺	
14	重文	木造聖観音立像	大正9年4月15日	松江市	仏谷寺	
15	重文	木造聖観音立像	大正9年4月15日	松江市	仏谷寺	
16	重文	木造菩薩形立像	大正9年4月15日	松江市	仏谷寺	
17	重文	木造阿弥陀如来立像 体内ニ建長七年六月十八日ノ銘アリ	大正9年4月15日	浜田市	心覚院	
18	重文	木造聖観音立像(本堂安置)	昭和17年12月22日	雲南市	禪定寺	
19	重文	木造八幡神坐像 木造息長足姫坐像 木造比売神坐像 附 木札2枚(内1枚に御正軀造立、 嘉暦元年八月十二日、他1枚に大仏 師慶 寛の銘がある)	昭和34年6月27日	飯南町	赤穴八幡宮	
20	重文	銅造阿弥陀如来立像 光背に線刻両脇侍像がある	昭和39年1月28日	松江市	善光寺	
21	重文	木造阿弥陀如来坐像	昭和47年5月30日	安来市	清水寺	
22	重文	木造摩多羅神坐像	平成25年6月19日	安来市	清水寺	

県指定文化財【彫刻】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	木造馬頭観世音菩薩坐像	昭和34年9月1日	松江市	金剛寺	
2	県指定	木造阿弥陀如来坐像	昭和35年9月30日	雲南市	禪定寺	
3	県指定	木造大日如来坐像 木造如来坐像	昭和35年9月30日	雲南市	万福寺（極楽寺）	
4	県指定	木造神像群	昭和36年6月13日	松江市	成相寺	追加指定 名称変更 昭和47年7月28日
5	県指定	木造雨宝童子立像	昭和37年6月12日	浜田市	正法寺	
6	県指定	金銅聖観音菩薩立像	昭和37年6月12日	出雲市	法王寺	
7	県指定	金銅聖観音菩薩坐像	昭和38年7月2日	出雲市	本願寺	
8	県指定	木造聖観音菩薩立像	昭和39年5月26日	海士町	清水寺	
9	県指定	木造十一面観音立像	昭和41年5月31日	安来市	清水寺	
10	県指定	木造阿弥陀如来坐像	昭和41年5月31日	出雲市	極楽寺	
11	県指定	木造薬師如来坐像	昭和41年5月31日	雲南市	仁王寺（富貴寺）	
12	県指定	石造五百羅漢坐像群 附 石窟3所、石造积迦三尊像3軀、 石造宝篋印塔1基、石橋3基	昭和41年5月31日	大田市	羅漢寺	
13	県指定	金銅造如来形立像	昭和42年5月30日	出雲市	鱒淵寺	
14	県指定	木造天部像群	昭和42年5月30日	浜田市	多陀寺	
15	県指定	石造線刻大日如来坐像	昭和42年5月30日	安来市	清水寺	
16	県指定	木造薬師如来坐像	昭和43年6月7日	浜田市	正法寺	
17	県指定	木造地藏菩薩立像	昭和43年6月7日	知夫村	松養寺	
18	県指定	木造十一面観音立像	昭和43年6月7日	松江市	報恩寺	
19	県指定	月 米原雲海作 台付	昭和44年2月18日	安来市	個人	
20	県指定	木造女神坐像	昭和47年7月28日	出雲市	小野勝彬	
21	県指定	舞楽面 陵王	昭和47年7月28日	松江市	佐太神社	
22	県指定	舞楽面 納曾利	昭和47年7月28日	出雲市	須佐神社	
23	県指定	能面 白式尉	昭和47年7月28日	出雲市	北島英孝	
24	県指定	能面 朝倉尉	昭和47年7月28日	出雲市	北島英孝	
25	県指定	木造四天王立像	昭和48年3月30日	安来市	清水寺	
26	県指定	木造隨身立像	昭和48年9月25日	奥出雲町	伊賀多気神社	
27	県指定	木造観音菩薩立像 木造勢至菩薩立像	昭和49年12月27日	雲南市	禪定寺	
28	県指定	木造神馬	昭和50年8月12日	松江市	平浜八幡宮	
29	県指定	能面 孫次郎 中將	昭和50年8月12日	安来市	富田八幡宮	
30	県指定	木造阿弥陀如来立像	昭和52年5月4日	江津市	清泰寺	
31	県指定	金銅観音菩薩坐像	昭和52年5月4日	江津市	福泉寺	
32	県指定	木造観音菩薩立像	昭和53年5月19日	益田市	大喜庵世話人会	
33	県指定	木造薬師如来坐像	昭和56年6月9日	出雲市	莊厳寺	
34	県指定	木造十一面観音立像	昭和58年6月7日	雲南市	長谷寺	
35	県指定	木造薬師如来坐像 蓮法作	昭和62年4月3日	益田市	東陽庵薬師如来保 存会	
36	県指定	木造大日如来坐像（胎蔵界）	平成5年12月28日	雲南市	万福寺	
37	県指定	木造阿弥陀如来立像	平成6年12月13日	大田市	勝源寺	
38	県指定	木造阿弥陀如来立像	平成21年4月7日	益田市	萬福寺	
39	県指定	木造阿弥陀如来立像	平成21年4月7日	益田市	暁音寺	
40	県指定	古面 附 古面4面	平成25年4月9日	安来市	清水寺	
41	県指定	木造神像	平成26年11月28日	出雲市	鱒淵寺	
42	県指定	木造僧形坐像（伝智春上人）	平成26年11月28日	出雲市	鱒淵寺	

国指定文化財【美術工芸品】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	国宝	秋野鹿蒔絵手箱	明治35年7月31日	出雲市	出雲大社	国宝指定 昭和27年3月29日
2	国宝	白糸威鎧 兜・大袖付	昭和28年3月31日	出雲市	日御碕神社	
3	重文	銅鐘 応安七年甲寅十月一日願主宗順寄附	明治37年2月18日	安来市	雲樹寺	
4	重文	銅鐘 辛亥四月八日ノ銘アリ	明治42年9月22日	松江市	天倫寺	
5	重文	絲卷太刀 銘光忠	明治42年9月22日	出雲市	出雲大社	
6	重文	太刀 銘了戒	明治43年4月20日	大田市	物部神社	
7	重文	兵庫鎖太刀 中身無銘	大正1年9月3日	出雲市	須佐神社	
8	重文	銅鐘 伯耆大日寺上院之鐘寿永二年五月 十九日ノ銘アリ	昭和13年8月26日	出雲市	鱒淵寺	
9	重文	銅鐘 耆州富田下郷増輝禪院公用康暦元 麦秋ノ後銘竝ニ報徳禪寺公用応永十 五霜月及雲州大竹山光明禪寺洪鐘 明応元年十一月吉日ノ追銘アリ	昭和14年9月8日	雲南市	光明寺	
10	重文	赤糸威肩白鎧 兜・大袖付	昭和28年3月31日	出雲市	出雲大社	
11	重文	藍革威腹巻	昭和28年3月31日	出雲市	日御碕神社	
12	重文	色々威胴丸 兜・大袖付 附・鎧唐櫃1合	昭和30年2月2日	松江市	佐太神社	
13	重文	色々威五十八間筋兜	昭和30年2月2日	松江市	佐太神社	
14	重文	色々威腹巻 兜・大袖付	昭和30年2月2日	松江市	佐太神社	
15	重文	金銅観音菩薩像御正躰 金銅蔵王権現像御正躰 金銅蔵王権限像御正躰	昭和33年2月8日	出雲市	法王寺	
16	重文	銅板線刻十一面観音像懸仏 裏面に保元二年正月日の籠字銘 がある	昭和40年5月29日	雲南市	村方地区	
17	重文	櫛勾威鎧残闕	昭和41年6月11日	江津市	甘南備寺	
18	重文	彩絵檜扇 龍胆瑞花鳥蝶文扇箱	昭和41年6月11日	松江市	佐太神社	
19	重文	辻が花染丁字文道服	昭和43年4月25日	大田市	清水寺	

県指定文化財【美術工芸品】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	太刀 銘雲生	昭和34年9月1日	大田市	物部神社	
2	県指定	鏡像 地藏菩薩	昭和34年9月1日	安来市	宮島神社	
3	県指定	なぎなた	昭和35年9月30日	松江市	佐太神社	
4	県指定	備前焼花瓶	昭和35年9月30日	大田市	清水寺	
5	県指定	戒体箱 居箱 大永四年亀井秀綱寄進如意一提 香炉箱 大永四年亀井秀綱寄進柄香炉一柄 鉢子 大永四年亀井秀綱寄進	昭和35年9月30日	松江市	迎接寺	名称・員数変更 昭和51年4月30日 昭和53年5月19日
6	県指定	鱧口	昭和36年6月13日	吉賀町	本覚寺	
7	県指定	銅鐘	昭和36年6月13日	松江市	宝照院	
8	県指定	鉄砲（清堯作） 附 銃箱及び関係文書	昭和37年6月12日	出雲市	日御碕神社	
9	県指定	太刀 銘来国光	昭和38年7月2日	海士町	隠岐神社	
10	県指定	鉄砲 清堯作 附 銃箱	昭和38年7月2日	出雲市	出雲大社	

11	県指定	鏡像 方鏡著彩阿弥陀如来来迎図 円鏡線刻十一面観音坐像	昭和41年5月31日	松江市	佐太神社	
12	県指定	銅鐘	昭和41年5月31日	西ノ島町	焼火神社	
13	県指定	大野太刀	昭和42年5月30日	松江市	佐太神社	
14	県指定	刀 銘清則	昭和42年5月30日	大田市	井戸神社	
15	県指定	銅鐘	昭和42年5月30日	大田市	心光院	
16	県指定	銅鐘	昭和42年5月30日	大田市	高野寺	
17	県指定	天目形金銀盃 附 天目台1脚	昭和43年6月7日	出雲市	個人	
18	県指定	刀 表銘 元治元子年八月吉日雲州住長 信作 裏銘 君萬歳	昭和44年2月18日	松江市	個人	
19	県指定	縹糸威肩白四十八間筋兜 附 鳩尾板1枚	昭和44年5月23日	出雲市	日御碕神社	
20	県指定	黒韋威喉輪	昭和44年5月23日	出雲市	日御碕神社	
21	県指定	白糸威肩紅喉輪	昭和44年5月23日	出雲市	日御碕神社	
22	県指定	雲版	昭和44年5月23日	大田市	崇福寺	
23	県指定	鰐口	昭和44年5月23日	大田市	清水寺	
24	県指定	鰐口	昭和45年10月27日	安来市	宮内八幡宮	
25	県指定	鉄腹巻 兜、頬当、筒袖、肩当、籠手、膝鎧付	昭和45年10月27日	隠岐の島町	西村神社	
26	県指定	大野太刀	昭和45年10月27日	松江市	佐太神社	
27	県指定	刀 表銘 守貞作 裏銘 主三沢二良左衛門為景 天正二年二月十二日	昭和47年3月31日	松江市	個人	
28	県指定	銅鐘	昭和47年7月28日	安来市	清水寺	
29	県指定	銅鐘	昭和47年7月28日	松江市	迎接寺	
30	県指定	黒漆御供台	昭和48年9月25日	松江市	佐太神社	
31	県指定	刀 銘 石州長濱住林喜作	昭和48年9月25日	江津市	個人	
32	県指定	杵築大社舞樂用具	昭和49年12月27日	出雲市	出雲大社	
33	県指定	鰐口	昭和49年12月27日	松江市	佐太神社	
34	県指定	色々威腹巻 附袖鎧1双	昭和51年4月30日	松江市	神魂神社	
35	県指定	太刀 銘高包	昭和51年4月30日	大田市	個人	
36	県指定	鰐口	昭和52年5月4日	雲南市	寿福寺	
37	県指定	二重亀甲剣花菱紋蒔絵文台硯箱 内容品 甲州硯2面、金紋入黒塗軸笠付筆3本 金紋入黒塗軸墨さし2本、金紋入黒塗 軸刀子1本、金紋入黒塗軸錐1本、 亀甲紋形金銅水滴座金1箇 附 外箱1合	昭和53年5月19日	出雲市	出雲大社	
38	県指定	金銅十一面観音像懸仏	昭和54年8月24日	安来市	清水寺	
39	県指定	鰐口	昭和54年8月24日	安来市	清水寺	
40	県指定	梨子地輪宝蒔絵合口拵 附 両鑄造剣	昭和55年6月27日	出雲市	個人	
41	県指定	小太刀 額銘 長光 附 銀荏菥紋散毛抜太刀拵	昭和55年6月27日	松江市	松江市	
42	県指定	鰐口	昭和58年6月7日	安来市	清水寺	
43	県指定	越前康継作大小刀 梨地大小太刀拵 附 出雲國日御碕太神宮正殿御遷宮 次第事1巻	平成8年4月26日	出雲市	日御碕神社	
44	県指定	太刀 銘 直綱 附 糸巻太刀拵	平成10年3月27日	津和野町	津和野町	
45	県指定	黒韋威鎧残欠	平成17年4月15日	出雲市	須佐神社	
46	県指定	鏡像	平成26年11月28日	出雲市	鰐淵寺	
47	県指定	懸仏	平成26年11月28日	出雲市	鰐淵寺	
48	県指定	密教法具	平成26年11月28日	出雲市	鰐淵寺	
49	県指定	二十五条袈裟及び九条袈裟 孤峰覚明寄進 九条袈裟 靈州明然墨書 附 坐具2条、袈裟包1枚、頭陀袋1 口、血脈袋1口、筋1膳、刷1本、匙1 本、香合2合、数珠1連、袈裟箱1号、 文書10通	平成28年12月2日	出雲市	個人	追加指定及び名称 変更 令和2年2月4日
50	県指定	九条袈裟 竹堂利賢寄進 附 応量器5口、袈裟箱1合、袈裟包1 枚、文書1通	令和2年2月4日	出雲市	神光寺	

国指定文化財【書跡】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重文	孤峰覚明墨蹟（正平辛丑仲春日）	昭和18年6月9日	安来市	雲樹寺	
2	重文	大般若経（内補写経四帖） 自正応元年至同五年宋人浄蓮一筆経	昭和61年6月6日	出雲市	高野寺	
3	重文	庭訓往来 至徳三年霜月三日豊前守朝英書写 奥書	平成24年9月6日	出雲市	神門寺	

県指定文化財【書跡】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	紙本墨書経巻	昭和35年9月30日	大田市	清水寺	
2	県指定	紙本墨書大般若経	昭和37年6月12日	浜田市	龍雲寺	
3	県指定	紙本墨書辺徹意知語	昭和39年5月26日	奥出雲町	蔭涼寺	
4	県指定	紙本墨書大智度論	昭和41年5月31日	松江市	島根大学	
5	県指定	紙本墨書大智度論	昭和42年5月30日	松江市	島根県	
6	県指定	紺紙金泥妙法蓮華経	昭和42年5月30日	出雲市	鰐淵寺	
7	県指定	紙本墨書耕雲明魏日御碕社造営勸進記	昭和44年5月23日	出雲市	日御碕神社	
8	県指定	紙本墨書高田明神百首和歌	昭和44年5月23日	隠岐の島町	高田神社	
9	県指定	紙本墨書手鑑	昭和47年3月31日	松江市	美保神社	
10	県指定	紙本墨書新古今和歌集零本	昭和49年12月27日	松江市	個人	
11	県指定	紺地金字妙法蓮華経安楽行品	昭和49年12月27日	津和野町	個人	
12	県指定	紙本墨書日御碕神社勸化簿	昭和50年8月12日	出雲市	日御碕神社	
13	県指定	紙本墨書藤原定家筆「明月記」断簡	昭和57年6月18日	奥出雲町	(財) 絲原記念館	
14	県指定	紙本墨書新勅撰和歌集	平成5年5月11日	津和野町	津和野町	

県指定文化財【典籍】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	出雲風土記(日御碕本)	昭和36年6月13日	出雲市	日御碕神社	
2	県指定	出雲風土記	昭和49年12月27日	出雲市	個人	

国指定文化財【古文書】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重文	出雲国造北島家文書	昭和47年5月30日	出雲市	個人	員数変更 昭和55年6月6日
2	重文	出雲大社并神郷図（絹本着色）	昭和47年5月30日	出雲市	個人	
3	重文	紙本墨書後醍醐天皇御願文 元弘二年八月十九日トアリ	明治43年4月20日	出雲市	鰐淵寺	
4	重文	紙本墨書 名和長年執達状 建武三年二月九日トアリ 頼源文書	明治43年4月20日	出雲市	鰐淵寺	
5	重文	紙本墨書後醍醐天皇宸翰宝剣代繪旨 (三月十七日)	昭和10年4月30日	出雲市	出雲大社	
6	重文	紙本墨書後醍醐天皇王道再興繪旨 (元弘三年三月十四日)	昭和10年4月30日	出雲市	出雲大社	
7	重文	紙本墨書宝治二年遷宮儀式注進状 (建長元年六月日)	昭和10年4月30日	出雲市	出雲大社	
8	重文	紙本墨書光厳院宸翰御消息 紙本墨書後村上天皇宸翰御消息	昭和18年6月9日	安来市	雲樹寺	
9	重文	鰐淵寺文書	令和1年7月23日	出雲市	鰐淵寺	

県指定文化財【古文書】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	紙本墨書神門寺文書	昭和39年5月26日	出雲市	神門寺	
2	県指定	天球儀 地球儀	昭和41年5月31日	津和野町	太鼓谷稻荷神社	
3	県指定	棟札	昭和43年6月7日	奥出雲町	横田八幡宮	
4	県指定	揖夜神社文書	昭和45年10月27日	松江市	個人	
5	県指定	紙本墨書秋上家文書	昭和47年3月31日	松江市	個人	

6	県指定	紙本墨書八重垣文書	昭和47年3月31日	松江市	個人	
7	県指定	紙本墨書聖徒明麟置文	昭和47年7月28日	出雲市	康国寺	
8	県指定	紙本著色杵築大社近郷絵図	昭和47年7月28日	出雲市	個人	
9	県指定	紙本著色杵築大社境内絵図	昭和47年7月28日	出雲市	個人	
10	県指定	紙本墨書迎接寺文書	昭和48年9月25日	松江市	迎接寺	
11	県指定	紙本墨画石見銀山絵巻	昭和48年9月25日	大田市	個人	
12	県指定	紙本墨書熊野神社文書	昭和49年12月27日	松江市	熊野大社	
13	県指定	紙本著色日本国地理測量之図 紙本著色東三拾三国沿岸測量之図	昭和49年12月27日	津和野町	太鼓谷稲荷神社	
14	県指定	紙本墨書出雲大社文書	昭和50年8月12日	出雲市	出雲大社	
15	県指定	紙本墨書原屋家文書	昭和50年8月12日	益田市	個人	
16	県指定	紙本墨書笠置家文書	昭和50年8月12日	松江市	島根県	
17	県指定	紙本墨書石見銀山御料郷宿田儀屋文書	昭和50年8月12日	大田市	個人	
18	県指定	石見国絵図 紙本著色津和野城下絵図 5点 紙本著色津和野藩領絵図 1点 紙本著色石見国絵図 2点 附 紙本著色石見国長門国州境絵図 3点	昭和60年4月23日	津和野町	津和野町	
19	県指定	吉岡家文書	平成9年12月26日	美郷町	個人	
20	県指定	富家文書	平成12年1月21日	松江市	島根県	
21	県指定	紙本著色石見国絵図	平成12年3月28日	浜田市	浜田市	
22	県指定	安富家文書	平成20年12月2日	益田市	益田市	
23	県指定	周布家文書	平成20年12月2日	益田市	益田市	

国指定文化財【考古】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重文	銅印 印文「隠伎倉印」	昭和10年4月30日	隠岐の島町	個人	
2	重文	隠岐国駅鈴 附 光格天皇御下賜唐櫃（担棒付） 1合	昭和10年4月30日	隠岐の島町	個人	
3	重文	石製経筒 仁平三年五月二日書写法華経一部 安置鱒淵山金剛蔵王窟ノ銘アリ 附 湖州鏡 1面（蔵王窟奉施入仁平二年六月十日ノ銘アリ）	昭和13年8月26日	出雲市	鱒淵寺	
4	重文	出雲国玉作砦出土品 玉類及同未成品、砥石 残欠闕共、硝子塊、埴塼残片等	昭和14年5月27日	松江市	玉作湯神社	追加指定 名称・員数変更 昭和33年2月8日
5	重文	銅戈 硬玉勾玉 島根県簸川郡大社町神魂伊能知奴志神社境内出土	昭和28年2月14日	出雲市	出雲大社	名称変更 昭和29年2月12日
6	重文	出雲玉作遺跡出土品 一、玉類及同未成品 一、滑石紡錘車 一、滑石有孔円板 一、攻玉工具類 砥石、棒状鉄器、其他原石・剥片・土器等出土品一切 (昭和四十四～四十六年発掘調査分)	昭和52年6月11日	松江市	松江市	
7	重文	平所遺跡埴輪窯跡出土品 一、埴輪馬 一、埴輪鹿 一、埴輪家 一、埴輪男子像残欠 一、埴輪円筒 其他土師器等出土品一切	昭和52年6月11日	松江市	島根県	

8	重文	出雲岡田山古墳出土品 一、銀鍔銘銀装円頭大刀 額田部臣在銘 一、金銀装環頭大刀 一、金銀装円頭大刀 一、内行花文鏡 一、金環 一、金銅空玉残欠共 一、馬具類 金銅鞍金具残欠 金銅雲珠 金銅鏡板 銅鈴残欠共 鉄環 一、刀子等残欠 一、須恵器	昭和60年6月6日	松江市	六所神社	
9	重文	金銅莊環頭大刀 刀身共	昭和33年2月8日	松江市	島根県	
10	重文	島根県出雲大社境内遺跡（旧本殿跡） 出土品 一、柱根 一、礎板 一、鉄製品 一、土器	平成22年6月29日	出雲市	出雲大社	
11	重文	島根県上塩冶築山古墳出土品 一、金属製品 一、玉 附 金属製品残欠（以上石室出土） 一、須恵器残欠 一、円筒埴輪 附 円筒埴輪残欠	平成30年10月31日	出雲市	出雲市	
-	重文	出雲荻苅古墓出土品 一、青磁碗 一、青磁皿 一、陶製甕（蓋石共）	昭和55年6月6日	奈良市 奈良国立博物館	国（文化庁保管）	
-	重文	出雲神原神社古墳出土品 一、三角縁神獸鏡 景初三年在銘 一、刀剣類 素環頭大刀身、刀身、劍身 一、鉄鎌残欠共 一、矢柄漆膜残欠 一、工具類 鉄斧、鉄鉈、鉄鑿、鉄錐 一、鉄鍬 一、鉄鎌 一、鉄針 一、土師器	昭和56年6月9日	出雲市	国（文化庁保管）	
-	国宝	島根県荒神谷遺跡出土品 一、銅劍 一、銅矛 一、横帯文銅鐸 一、袈裟襷文銅鐸	重文指定 昭和60年6月6日	出雲市	国（文化庁保管）	追加指定 昭和62年6月6日 国宝指定 平成10年6月30日
-	国宝	島根県加茂岩倉遺跡出土銅鐸	重文指定 平成11年6月7日	出雲市	国（文化庁保管）	国宝指定 平成20年7月10日

県指定文化財【考古】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	めんぐろ古墳出土品	昭和35年9月30日	浜田市	個人	
2	県指定	銅鐸	昭和37年6月12日	松江市	一般財団法人 八雲本陣記念財団	
3	県指定	銅劍	昭和37年6月12日	奥出雲町	横田八幡宮	
4	県指定	銅製経筒	昭和38年7月2日	安来市	雲樹寺	
5	県指定	細形銅劍	昭和39年5月26日	松江市	平浜八幡宮	
6	県指定	銅製経筒 附 経筒蓋36枚、経筒被底46枚、銅製納札7枚、経文2巻・経石45箇、泥塔1基、銭貨667枚	昭和40年5月21日	大田市	八幡宮	
7	県指定	銅印 印文「春」	昭和43年6月7日	松江市	個人	
8	県指定	陶製経筒	昭和43年6月7日	益田市	豊田神社	

9	県指定	波来浜遺跡出土遺物	昭和45年10月27日	江津市	江津市	追加指定 名称変更 昭和49年12月27日
10	県指定	銅剣	昭和47年3月31日	海士町	海士町教育委員会	
11	県指定	猪目洞窟遺跡出土遺物	昭和49年12月27日	出雲市	出雲市	
12	県指定	宮田遺跡出土縄文時代遺物 甕形土器、石斧、石鏃、石錐、石皿、 磨石、石錘、その他	昭和55年6月27日	雲南市	雲南市	
13	県指定	常楽寺古墳出土品	平成9年1月17日	奥出雲町	奥出雲町教育委員 会	
14	県指定	上野1号墳出土品	平成15年5月9日	松江市	島根県	
15	県指定	古浦砂丘遺跡出土品	平成18年5月9日	松江市	松江市	
16	県指定	田和山遺跡出土遺物	平成30年2月16日	松江市	松江市	
17	県指定	鳥居南遺跡祭祀遺物	令和1年9月10日	大田市	大田市	

国指定文化財【工芸技術】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重無	石州半紙	昭和44年4月15日	浜田市	石州半紙技術者会	

県指定文化財【工芸技術】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	広瀬緋	昭和37年6月12日	安来市	個人	記載事項 昭和47年7月11日
2	県指定	日本刀	平成11年4月9日	奥出雲町	個人	
3	県指定	雁皮紙	平成12年12月26日	松江市	個人	
4	県指定	楽山焼	平成12年12月26日	松江市	個人	
5	県指定	筒描藍染	平成25年4月9日	出雲市	個人	

国指定文化財【有形民俗】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重有民	諸手船	昭和30年2月3日	松江市	美保神社	
2	重有民	トモド	昭和30年2月3日	西ノ島町	焼火神社	
3	重有民	たたら製鉄用具	昭和34年5月6日	安来市	和鋼博物館	
4	重有民	美保神社奉納鳴物	昭和35年6月9日	松江市	美保神社	
5	重有民	東比田の山村生産用具	昭和38年5月15日	安来市	安来市	
6	重有民	そりこ	昭和38年5月15日	松江市	美保神社	
7	重有民	菅谷たたら山内	昭和42年11月11日	雲南市	樹徳産業株式会社 榊田部 雲南市	
8	重有民	奥飯石および周辺地域の積雪期用具	昭和43年5月31日	飯南町	飯南町	
9	重有民	波佐の山村生産用具	昭和46年12月15日	浜田市	西中国山地民具を 守る会	
10	重有民	隠岐島後の生産用具	昭和49年11月19日	隠岐の島町	隠岐の島町	

県指定文化財【有形民俗】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	東比田地方生活用具コレクション	昭和38年7月2日	安来市	安来市	
2	県指定	旧佐々木家生活用具	昭和40年5月21日	隠岐の島町	隠岐の島町	追加指定 名称変更 平成5年12月28日
3	県指定	サバニー 附櫛17本、アンバ20本	昭和41年5月31日	松江市	松江市	
4	県指定	ともど	昭和41年5月31日	松江市	松江市	
5	県指定	獅子頭	昭和42年5月30日	奥出雲町	横田八幡宮	
6	県指定	獅子頭 附面4面	昭和42年5月30日	邑南町	諏訪神社	
7	県指定	柳の神楽面 附衣装34着	昭和42年5月30日	津和野町	柳神楽保持者会	
8	県指定	菅谷鉦製鉄用具	昭和43年6月7日	雲南市		
9	県指定	糸操り人形の頭及び胴 附馬3頭、舞台 襖72枚、遠見2枚、立看板12枚	昭和45年10月27日	益田市	益田市	

10	県指定	波佐の山村生活用具	昭和47年7月28日	浜田市	西中国山地民具を守る会	
11	県指定	隠岐島後の衣食住および生産用具	昭和48年3月30日	隠岐の島町	隠岐の島町	
12	県指定	原田神楽の面	昭和49年12月27日	隠岐の島町	隠岐の島町	
13	県指定	都万目の民家	昭和49年12月27日	隠岐の島町	隠岐の島町	
14	県指定	獅子頭	昭和50年8月12日	益田市	笹倉八幡宮	
15	県指定	大社町の吉兆（幡） 附吉兆原図1枚	昭和56年6月9日	出雲市	飯の宮、中村、大土地、赤塚、市場、越峠、宮内、真名井、修理免、大鳥居、馬場、原、下原、日御碕地区、個人	追加指定 平成28年12月2日
16	県指定	出雲平野の衣食住および生産用具	平成7年10月27日	出雲市	出雲市	

国指定文化財【無形民俗】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重無民	佐陀神能	昭和51年5月4日	松江市	佐陀神能保存会	
2	重無民	隠岐国分寺蓮華会舞	昭和52年5月17日	隠岐の島町	隠岐国分寺蓮華会舞保存会	
3	重無民	大元神楽	昭和54年2月3日	江津市	邑智郡大元神楽伝承保存会	
4	重無民	隠岐の田楽と庭の舞 (美田八幡宮の田楽) (日吉神社庭の舞)	平成4年3月11日	西ノ島町	美田八幡宮田楽保存会・日吉神社庭の舞保存会	
5	重無民	津和野弥栄神社の鷺舞	平成6年12月13日	津和野町	弥栄神社の鷺舞保存会	
6	重無民	五十猛のグロ	平成17年2月21日	大田市	大浦グロ保存会	
7	重無民	大土地神楽	平成17年2月21日	出雲市	大土地神楽保存会 神楽方	

県指定文化財【無形民俗】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	県指定	埴田神社青獅子舞	昭和35年9月30日	出雲市	埴田神社青獅子舞保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
2	県指定	大原神職神楽	昭和36年6月13日	雲南市	大原神職神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
3	県指定	奥飯石神職神楽	昭和36年6月13日	飯南町	奥飯石神職神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
4	県指定	海潮山王寺神楽	昭和36年6月13日	雲南市	海潮山王寺神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
5	県指定	見々久神楽	昭和36年6月13日	出雲市	見々久神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
6	県指定	隠岐島前神楽	昭和36年6月13日	海士町	隠岐島前神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
7	県指定	須佐神社の念仏踊	昭和36年6月13日	出雲市	須佐大宮の念仏踊り保存会	記載事項変更 昭和47年7月11日
8	県指定	津和野踊	昭和37年6月12日	津和野町	津和野踊保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
9	県指定	槻の屋神楽	昭和37年6月12日	雲南市	槻の屋神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
10	県指定	井野神楽	昭和37年6月12日	浜田市	井野神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
11	県指定	島後原田神楽	昭和37年6月12日	隠岐の島町	島後原田神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
12	県指定	島後久見神楽	昭和37年6月12日	隠岐の島町	島後久見神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
13	県指定	益田糸操り人形	昭和38年7月2日	益田市	益田糸操り人形保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
14	県指定	有福神楽	昭和39年5月26日	浜田市	有福神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
15	県指定	黒沢囃子田	昭和40年5月21日	浜田市	黒沢囃子田保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
16	県指定	玉若酢命神社御霊会風流	昭和40年5月21日	隠岐の島町	玉若酢命神社御霊会風流保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
17	県指定	鹿子原の虫送り踊	昭和42年5月30日	邑南町	鹿子原の虫送り踊保存会	記載事項変更 昭和47年7月11日

18	県指定	柳神楽	昭和43年6月7日	津和野町	柳神楽保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
19	県指定	隠岐武良祭風流	昭和43年6月7日	隠岐の島町	隠岐武良祭風流保持者会	記載事項変更 昭和47年7月11日
20	県指定	水若酢神社祭礼風流	昭和48年3月30日	隠岐の島町	水若酢神社祭礼風流保持者会	
21	県指定	多久神社のささら舞	昭和49年12月27日	出雲市	多久神社のささら舞保持者会	
22	県指定	三葛神楽	昭和50年8月12日	益田市	三葛神楽保存会	
23	県指定	宇賀神社の獅子舞	昭和53年5月19日	出雲市	宇賀神社奉納獅子舞保存会	
24	県指定	大社町の吉兆神事	昭和56年6月9日	出雲市	仮の宮他	
25	県指定	抜月神楽	昭和56年6月9日	吉賀町	抜月神楽団	
27	県指定	シッカク踊	昭和62年4月3日	大田市	シッカク踊保存会	
26	県指定	三谷神社投獅子舞	昭和62年4月3日	出雲市	三谷神社獅子舞保存会	
28	県指定	神原神社の獅子舞	昭和63年5月24日	雲南市	神原神社獅子舞保存会	
29	県指定	下須の萬歳楽	平成2年5月23日	吉賀町	下須の萬歳楽保持者会	
30	県指定	大田両八幡宮の祭礼風流	平成4年4月28日	大田市	大田両八幡宮祭礼風流保存会	
31	県指定	由來八幡宮の頭屋祭行事	平成6年4月1日	飯南町	由來八幡宮頭屋祭行事保持者会	
32	県指定	隠岐の牛突き習俗	平成17年4月15日	隠岐の島町	全隠岐牛突き連合会	名称変更・追加指定 平成30年2月16日
33	県指定	布施の山祭り	平成24年11月20日	隠岐の島町	布施区	

国指定文化財【史跡】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者（管理団体）	備考
1	国指定	出雲国分寺跡 附古道	大正10年3月3日	松江市	松江市 (松江市)	追加指定・名称変更 昭和35年9月17日 追加指定 平成元年3月29日 平成12年9月6日 平成18年7月28日
2	国指定	石見国分寺跡	大正10年3月3日	浜田市	金蔵寺 (浜田市)	
3	国指定	出雲玉作跡	大正11年10月12日	松江市	松江市他 (松江市)	追加指定・名称変更 昭和62年11月6日
4	国指定	山代二子塚	大正13年12月9日	松江市	島根県他 (松江市)	追加指定 平成29年2月9日 平成30年10月15日
5	国指定	大庭鶏塚	大正13年12月9日	松江市	松江市他 (松江市)	
6	国指定	上塩冶築山古墳	大正13年12月9日	出雲市	個人 (出雲市)	
7	国指定	上塩冶地藏山古墳	大正13年12月9日	出雲市	出雲市 (出雲市)	
8	国指定	今市大念寺古墳	大正13年12月9日	出雲市	大念寺 (出雲市)	
9	国指定	宝塚古墳	昭和6年11月26日	出雲市	出雲市 (出雲市)	
10	国指定	徳連場古墳	昭和8年2月28日	松江市	松江市 (松江市)	
11	国指定	丹花庵古墳	昭和8年2月28日	松江市	個人 (松江市)	
12	国指定	佐太講武具塚	昭和8年4月13日	松江市	個人 (松江市)	
13	国指定	富田城跡	昭和9年1月22日	安来市	安来市他 (安来市)	
14	国指定	隠岐国分寺境内	昭和9年3月13日	隠岐の島町	国分寺 (隠岐の島町)	追加指定 平成30年10月15日
15	国指定	安部谷古墳	昭和9年5月1日	松江市	島根県 (島根県)	
16	国指定	松江城	昭和9年5月1日	松江市	松江市他 (松江市)	追加指定 平成3年4月3日 平成25年10月17日 平成26年10月6日

17	国指定	周布古墳	昭和11年12月16日	浜田市	個人 (浜田市)	
18	国指定	荒島古墳群	昭和11年12月16日	安来市他	個人	名称変更・追加指定 平成11年7月13日
19	国指定	安来一里塚	昭和11年12月16日	安来市	安来市	
20	国指定	下府廃寺塔跡	昭和12年6月15日	浜田市	浜田市 (浜田市)	
21	国指定	伊志見一里塚	昭和12年6月15日	松江市	国 (松江市)	
22	国指定	出西・伊波野一里塚	昭和12年6月15日	出雲市	個人 (出雲市)	
23	国指定	小泉八雲旧居	昭和15年8月30日	松江市	個人 (松江市)	
24	国指定	山代方墳	昭和16年8月1日	松江市	島根県	
25	国指定	スクモ塚古墳	昭和16年12月13日	益田市	個人 (益田市)	
26	国指定	津和野城跡	昭和17年10月14日	津和野町	津和野町他 (津和野町)	追加指定 昭和47年5月26日 平成19年7月26日
27	国指定	権現山洞窟住居跡	昭和17年10月14日	松江市	個人 (松江市)	
28	国指定	サルガ鼻洞窟住居跡	昭和18年9月8日	松江市	個人 (松江市)	
29	国指定	岩屋寺跡古墳	昭和23年12月18日	松江市	個人 (松江市)	
30	国指定	岩舟古墳	昭和23年12月18日	安来市	個人 (安来市)	
31	国指定	金崎古墳群	昭和32年7月27日	松江市	松江市他 (松江市)	
32	国指定	上島古墳	昭和32年7月27日	出雲市	個人 (出雲市)	
33	国指定	猪目洞窟遺物包含層	昭和32年7月27日	出雲市	猪目町生産森林組合 (出雲市)	
34	国指定	岡田山古墳	昭和40年4月9日	松江市	松江市 (松江市)	
35	国指定	石見銀山遺跡	昭和44年4月14日	大田市	大田市他 (大田市)	追加指定 平成14年3月19日 平成17年3月2日 平成17年7月14日 平成20年3月28日
36	国指定	森鷗外旧宅(1棟)	昭和44年10月29日	津和野町	津和野町 (津和野町)	
37	国指定	仲仙寺古墳群	昭和46年8月12日	安来市	安来市 (安来市)	追加指定 昭和49年12月23日
38	国指定	出雲国府跡	昭和46年12月13日	松江市	島根県他 (島根県)	追加指定 平成26年3月18日、 10月6日
39	国指定	石屋古墳	昭和54年4月6日	松江市	松江市他 (松江市)	
40	国指定	出雲国山代郷遺跡群 正倉跡・北新造院跡	昭和55年12月5日	松江市	島根県他 (島根県)	追加指定 昭和63年5月31日 平成3年4月3日 追加指定・名称変更 平成14年12月19日
41	国指定	荒神谷遺跡	昭和62年1月8日	出雲市	出雲市 (出雲市)	
42	国指定	西周旧居(2棟)	昭和62年7月20日	津和野町	個人 (津和野町)	
43	国指定	松江藩主松平家墓所	平成8年3月29日	松江市	月照寺他 (松江市)	追加指定 平成18年1月26日
44	国指定	加茂岩倉遺跡	平成11年1月14日	雲南市	雲南市他 (雲南市)	
45	国指定	西谷墳墓群	平成12年3月30日	出雲市	出雲市他 (出雲市)	
46	国指定	田和山遺跡	平成13年8月13日	松江市	松江市 (松江市)	
47	国指定	益田氏城館跡	平成16年9月16日	益田市	益田市他 (益田市)	
48	国指定	田儀櫻井家たたら製鉄遺跡	平成18年1月26日	出雲市	出雲市他 (出雲市)	追加指定 平成21年2月12日
49	国指定	山陰道 蒲生峠越、徳城峠越、野坂峠越	平成17年3月2日	津和野町	津和野町他 (津和野町)	追加指定 平成21年2月12日

50	国指定	国富中村古墳	平成25年3月27日	出雲市	出雲市他 (出雲市)	
51	国指定	中須東原遺跡	平成26年3月14日	益田市	益田市 (益田市)	追加指定 平成28年3月1日
52	国指定	鱒淵寺境内	平成28年3月1日	出雲市	鱒淵寺他 (出雲市)	
53	国指定	津和野藩主亀井家墓所 附 亀井茲矩墓	平成30年2月13日	津和野町 鳥取市	津和野町他 (津和野町・鳥取市)	
54	国指定	石見銀山街道	平成30年2月13日	美郷町	美郷町他 (美郷町)	
55	国指定	出雲国山陰道跡	平成30年2月13日	出雲市	出雲市他 (出雲市)	
56	国指定	大元古墳群	令和2年3月10日	益田市	個人	

県指定文化財【史跡】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者(管理団体)	備考
1	県指定	石見国分尼寺跡	昭和33年8月1日	浜田市	国分寺	
2	県指定	黒木御所	昭和33年8月1日	西ノ島町	黒木神社他	
3	県指定	鶴ノ花古墳群	昭和33年8月1日	益田市	益田市	
4	県指定	放れ山古墳	昭和34年9月1日	出雲市	個人	
5	県指定	雲州久呂長沢焼窯跡	昭和34年9月1日	出雲市	(株)出雲観光	
6	県指定	古天神古墳	昭和35年9月30日	松江市	島根県	
7	県指定	玉造築山古墳	昭和36年6月13日	松江市	玉作湯神社	
8	県指定	浜田城跡	昭和37年6月12日	浜田市	浜田市	
9	県指定	薄井原古墳	昭和37年6月12日	松江市	個人	
10	県指定	松本第1号古墳	昭和38年7月2日	雲南市	梅窓院	
11	県指定	妙蓮寺山古墳	昭和39年5月26日	出雲市	妙蓮寺	記載事項変更 昭和49年12月27日
12	県指定	三沢城跡	昭和39年5月26日	奥出雲町	個人	追加指定 昭和49年12月27日
13	県指定	鷺原八幡宮流鏝馬馬場	昭和41年5月31日	津和野町	鷺原八幡宮	名称変更 昭和47年7月28日
14	県指定	小坂古墳	昭和42年5月30日	出雲市	個人	
15	県指定	石見国分寺瓦窯跡	昭和42年5月30日	浜田市	浜田市	
16	県指定	神庭岩船山古墳	昭和43年6月7日	出雲市	出雲市	
17	県指定	津和野藩校養老館	昭和44年2月18日	津和野町	津和野町	
18	県指定	毘売塚古墳	昭和44年5月23日	安来市	日立金属(株) 他	
19	県指定	平神社古墳	昭和44年5月23日	隠岐の島町	平神社	
20	県指定	大草岩船古墳	昭和45年10月27日	松江市	島根県他	
21	県指定	東百塚山古墳群(52基)	昭和45年10月27日	松江市	島根県他	
22	県指定	西百塚山古墳群(32基)	昭和45年10月27日	松江市	個人	
23	県指定	岩屋後古墳	昭和45年10月27日	松江市	島根県	
24	県指定	御崎山古墳	昭和45年10月27日	松江市	日御碕神社他	
25	県指定	荒神谷・後谷古墳群	昭和45年10月27日	松江市	個人	
26	県指定	割田古墳	昭和45年10月27日	邑南町	個人	
27	県指定	順庵原1号墳	昭和45年10月27日	邑南町	個人	
28	県指定	隠岐国分尼寺跡	昭和47年3月31日	隠岐の島町	個人	
29	県指定	七尾城跡 附妙義寺境内	昭和47年3月31日	益田市	妙義寺	
30	県指定	玉若酢命神社古墳群	昭和47年7月28日	隠岐の島町	玉若酢命神社	
31	県指定	出雲国分寺瓦窯跡	昭和48年3月30日	松江市	個人	
32	県指定	椎山第1号墳	昭和48年9月25日	松江市	個人	
33	県指定	石見銀山御料郷宿田儀屋遺宅青山家	昭和49年12月27日	大田市	個人	
34	県指定	石見銀山御料郷宿泉屋遺宅金森家	昭和49年12月27日	大田市	個人	
35	県指定	石見銀山代官所同心遺宅柳原家	昭和49年12月27日	大田市	個人	
36	県指定	石見銀山代官所地役人遺宅岡家	昭和49年12月27日	大田市	個人	
37	県指定	石見銀山代官所地役人遺宅三宅家	昭和49年12月27日	大田市	個人	
38	県指定	十王免横穴群	昭和50年2月12日	松江市	松江市	
39	県指定	新宮党館跡	昭和50年8月12日	安来市	安来市	

40	県指定	石見銀山遺跡 奉行・代官墓所 竹村丹後守道清墓所、森八左衛門信 任墓所、鈴木八右衛門重政墓所、曾 田伊右衛門尉資敏墓所、関忠太郎勝 榮墓所、前澤藤十郎光貞墓所、浅岡 彦四郎胤直墓所、川崎市之進定盈墓 所、川崎平右衛門定安墓所、川崎平 右衛門定孝墓所、阿久澤修理義守墓 所、宝篋印塔	昭和50年8月12日	大田市	勝源寺・龍昌寺・妙蓮 寺	名称変更 員数変更 平成20年9月19日
41	県指定	石見銀山代官所地役人遺宅阿部家	昭和50年8月12日	大田市	個人	
42	県指定	報恩寺古墳群	昭和53年5月19日	松江市	個人	
43	県指定	宮田遺跡	昭和55年6月27日	雲南市	雲南市	
44	県指定	乃木二子塚古墳	昭和57年6月18日	松江市	島根県	
45	県指定	陰地たたら跡	昭和58年6月7日	奥出雲町	個人	
46	県指定	明神古墳	昭和61年9月19日	大田市	大田市	
47	県指定	三刀屋じゃ山城跡及び三刀屋尾崎城跡	昭和61年9月19日	雲南市	雲南市他	
48	県指定	新植原遺跡	平成2年5月23日	益田市	益田市	
49	県指定	山代郷南新造院跡	平成5年4月6日	松江市	島根県	追加指定 平成29年1月24日
50	県指定	女夫岩遺跡	平成9年3月28日	松江市	個人	
51	県指定	穴神横穴墓群	平成10年3月27日	安来市	安来市	
52	県指定	山代郷南新造院瓦窯跡	平成10年3月27日	松江市	島根県	
53	県指定	大元古墳群	平成11年4月9日	益田市	個人	
54	県指定	光明寺3号墓	平成12年3月28日	出雲市	出雲市、個人	
55	県指定	大城遺跡	平成12年3月28日	隠岐の島町	隠岐の島町	
56	県指定	堀部第1遺跡	平成16年12月17日	松江市	松江市	
57	県指定	波来浜遺跡	平成25年4月9日	江津市	江津市	
58	県指定	丸山城跡	平成28年4月12日	川本町	川本町	
59	県指定	梨ノ木坂遺跡	平成29年1月24日	大田市	大田市	

国指定文化財【名勝】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者（管理団体）	備考
1	国指定	千丈溪	昭和7年7月23日	江津市 南町 邑	個人	名称変更 昭和27年4月19日
2	国指定	美保の北浦	昭和8年2月28日	松江市	国（松江市）	
3	国指定	断魚溪	昭和10年12月24日	邑南町	個人 （邑南町）	
4	国指定	隠岐布施海岸	昭和13年5月30日	隠岐の島町	国（隠岐の島町）	
5	国指定	旧堀氏庭園	平成17年7月14日	津和野町	津和野町	
6	国指定	櫻井氏庭園	平成29年10月13日	奥出雲町	個人	

県指定文化財【名勝】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者（管理団体）	備考
1	県指定	小川庭園	昭和34年9月1日	江津市	個人	
2	県指定	双川峡	平成16年12月17日	益田市	益田市、個人	

国指定文化財【特別天然記念物・天然記念物】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者（管理団体）	備考
1	特別 天然	大根島の熔岩隧道	昭和27年3月29日	松江市	松江市他	
2	特別 天然	トキ	昭和27年3月29日	地域を定めず		
3	特別 天然	オオサンショウウオ	昭和27年3月29日	県下全域		
4	特別 天然	コウノトリ	昭和31年7月19日	地域を定めず		
5	天然	経島のウミネコ繁殖地	大正11年3月8日	出雲市	日御碕神社 （出雲市）	追加指定 昭和40年6月4日
6	天然	クロキツタ産地	大正11年3月8日	西ノ島町 海 土町	西ノ島町 海土町	

7	天然	高尾暖地性潤葉樹林	昭和3年2月7日	隠岐の島町	個人	
8	天然	玉若酢命神社の八百杉	昭和4年12月17日	隠岐の島町	玉若酢命神社	
9	天然	石見曇ヶ浦	昭和7年3月25日	浜田市	国他	
10	天然	築島の岩脈	昭和7年7月23日	松江市	個人 (松江市)	
11	天然	多古の七ツ穴	昭和7年7月23日	松江市	国(松江市)	
12	天然	岩屋寺の切開	昭和7年7月25日	奥出雲町	岩屋寺	
13	天然	日御碕の大ソテツ	昭和9年5月1日	出雲市	福性寺	
14	天然	三隅大平ザクラ	昭和10年4月11日	浜田市	個人	
15	天然	大根島第二熔岩隧道	昭和10年6月7日	松江市	松江市他	
16	天然	波根西の硅化木	昭和11年9月3日	大田市	国(大田市)	
17	天然	唐音の蛇岩	昭和11年12月16日	益田市	国	
18	天然	海潮のカツラ	昭和12年4月17日	雲南市	日原神社	名称変更 昭和32年7月31日
19	天然	星神島オオミズギナドリ繁殖地	昭和13年5月30日	西ノ島町	国	
20	天然	沖島オオミズナギドリ繁殖地	昭和15年2月10日	隠岐の島町	白島神社	
21	天然	竹崎のカツラ	昭和18年8月24日	奥出雲町	個人 (奥出雲町)	
22	天然	黒柏鶏	昭和26年6月9日	県下全域		
23	天然	松代鉱山の霰石産地	昭和34年7月24日	大田市	石見鉱山	
24	天然	三瓶山自然林	昭和44年11月29日	大田市	国	
25	天然	オジロワシ	昭和45年1月23日	県下全域		
26	天然	カラスバト	昭和46年5月19日	県下全域		
27	天然	ヒシクイ	昭和46年6月28日	県下全域		
28	天然	マガン	昭和46年6月28日	県下全域		
29	天然	ヤマネ	昭和50年6月26日	県下全域		
30	天然	三瓶小豆原埋没林	平成16年2月27日	大田市	島根県	
31	天然	琴ヶ浜	平成29年10月13日	大田市	国・大田市・個人	

県指定文化財【天然記念物】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者(管理団体)	備考
1	県指定	大元神社跡の樟	昭和33年8月1日	津和野町	三渡八幡宮	
2	県指定	日本海岸におけるハマナス自生西根地	昭和35年9月30日	大田市	国	追加指定 昭和56年10月30日
3	県指定	日本海岸におけるハマナス自生西根地	昭和35年9月30日	出雲市	個人	記載事項変更 昭和56年10月30日
4	県指定	山本の白枝垂桜	昭和36年6月13日	江津市	個人	
5	県指定	口羽のゲンジボタルおよびその発生地	昭和38年7月2日	邑南町	国他	
6	県指定	下来島のボダイジュ	昭和39年5月26日	飯南町	個人	記載事項変更 昭和49年12月27日
7	県指定	岩倉の乳房杉	昭和40年5月21日	隠岐の島町	隠岐の島町	
8	県指定	黄長石霞石玄武岩	昭和41年5月31日	浜田市	個人	
9	県指定	春日神社のクロマツ群	昭和42年5月30日	隠岐の島町	春日神社	
10	県指定	世間桜	昭和42年5月30日	隠岐の島町	個人	
11	県指定	中村のかぶら杉	昭和43年6月7日	隠岐の島町	中財産区	
12	県指定	本宮神社の大杉	昭和43年6月7日	大田市	本宮神社	
13	県指定	姫逃池のカキツバタ群落	昭和43年6月7日	大田市	大田市	
14	県指定	諏訪神社参道杉並木	昭和44年5月23日	邑南町	諏訪神社	
15	県指定	湯の廻キャラボク	昭和44年5月23日	奥出雲町	個人	
16	県指定	元屋のオキシャクナゲ自生地	昭和45年10月27日	隠岐の島町	上元屋神社	
17	県指定	焼火神社神域植物群	昭和45年10月27日	西ノ島町	焼火神社	
18	県指定	仁万の硅化木	昭和45年10月27日	大田市	国	
19	県指定	常磐山の杉	昭和47年3月31日	浜田市	八幡宮	
20	県指定	長安本郷の八幡宮並木杉	昭和47年3月31日	浜田市	八幡宮	
21	県指定	インヨウチク(陰陽竹)群落	昭和47年7月28日	安来市	熊野神社	
22	県指定	金谷の城山桜	昭和51年4月30日	益田市	個人	
23	県指定	妙用寺の桜	昭和51年4月30日	美郷町	妙用寺	
24	県指定	沖蛇島のウミネコ繁殖地	昭和52年5月4日	大田市	釜野浦組中	
25	県指定	日御碕の黄金孟宗群落	昭和53年5月19日	出雲市	個人	
26	県指定	今田水神の大ケヤキ	昭和56年6月9日	江津市	大山祇命神社	
27	県指定	いづもナンキン	昭和57年6月18日	県下全域		

28	県指定	貴船神社のシイ	昭和58年6月7日	雲南市	貴船神社	
29	県指定	毘沙門堂の榎	昭和59年5月4日	邑南町	個人	
30	県指定	大波加島オオミズナギドリ繁殖地	平成15年5月9日	知夫村	知夫村	
31	県指定	志多備神社のスダジイ	平成15年12月2日	松江市	志多備神社	
32	県指定	雪田長源寺の枝垂桜	平成15年12月2日	邑南町	長源寺	
33	県指定	鬼村の鬼岩	平成19年5月7日	大田市	個人	
34	県指定	大空の山桜	平成23年4月15日	松江市	個人	
35	県指定	花の谷のサクラ	平成25年4月9日	美郷町	個人	
36	県指定	酒谷のオロチカツラ	平成25年4月9日	美郷町	個人	
37	県指定	学舎のイロハモミジ	平成25年4月9日	美郷町	美郷町	
38	県指定	金言寺の大イチョウ	平成25年4月9日	奥出雲町	金言寺	

国指定文化財【史跡及び名勝】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者（管理団体）	備考
1	国指定	菅田庵	昭和3年2月7日	松江市	個人（松江市）	追加指定 令和元年10月16日
2	国指定	萬福寺庭園	昭和3年3月28日	益田市	萬福寺	
3	国指定	医光寺庭園	昭和3年3月28日	益田市	医光寺	

国指定文化財【名勝及び天然記念物】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者（管理団体）	備考
1	国指定	鬼舌振	昭和2年4月8日	奥出雲町	奥出雲町他	
2	国指定	立久恵	昭和2年4月8日	出雲市	個人	
3	国指定	潜戸	昭和2年6月14日	松江市	国（松江市）	
4	国指定	隠岐知夫赤壁	昭和10年12月24日	知夫村	個人	
5	国指定	隠岐白島海岸	昭和13年5月30日	隠岐の島町	国他	
6	国指定	隠岐国賀海岸	昭和13年5月30日	西ノ島町	国	

県指定文化財【名勝及び天然記念物】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者（管理団体）	備考
1	県指定	雲見の滝	昭和33年8月1日	雲南市	雲南市	
2	県指定	鱧崎及び松島磁石	昭和33年8月1日	益田市	飯浦漁協	

国指定文化財【重要伝統的建造物群保存地区】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	管理団体	備考
1	国指定	大田市大森銀山	昭和62年12月5日	大田市	大田市	追加選定 平成19年12月4日
2	国指定	大田市温泉津	平成16年7月6日	大田市	大田市	追加選定 平成21年12月8日
3	国指定	津和野町津和野	平成25年8月7日	津和野町	津和野町	

国指定文化財【重要文化的景観】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	管理団体	備考
1	国指定	奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	平成26年3月18日	奥出雲町	奥出雲町	

国指定文化財【選定保存技術】

No.	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	国指定	玉鋼製造（たたら吹き）	昭和52年5月11日	奥出雲町	個人	

県保有指定文化財一覧						
種別	指定	名称	指定年月日	所在地	所有者	備考
絵画	重文	絹本着色益田元祥像 狩野松栄筆 如天玄勲の賛がある	平成1年6月12日	益田市	島根県	
絵画	県指定	老女 石橋和訓筆 油絵 麻布	昭和44年2月18日	松江市	島根県	
絵画	県指定	美人読詩（額装） 石橋和訓筆 カンバス・油彩	昭和57年6月18日	松江市	島根県	
絵画	県指定	版画東海道五十三次 安藤広重筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
絵画	県指定	版画凱風快晴図 葛飾北斎筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
絵画	県指定	版画神奈川沖浪裏図 葛飾北斎筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
絵画	県指定	版画山下白雨図 葛飾北斎筆 錦絵横大判	昭和59年5月4日	松江市	島根県	
書跡	県指定	紙本墨書大智度論	昭和42年5月30日	松江市	島根県	
古文書	県指定	紙本墨書笠置家文書	昭和50年8月12日	松江市	島根県	
古文書	県指定	富家文書	平成12年1月21日	松江市	島根県	
考古	重文	平所遺跡埴輪窯跡出土品 一、埴輪馬 一、埴輪鹿 一、埴輪家 一、埴輪男子像残欠 一、埴輪円筒 其他土師器等出土品一切	昭和52年6月11日	松江市	島根県	
考古	重文	金銅荘環頭大刀 刀身共	昭和33年2月8日	松江市	島根県	
考古	県指定	上野1号墳出土品	平成15年5月9日	松江市	島根県	
史跡	国指定	山代二子塚	大正13年12月9日	松江市	島根県他 (松江市)	追加指定 平成29年2月9日 平成30年10月15日
史跡	国指定	安部谷古墳	昭和9年5月1日	松江市	島根県 (島根県)	
史跡	国指定	山代方墳	昭和16年8月1日	松江市	島根県	
史跡	国指定	出雲国府跡	昭和46年12月13日	松江市	島根県他 (島根県)	追加指定 平成26年3月18日、 10月6日
史跡	国指定	出雲国山代郷遺跡群 正倉跡・北新造院跡	昭和55年12月5日	松江市	島根県他 (島根県)	追加指定 昭和63年5月31日 平成3年4月3日 追加指定・名称変更 平成14年12月19日
史跡	県指定	古天神古墳	昭和35年9月30日	松江市	島根県	
史跡	県指定	大草岩船古墳	昭和45年10月27日	松江市	島根県他	
史跡	県指定	東百塚山古墳群（52基）	昭和45年10月27日	松江市	島根県他	
史跡	県指定	岩屋後古墳	昭和45年10月27日	松江市	島根県	
史跡	県指定	乃木二子塚古墳	昭和57年6月18日	松江市	島根県	
史跡	県指定	山代郷南新造院跡	平成5年4月6日	松江市	島根県	追加指定 平成29年1月24日
史跡	県指定	山代郷南新造院瓦窯跡	平成10年3月27日	松江市	島根県	
記念物	天然	三瓶小豆原埋没林	平成16年2月27日	大田市	島根県	

文化財担当部局**文化財課**

- ・業務内容：文化財の指定、管理及び活用に関する事。文化財の保護に係る調査及び調整に関する事。銃砲刀剣類の登録に関する事。埋蔵文化財調査センターに関する事。県立八雲立つ風土記の丘に関する事。県立古墳の丘古曾志公園に関する事。博物館及び博物課に相当する施設に関する事。世界遺産に関する事（世界遺産室）。古代文化の調査、研究及び活用に関する事（古代文化センター）。古代出雲歴史博物館に関する事。
- ・職員配置：文化財課 9 名（うち専門職員 6 名）
世界遺産室 6 名（うち専門職員 4 名）
古代文化センター 12 名（うち専門職員 10 名）

埋蔵文化財調査センター

- ・業務内容：埋蔵文化財の調査及び研究に関する事。埋蔵文化財の保存及び活用に関する事。埋蔵文化財に関する資料の作成及び活用に関する事。埋蔵文化財に関する指導及び助言に関する事。埋蔵文化財に関する知識の普及、及び啓発に関する事。
- ・職員配置：19 名（うち専門職員 17 名）

古代出雲歴史博物館

- ・業務内容：博物館資料の収集、保管及び展示に関する事。資料に関する専門的、学術的な調査及び研究に関する事。資料に関する目録、図録、調査研究報告書等の作成及び提供に関する事。文化財等を活用した歴史文化の理解の促進に関する事など。
- ・職員配置：15 名（うち専門職員 14 名）

八雲立つ風土記の丘（指定管理）

- ・八雲立つ風土記の丘地内の重要遺跡や文化財の管理・活用

古墳の丘古曾志公園（指定管理）

- ・復元された古墳や出土遺物の展示公開

関係部局**（1）教育委員会****教育指導課**

- ・業務内容：高等学校の教育に係る指導並びに小中学校等及び幼稚園の教育に係る指導及び助言に関する事ほか
- ・連携内容：「心に残る文化財子ども塾」や教員養成講座

社会教育課

- ・業務内容：社会教育に関する指導及び助言に関すること。生涯学習の振興に係る企画及び調整に関することほか
- ・連携内容：公民館や図書館等での文化財講座などの生涯学習活動

(2) 環境生活部

自然環境課

- ・業務内容：自然保護の総合的な計画及び調整に関すること。三瓶自然館に関することほか
- ・連携内容：三瓶小豆原埋没林の保存管理及び活用

三瓶自然館（指定管理）

- ・石見銀山遺跡の生物環境調査

文化国際課

- ・業務内容：国際交流・協力の企画及び調整に関すること。芸術及び文化の振興に関することほか
- ・連携内容：県立美術館等での展示。多言語化の助言・協力

県立美術館・芸術文化センター

- ・文化財に関する展示

(3) 商工労働部

観光振興課

- ・業務内容：観光の振興に関すること。観光地しまねの魅力の発信に関することほか
- ・連携内容：文化財を活用した観光振興

しまねブランド推進課

- ・業務内容：県産品の紹介、あっせん及び販路拡大に関することほか
- ・連携内容：伝統工芸品等のブランド化

(4) 農林水産部

農地整備課

- ・業務内容：土地改良事業の実施及び指導に関することほか
- ・連携内容：埋蔵文化財、天然記念物等の保護・調整

森林整備課

- ・業務内容：保安林に関すること。野生鳥獣の保護管理に関することほか
- ・連携内容：天然記念物等の保護

(5) 土木部

道路建設課

- ・業務内容：一般国道及び県道の新設及び改築に関することほか
- ・連携内容：埋蔵文化財保護等の調整

高速道路推進課

- ・業務内容：高速道路の整備促進及びその調整に関することほか
- ・連携内容：埋蔵文化財保護等の調整

(6) 地域振興部

しまね暮らし推進課

- ・業務内容：市町村の広域的な地域振興に関することほか
- ・連携内容：文化財を活用した地域づくりやまちづくり

中山間地域・離島振興課

- ・中山間地域対策の総合調整及び推進に関すること
- ・連携内容：鉄の道文化圏に関すること

民間団体等

島根県文化財愛護協会

- ・機関誌である「季刊文化財」の発行や文化財講座の開催、文化財愛護事業の助成、文化財愛護活動の顕彰など、文化財の普及啓発を目的に設立

しまね文化振興財団

- ・多様な文化芸術を積極的に行い、活力ある地域社会と魅力ある島根の実現を目的として設立

いづも財団

- ・ふるさと島根の貴重な文化財を保存・継承し、古くより日本人を育んできた精神、伝統文化を次世代へ継承していくことを目的に設立

石見銀山協働会議

- ・市民と行政の協働のもと、石見銀山の保全活用を目的に設立

島根県建築士会

- ・建築士の資質向上や業務の進歩改善、建築文化の進展を目的に設立

島根県文化財所有者連絡協議会

- ・文化財の保存・活用を目的に設立

しまねミュージアム協議会

- ・様々な分野の施設が連携して新しい展示技術の研究や普及活動などを行うことを目的に設立

山陰歴史資料ネットワーク

- ・歴史資料保全活動を行うことを目的としたボランティア団体

山陰史跡整備ネットワーク会議

島根大学

島根県立大学